

## 第二部 分配系列



## 目 次

第二部 分配系列	
第1章 分配系列の概要	2 - 1
1. 制度部門別所得支出勘定の表章形式	2 - 1
2. 県民所得及び県民可処分所得の概要	2 - 4
3. 県民可処分所得と使用勘定	2 - 21
4. 県民所得及び県民可処分所得の表章	2 - 22
5. 県民経済計算の主な基準改定への対応	2 - 25
第2章 制度部門別所得支出勘定	2 - 28
第1節 第1次所得の発生と配分	2 - 28
1. 付加価値の発生による所得	2 - 28
1.1 雇用者報酬	2 - 28
1.1.1 賃金・俸給	2 - 29
(1) 現金給与	2 - 29
(2) 現金給与以外の賃金・俸給	2 - 38
(付) 賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について	2 - 39
1.1.2 雇主の社会負担	2 - 42
(1) 雇主の現実社会負担	2 - 42
(2) 雇主の帰属社会負担	2 - 44
1.2 営業余剰・混合所得	2 - 45
1.2.1 営業余剰・混合所得の推計手順	2 - 45
1.2.2 営業余剰・混合所得の推計方法	2 - 48
1.3 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	2 - 52
(1) 生産・輸入品に課される税	2 - 52
(2) (控除)補助金	2 - 55
(3) 一般政府の分割	2 - 55
(4) 中央政府に格付けされている独立行政法人等が支払う税の扱い	2 - 56
2. 資産の貸借による財産所得	2 - 58
2.1 投資所得	2 - 59
2.1.1 利子	2 - 59
(1) 利子の推計手順	2 - 60
(2) 利子の推計方法の概要	2 - 60
(3) 利子の制度部門別推計	2 - 63
2.1.2 法人企業の分配所得 (「海外直接投資に関する再投資収益」を含む)	2 - 83
2.1.3 その他の投資所得	2 - 88
2.2 賃貸料	2 - 96
(1) 制度部門別土地の総賃貸料	2 - 96
(2) 制度部門別土地税	2 - 100

第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）	2 - 102
1. 所得・富等に課される経常税	2 - 102
1.1 推計の概要	2 - 102
1.2 所得に課される税	2 - 105
1.3 その他の経常税	2 - 108
2. 純社会負担と社会給付	2 - 111
2.1 推計の概要	2 - 111
2.2 純社会負担	2 - 118
2.2.1 現実社会負担（家計、雇主）	2 - 118
（1）社会保障基金に係る現実社会負担 （「現金による社会給付」を含む）	2 - 118
（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担	2 - 126
2.2.2 帰属社会負担（雇主）	2 - 128
2.2.3 家計の追加社会負担	2 - 131
2.2.4 年金制度の手数料（控除項目）	2 - 131
2.3 社会給付	2 - 132
2.3.1 現物社会移転以外の社会給付	2 - 132
（1）現金による社会保障給付	2 - 132
（2）その他の社会保険年金給付	2 - 132
（3）その他の社会保険非年金給付	2 - 132
（4）社会扶助給付	2 - 133
2.3.2 現物社会移転	2 - 135
（1）市場産出の購入	2 - 135
（2）非市場産出	2 - 138
3. その他の経常移転	2 - 139
3.1 非生命保険金及び非生命保険純保険料	2 - 139
3.1.1 非生命保険料・保険金の概要	2 - 139
3.1.2 推計方法	2 - 140
（1）非生命保険金	2 - 140
（2）非生命保険純保険料	2 - 140
（3）一般政府の部門分割	2 - 141
3.2 一般政府内の経常移転	2 - 146
3.3 他に分類されない経常移転	2 - 149
3.3.1 他に分類されない経常移転（罰金を除く）	2 - 149
（1）対家計民間非営利団体への経常移転	2 - 151
（2）対家計民間非営利団体以外への経常移転	2 - 152
（3）償却債権取立益	2 - 155
3.3.2 罰金	2 - 156
（1）範囲	2 - 156
（2）推計方法	2 - 156

第3節	最終消費支出	-----	2 - 158
第4節	年金受給権の変動調整	-----	2 - 158
第5節	貯蓄	-----	2 - 158
第3章	「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳(表)	-----	2 - 159
参考	所得支出勘定と域外勘定の関連	-----	2 - 161



## 第1章 分配系列の概要

生産活動の結果、発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で配分され、さらに財産所得等による再配分、純社会負担と社会給付、その他の経常移転などによる様々な分配・再分配を経たあと、一部が最終消費支出として、残りの部分は貯蓄として記録される。これを勘定として示したのが所得支出勘定である。この所得支出勘定を、活動の意思決定主体（制度単位）により、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5制度部門に分割したものが制度部門別勘定である。

県民経済計算の分配系列では、「中央政府等の扱い変更」により、県内の一般政府の部門内訳は、県、市町村、地方社会保障基金となる。そのため、推計区分の制度部門名は、「一般政府」から「一般政府（地方政府等）」もしくは「地方政府等」の名称とする。ただし、分配系列の概念説明や一般政府全体を推計する場合は「一般政府」を用いる。

県民所得（分配系列）はこの所得支出勘定を組み替えることによって推計される。

最初に制度部門別所得支出勘定の表章形式を示し、次に分配系列の各勘定の構成項目について、その概要を説明する。また、最後に分配系列における県民経済計算の主な基準改定への対応を示す。

### 1. 制度部門別所得支出勘定の表章形式

5制度部門別の所得支出勘定の表章形式を、図表1-1～5に示す。

図表1-1 非金融法人企業

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 賃貸料	6. 営業余剰 7. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料
2. 所得・富等に課される経常税	8. 雇主の帰属社会負担
3. その他の社会保険非年金給付	9. その他の経常移転 うち非生命保険金
4. その他の経常移転 うち非生命純保険料	
5. 貯蓄	
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

図表1-2 金融機関

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険年金給付 (2) その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5. 年金受給権の変動調整 6. 貯蓄	7. 営業余剰 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 投資信託投資者に帰属する投資所得 9. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除)年金制度の手数料 10. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

図表1-3 一般政府 (地方政府等)

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険非年金給付 (3) 社会扶助給付 3. その他の経常移転 うち非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 生産・輸入品に課される税 (地方政府) 7. (控除)補助金 (地方政府) 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 9. 所得・富等に課される経常税 (地方政府) 10. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 11. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転 (市場産出の購入)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

図表1-4 家計（個人企業を含む）

1．財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2．所得・富等に課される経常税 3．純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除)年金制度の手数料 4．その他の経常移転 うち非生命純保険料 5．最終消費支出 6．貯蓄	7．営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰(持ち家) (2) 混合所得 8．雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a．雇主の現実社会負担 b．雇主の帰属社会負担 9．財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 a．保険契約者に帰属する投資所得 b．年金受給権に係る投資所得 c．投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10．現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11．その他の経常移転 うち非生命保険金 12．年金受給権の変動調整
支 払	受 取
(参考) 支払利子(FISIM調整前) 可処分所得 貯蓄率(%)	(参考) 受取利子(FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転(市場産出の購入)

(注) 1．可処分所得 = (受取 - 12) - (1 ~ 4の合計)  
 2．貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

図表1-5 対家計民間非営利団体

1．財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2．現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険非年金給付 (2) 社会扶助給付 3．非生命純保険料 4．最終消費支出 5．貯蓄	6．財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 7．雇主の帰属社会負担 8．その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子(FISIM調整前)	(参考) 受取利子(FISIM調整前)

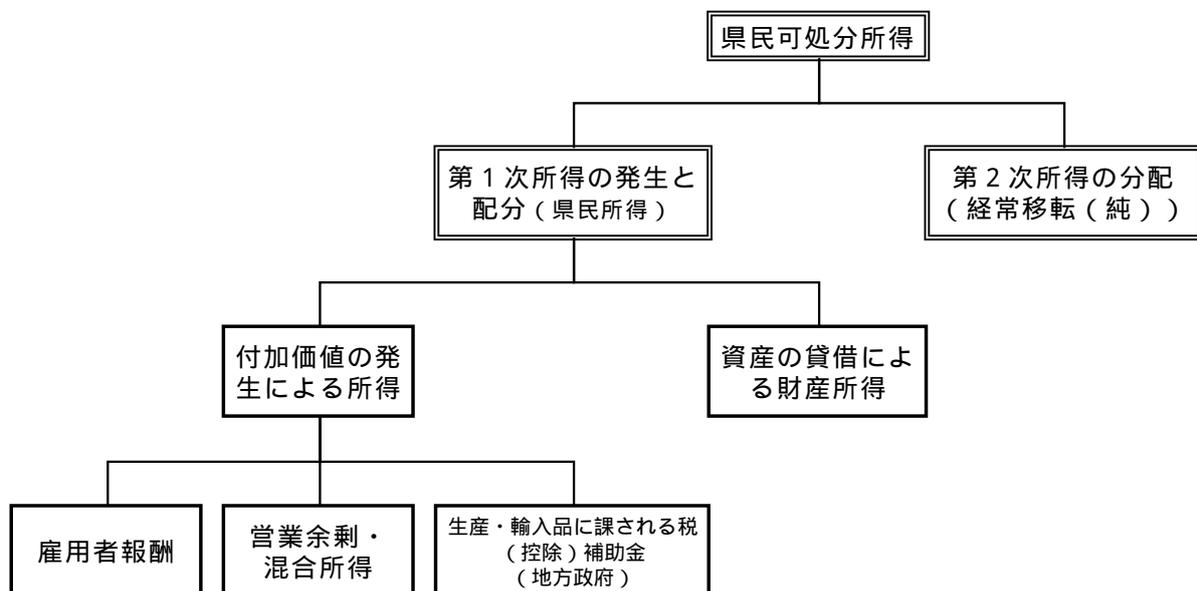
2. 県民所得及び県民可処分所得の概要

第1次所得の発生と配分（県民所得）は、各制度部門が生産過程へ資本、労働等を投入した結果として受け取る所得（雇用者報酬、企業所得（営業余剰・混合所得、資産の貸借による財産所得）、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府））と非生産資産の貸借により発生する財産所得（純）から構成されている。

県民可処分所得は、第1次所得の発生と配分（県民所得（第1次所得バランス））に第2次所得の分配（経常移転（純））を加えたものである。

なお、県民所得と県民可処分所得は、「県民」概念で示されている。図表1-6に県民可処分所得の全体構成を示す。

図表1-6 県民可処分所得の全体構成



以下、各記録項目について説明する。

(1) 雇用者報酬

「雇用者報酬」は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者（employees）への配分額を指すもので、家計部門の受取にのみ記録される。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず、県民経済計算上のあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

賃金・俸給

「賃金・俸給」については、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、

給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等も含まれる。

なお、役員賞与については、2005年（平成17年）基準までは、財産所得（配当）の一部として記録されていたが、2011年（平成23年）基準以降、賃金・俸給に含められている。

一方、現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

さらに、国民経済計算では、2011年（平成23年）基準以降、賃金・俸給には、2008SNAを踏まえ、雇用者ストックオプション（雇主企業がその雇用者に付与する自社株式の購入権）の価値が賃金・俸給に含まれているが、金額が小さく、また地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

#### 雇主の社会負担

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。前者は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に、後者はさらに雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。

#### ア．雇主の現実年金負担

「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。

ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分（会計基準対象となる部分）も含まれる。

#### イ．雇主の現実非年金負担

「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療保険、介護保険、雇用保険及び児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

#### ウ．雇主の帰属年金負担

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ記録される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録される。これら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属年金負担 = 現在勤務増分 + 年金制度の手数料 - 雇主の現実年金負担

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。

#### エ．雇主の帰属非年金負担

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金（例えば退職給付規定による支給額を超える部分等）の支給額や、その他無基金により雇主が雇用に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

#### (2) 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業含む）の3つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上、財貨・サービスの販売収入では、生産および他の活動に係る費用をカバーできない生産活動であること、利潤を得ても制度上それを配分できないことから、営業余剰・混合所得は存在しないものとする。政府サービス等の産出額を生産費用の合計額として計測するときには、営業余剰・混合所得は存在しないものとする。

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

#### (3) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

分配系列においては生産系列で対象とした税・補助金のうち、地方政府分のみが記録の対象となる。中央政府は地理的には存在しない準地域にあり、県内制度部門ではないためである。

##### 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、「ア．税法上損金算入が認められ」、「イ．その負担が最終購入者へ転嫁されるもの」を指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、経常移転の「所得・富等に課される経常税」とは区別され、一般政府の受取としてのみ記録される。制度部門別所得支出勘定においては、一般政府のうち地方政府のみが記録の対象となる。また、2015年（平成27年）基準より国際観光旅客税のうち国内居住の企業部門が支払った金額は生産・輸入品に課される税に分類されることとなった。

##### 補助金

「補助金」とは、一般的に、「ア．一般政府から市場生産者に対して交付され」、「イ．市場生産者の経常費用を賄い」、「ウ．財貨・サービスの市場価格を低下させる」、という3つの条件を満たす経常交付金である。一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。制度部門別所得支出勘定においては、一般政府のうち地方政府のみが記録の対象となる。

このため、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記ア．を満たさないことから補助金には記録されない。

#### (4) 財産所得

「財産所得」とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。また、財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）及び「賃貸料」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、県民経済計算では法人企業の分配所得に含む。

##### 利子

「利子」は、特定の種類の金融資産 - 例えば、預金、債務証券、貸出等 - の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより、他の制度単位から受け取る所得を指す。ただし、国民経済計算と同様に県民経済計算においても、利子に関して三点（ア．FISIMの扱い、イ．確定給付型年金制度、ウ．投資信託に係る扱いについて）留意が必要である。

##### ア．FISIMの扱い

第一の留意点は、2005年（平成17年）基準以降導入されているFISIMの取扱いである。具体的には、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM調整後」の概念である。

現実に観測される利子についてみると、貸出という資金提供の代わりに受け取る利子所得には、貸出残高に貸出利子率と参照利子率の差を乗じて求められる「借り手側FISIM」分が含まれる。他方、預金という資金提供の対価として受け取る利子所得には、預金残高に参照利子率と預金利子率の差を乗じて求められる「貸し手側FISIM」が含まれない、すなわち「FISIM調整前」のものである。

国民経済計算と同様に県民経済計算においても、こうした金融仲介機関が預金や貸出により提供した金融サービスに対する支払分は、財貨・サービスの取引として記録することとなっている。このため、貸出についていえば、観測される利子所得から「借り手側FISIM」を控除した分が、預金についていえば、観測される利子所得に「貸し手側FISIM」を加算した分が、それぞれ（FISIM調整後の）利子として記録

される。なお、県民経済計算では参考として、FISIM 調整前の利子の受払についても記録している。

#### イ．確定給付型年金制度に係る扱い

二点目は、「雇主の社会負担」の項で述べたとおり、2011年（平成23年）基準以降では、雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（企業年金、退職一時金）に係る取引等について、発生主義による記録を徹底していることと関係する。ここで、確定給付型制度についてはいわゆる積立不足が発生しうが、この積立不足部分は、制度を運営する年金基金（金融機関）が、制度の責任主体（年金責任者）である雇主企業（非金融法人企業、金融機関）に対して持つ金融債権であり、そこから財産所得を受け取っているものと擬制することとなっている（「年金基金の年金責任者に対する請求権に係る擬制的な利子」と呼ぶ）。県民経済計算では便宜的に財産所得のうち利子に当該所得のフローを記録している。

#### ウ．投資信託に係る扱い

三点目は、投資信託に係る扱いである。2011年（平成23年）基準以降では、投資信託の投資者（投資信託受益証券の所有者）が、投資信託により受け取る所得について、実際に支払われた分配金を「配当」に、投資信託の留保利益分を「投資信託投資者に帰属する投資所得」に記録することとしている。ただし、基礎統計の制約から、この扱いは2012年度（平成24年度）以降とし、これ以前については、分配金、留保利益ともに「利子」に含まれる扱いとする。

#### 法人企業の分配所得

「法人企業の分配所得」は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」を、県民経済計算では「法人企業の分配所得」に含む。

「配当」は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供（投資）を行った結果として受け取る投資所得を指す。ここには、一般的な株式配当金のほか、「ア．投資信託からその投資家に対して実際に配分されたインカムゲインを原資とする分配金」や、「イ．海外直接投資について、投資先である現地企業から、投資元である直接投資家に対して実際に配分された配当金」も含まれる。なお、2005年（平成17年）基準以前では、配当に役員賞与を含めていたが、2011年（平成23年）基準以降は、企業会計における取扱いと整合的に、配当ではなく雇用者報酬（賃金・俸給）に記録している。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す。

その他の投資所得

投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外のものは「その他の投資所得」に含まれる。具体的には、「ア．保険契約者に帰属する投資所得」、「イ．年金受給権に係る投資所得」、「ウ．投資信託投資者に帰属する投資所得」である。

ア．保険契約者に帰属する投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」には、生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（以下、「保険帰属収益」という）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

なお、2005年（平成17年）基準以前においては、年金基金に係る投資収益についても、保険会社のそれと同じく「保険契約者に帰属する財産所得」に記録していたが、2011年（平成23年）基準以降では、別項目である「年金受給権に係る投資所得」（次項）に記録されている。

イ．年金受給権に係る投資所得

「年金受給権に係る投資所得」とは、2011年（平成23年）基準以降で独立表章された内訳項目であり、雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。これは現実には年金基金が留保するものであるが、前述の「保険契約者に帰属する投資所得」と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（追加掛金）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は、「家計の追加社会負担」として記録される。

この投資所得は、確定拠出型の制度の場合は、年金基金の受託資産、すなわち家計の年金受給権を投資した結果としての運用収益が記録される。一方、確定給付型の制度の場合は、発生主義の考え方の下、雇用者の勤続年数や平均余命、割引率といったパラメータにより計測される（前期末の）年金受給権に対し、割引率を乗じた値として計算される過去勤務増分に相当する金額が記録される。換言すると、ある期（例えば一年）の間における、年金受給権の割引現在価値の増加のうち、一年間だけ給付開始時点が近づくことによる増加分（割引率の巻き戻し分）という形で、いわば概念上の利子所得として記録されるものが、確定給付型制度の場合の「年金受給権に係る投資所得」となる。

ウ．投資信託投資者に帰属する投資所得

「投資信託投資者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指す。現実

には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。本項目は、2011年（平成23年）基準以降で独立表章された項目であるが、計数としては、基礎統計上の制約から2012年（平成24年）7 - 9月期以降記録されている。

#### 賃貸料

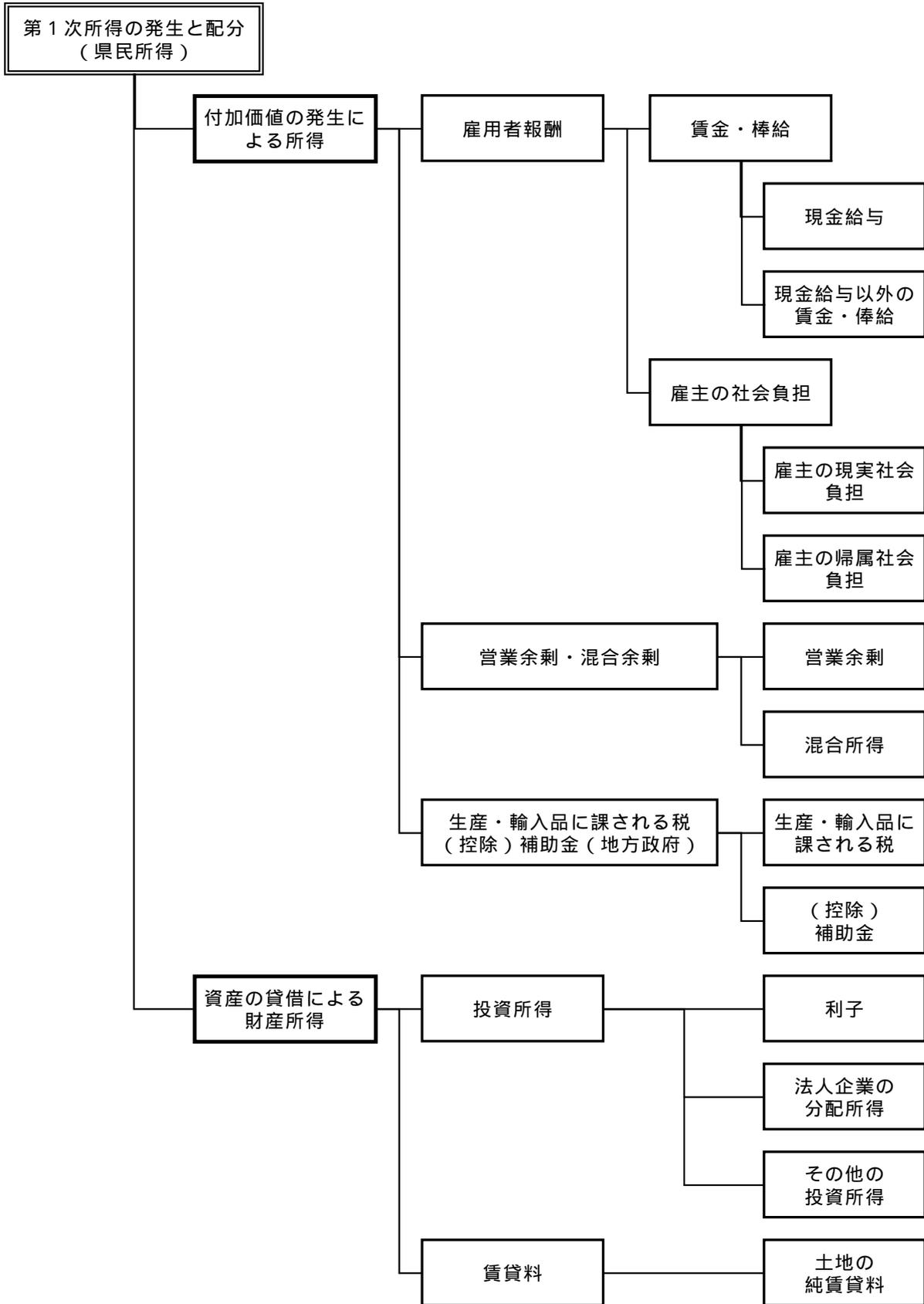
「賃貸料」は、土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料である。

2015年（平成27年）基準改定により、2011年（平成23年）基準で分配系列の財産所得の賃貸料に含まれていた「著作権使用料」は、著作権等が生産資産となったため、賃貸料として分配系列では記録せず、生産系列において、「著作権等サービス」というサービスとして記録される。

土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。言い換えると、国民経済計算体系では、慣例上、土地を賃借した使用者（賃借人）が、生産活動にこれを使用するにあたり、これらの諸経費を負担したと見なし、これを総賃貸料から控除した純賃貸料が財産所得として賃借人から賃貸人に支払われるという扱いとなっている。

上記、（1）雇用者報酬～（4）財産所得で説明した第1次所得の発生と配分（県民所得）の階層構造を図表1-7に示す。

図表1-7 第1次所得の発生と配分（県民所得）の階層構造

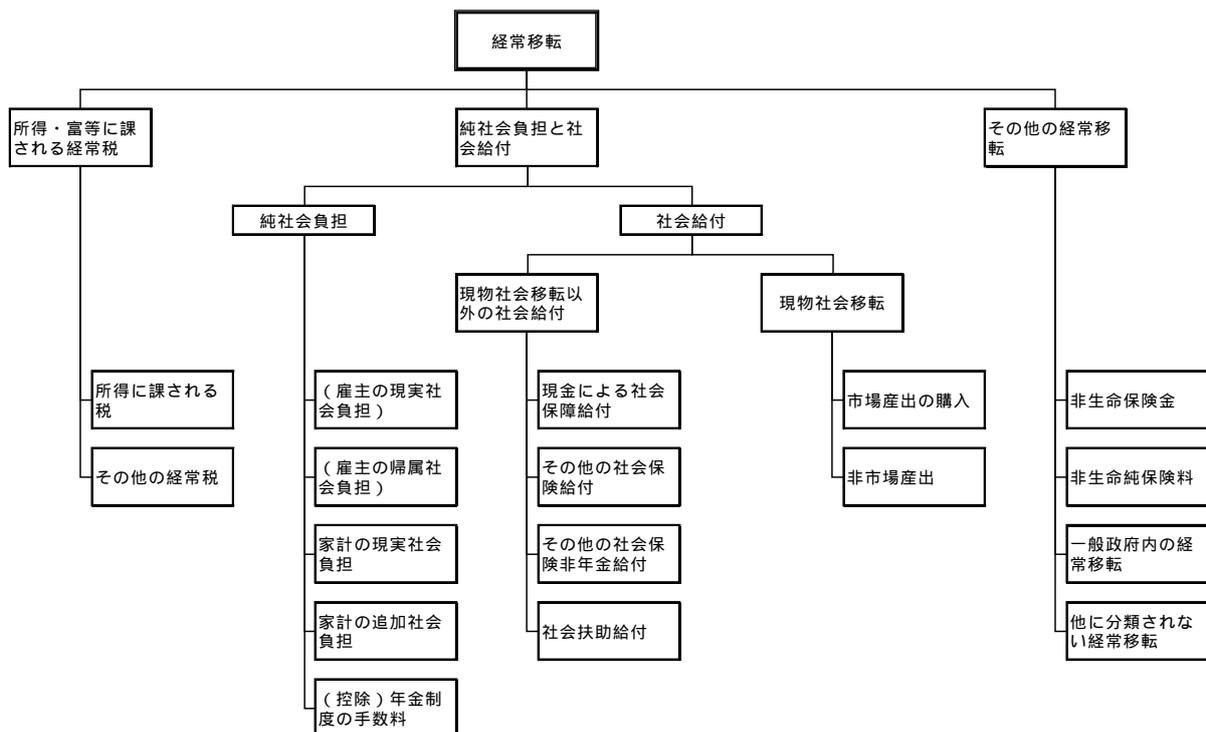


(5) 第2次所得の分配(「経常移転」)

「経常移転」は、大別すると「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担と社会給付」、「その他の経常移転」に分けられる。

「純社会負担と社会給付」のうち「社会給付」は、「現物社会移転以外の社会給付」と「現物社会移転」に分けられる。図表1-8に経常移転の階層構造を示す。

図表1-8 経常移転の階層構造



所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」とは、主に、生産活動または資産の貸借から得られる家計の所得、企業の利潤などに課される税及び、家計による自家用車など生産活動に結びつかない資産の保有に課される税からなる。なお、相続、贈与等による資産の取得(支払側の資産取崩、受取側の資産形成)に課される税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく、「資本移転」扱い(資本勘定)である。

「所得・富等に課される経常税」は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録される。

a. 所得に課される税

「所得に課される税」には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税(所得割、法人税割、配当割、利子割)、市町村民税(所得割、法人税割)、日本銀行納付金等が含まれる。

## b. その他の経常税

「その他の経常税」には家計の負担する自動車関連諸税、事業税（地方特別法人税を含む）道府県民税、市町村民税の個人均等割や国際観光旅客税のうち居住者家計分等が含まれる。このうち事業税については、2005年（平成17年）基準以前では、生産・輸入品に課される税に含まれていたが、2011年（平成23年）基準以降は、本項目に含まれている。自動車関連諸税については、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結び付くものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

## 純社会負担と社会給付

## ア. 純社会負担

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、前述のとおり、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなり、雇用者報酬に含まれる。

また、雇用者本人が行う負担は、後述するように、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。制度部門別所得支出勘定の支払側では、すべての社会負担が家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち「社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府(社会保障基金)」に、「企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関(年金基金)」に、さらに「無基金の社会保険制度に係る負担(現実の支給額を記録)」については、雇主部門(雇主と雇用者の関係がある家計の他の4制度部門)に、それぞれ記録される。

家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」は、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」と合わせた形で、社会負担の支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。

なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値は「純社会負担」と呼ばれる。

## a. 雇主の現実社会負担

雇主の現実社会負担は、概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担から成る。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

b. 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、概念上、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担から成る。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関するのみ記録される概念である。

一方、雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

c. 家計の現実社会負担

「家計の現実社会負担」は、社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。

例えば、我が国の場合、社会保障の厚生年金制度の場合、雇主と雇用者が社会保険料を折半しているが、このうち雇用者負担分が本項目に記録される（雇主分は「雇主の現実社会負担」に記録）。なお、2005年（平成17年）基準以前では、後述する「家計の追加社会負担」相当分と併せて、「雇用者の社会負担」として表章されていたが、2011年（平成23年）基準以降、分割して記録が行われている。

d. 家計の追加社会負担

「家計の追加社会負担」は、前述（財産所得の項）の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、国民経済計算体系では、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理が採られている。本項目は2011年（平成23年）基準以降、独立表章されている。

e. (控除)年金制度の手数料

「(控除)年金制度の手数料」は、年金基金に係る制度の運営費用を指すもので、雇主と家計の社会負担の合計からこれを控除することで、「純社会負担」が導かれる。ここで控除された年金制度の手数料は、家計の可処分所得に一旦含まれ、そこから最終消費支出として支出される扱いとなる。

イ. 社会給付

(ア) 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇の

ような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。このうち、制度部門別所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が記録される。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

a．現金による社会保障給付

「現金による社会保障給付」は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。

b．その他の社会保険年金給付

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。

具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。本項目は、支払側では、制度を運営する立場としての金融機関（年金基金）部門、受取側では家計部門にのみ記録される。

前述（雇用者報酬の項）のとおり、2008SNA においては、雇用関係に基づく社会保険制度の年金受給権について、発生主義による記録を徹底することが勧告されている。我が国においては、企業会計の「退職給付に関する会計基準」において、厚生年金基金や確定給付企業年金といった確定給付型の企業年金と退職一時金を含む退職給付制度について、2008SNA と同様、発生主義に基づき記録することが求められており、2008SNAに対応した2011年（平成23年）基準以降においても、これらの制度を一体的に扱うこととしている。なお、2005年（平成17年）基準以前においては、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」として、退職一時金は企業会計上では、発生主義で記録されているか否かを問わず全額を「無基金雇用者社会給付」に含めて記録していたが、2011年（平成23年）基準以降では、発生主義で記録される退職後の給付について本項目に一本化されている。

c．その他の社会保険非年金給付

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金は無くとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

本項目は、2005年（平成17年）基準以前における「無基金雇用者社会給付」に対応するものであるが、本項目は、発生主義による記録を行わない、つまり現金主義で記録する退職一時金のほか私的保険への拠出金等を含み、制度部門

別所得支出勘定において、家計の受取、家計を除く各部門の支払に記録される。

#### d．社会扶助給付

「社会扶助給付」は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。定義上、受取側では家計、支払側では一般政府、対家計民間非営利団体のみ記録される。一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

なお、本項目は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難なものがあるため、現物給付分も含む。ただし、2005年（平成17年）基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分（生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分）については、2011年（平成23年）基準以降は現物社会移転に含まれる。

#### (イ) 現物社会移転

「現物社会移転」とは、一般政府又は対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す（個別的分野における移転支出）。「現物社会移転」は、一般政府又は対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものに分かれる。なお、現物社会移転の区分については、2005年（平成17年）基準以前においては、1993SNAに則り「現物社会給付」と「個別的な非市場財・サービスの移転」に分けていた（現物社会給付については、さらに「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に区分）が、2011年（平成23年）基準以降では、2008SNAの分類方法を踏まえ、現物社会移転を、「現物社会移転（市場産出の購入）」と「現物社会移転（非市場産出）」の二つに分けている。なお、これらは、政府最終消費支出（地方政府等分に限る。以下、「地方政府等最終消費支出」という。）における個別消費支出に該当する。

2015年（平成27年）基準では、域外の中央政府と全国社会保障基金に係る現物社会移転（市場産出の購入、非市場産出）については、家計の「(参考)現物社会移転」に含めるものとする。

#### a．現物社会移転（市場産出の購入）

「現物社会移転（市場産出の購入）」とは、一般政府（域内・域外）が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、(ア)社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれる）や(イ)公費負担医療給付のほか、(ウ)義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。

2015年（平成27年）基準では、域外の中央政府と全国社会保障基金に係る現物社会移転（市場産出の購入）については、家計の「（参考）現物社会移転」に含めるものとする。

なお、2005年（平成17年）基準以前には、(ア)は現物社会移転のうち現物社会給付に、(イ)は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付に、(ウ)は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転にそれぞれ含まれていた。

b．現物社会移転（非市場産出）

「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府（域内・域外）や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。換言すると、（社会一般が便益を享受する集合的なものではなく）対家計の個別的な非市場性の財貨・サービスの産出額（生産費用の積上げで計測）のうち、自己勘定の総固定資本形成（R & D産出分）に向けられたもの以外で、かつ利用者家計からの料金や負担の支払を控除した残差を表すものである。

本項目に含まれる具体例としては、一般政府（域内・域外）の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

2015年（平成27年）基準では、域外の中央政府と全国社会保障基金に係る現物社会移転（非市場産出）については、家計の「（参考）現物社会移転」に含めるものとする。

なお、本項目に相当する部分は、2005年（平成17年）基準以前においては、現物社会移転の内訳としては「個別的な非市場財・サービスの移転」に記録していた。

その他の経常移転

「その他の経常移転」は、経常移転のうち、所得・富等に課される経常税や社会負担、社会給付以外のものを指し、非生命保険金や非生命純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

a．非生命保険金

「非生命保険金」は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。支払側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録する。

本項目には、2005年（平成17年）基準以前では損害保険等の非生命保険の保

険金のみが記録されていたが、2011年（平成23年）基準以降は、2008SNA を踏まえ、定型保証に係る純債務肩代わりも含まれている。

ここで、「非生命保険金」には2008SNA を踏まえ、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は含まれない。これは経常移転の扱いでなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

#### b. 非生命純保険料

「非生命純保険料」は、非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。受取側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関、支払側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの借り手部門（非金融法人企業ないし家計）に記録する。

$$\begin{aligned} \text{非生命純保険料} &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} - \text{産出額} \\ &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\ &\quad - [\text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\ &\quad - \text{保険金（純債務肩代わり）}] \\ &= \text{保険金（純債務肩代わり）} \end{aligned}$$

なお、産出額の式（[ ]内）からは非生命保険の準備金のうち被保険者の持分の増加分は捨象している。

非生命保険会社・定型保証機関としての金融機関から見れば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

本項目には、2005年（平成17年）基準以前は損害保険等の非生命保険の純保険料のみが記録されていたが、2011年（平成23年）基準以降は、定型保証に係る純保証料も含まれる。

#### c. 一般政府内の経常移転

一般政府内の経常移転は、地方政府（県・市町村）及び地域単位の社会保障基金（以下、「地方社会保障基金」という。）の相互間の経常移転、県内の地方政府・地方社会保障基金と中央政府、全国単位の社会保障基金（以下、「全国社会保障基金」という。）との間の経常移転、及び県内の地方政府・地方社会保障基金と県外の地方政府・地方社会保障基金との経常移転からなる。

2015年（平成27年）基準では、中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの県にも属さない準地域に存在するものとする。準地域に存在する中央政府・全国社会保障基金と県内地方政府・地方社会保障基金との間の経常移転については、直接取引とする。

全国社会保障基金と地方社会保障基金は以下のとおりであり、JSNAに準拠した各社会保障基金に含まれる機関を図表1-9に示す。

(a) 全国社会保障基金

中央政府によって設定・管理されている基金であり、年金特別会計、労働保険特別会計及び全国単位の上部機関を持つ農業者年金基金、旧公社の共済組合等である。

(b) 地方社会保障基金

地方政府によって設定・管理されている基金であり、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に加えて地方公務員共済組合等である。

図表1-9 全国単位と地方単位の社会保障基金

全国社会保障基金	地方社会保障基金
年金特別会計	国民健康保険事業
労働保険特別会計	後期高齢者医療事業
日本私立学校振興・共済事業団	介護保険事業
日本年金機構 1	地方公務員災害補償基金
年金積立金管理運用(GPIF) 1	地方公務員共済組合・同連合会
農業者年金基金	警察共済組合
エヌ・ティ・ティ企業年金基金	公立学校共済組合
(消防団員等公務災害補償等共済基金) 2	地方議会議員共済会
石炭鉱業年金基金	国民健康保険組合・同連合会
社会保険診療報酬支払基金	消防団員等公務災害補償等共済基金 2
国家公務員共済組合・同連合会	
日本たばこ産業共済組合	
日本鉄道共済組合	
日本製鐵八幡共済組合	
農林漁業団体職員共済組合	
健康保険組合・同連合会	
全国健康保険協会	

(注) 1. 1: 日本年金機構と年金積立金管理運用(GPIF)のデータは、JSNAでは明細表に計上していない。

2. 2: 消防団員等公務災害補償等共済基金は、2011年(平成23年)基準では全国、2015年(平成27年)基準では地方に区分される。

具体的な一般政府内の経常移転としては、地方交付税交付金や義務教育に係る国庫負担(国庫 県、市町村)、基礎年金の国庫負担等の社会保障制度に対する負担(国庫 社会保障基金)、医療保険及び介護保険制度に対する負担(県、市町村 社会保障基金)等を記録する。

なお、一般政府内の経常移転は、定義上、受取側、支払側ともに一般政府にのみ記録されるが、中央政府等の扱い変更により、中央政府等の地域事業所の受取分・支払分は記録しないこととなる(準地域と県内各制度部門との直接取引となる)ため、県市ごとの支払と受取は必ずしも同額にならない。

また、本項目には、公共事業に係る負担金等の資本形成を目的としてなされた一般政府内訳部門間の移転は含まない。これらは経常移転でなく、「資本移転」(資本勘定)である。

d. 他に分類されない経常移転

「他に分類されない経常移転」は、「その他の経常移転」のうち、上記の非生

命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転を除く分を指す。なお、この中には「経常国際協力」を含むことになるが、県民経済計算では地域格付けが困難であることから推計対象外とする。

具体的には、本項目には主に、(ア)一般政府により強制的に課せられた罰金・科料(例えば、速度超過等の道路交通法違反に伴い課される罰金及び科料)、(イ)個人間の仕送り(居住者と非居住者間の労働者送金を含む)や、贈与、寄付(義援金を含む)等の移転、(ウ)対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄付、(エ)社会給付を除く、一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、(オ)日本銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転、等が含まれる。

このうち、(オ)について補足すると、日本銀行の産出額のうち、受取手数料収入を除く部分(金融政策等の非市場性サービス相当分)については、準地域に位置する中央政府において最終消費するよう記録するが、各部門の純貸出(+)/純借入(-)に影響を及ぼさないよう、これと同額を日本銀行(金融機関)から中央政府(一般政府)への経常移転として記録する。この取扱いは、2008SNAを踏まえたもので、2011年(平成23年)基準以降から適用されている。なお、2015年(平成27年)基準では、県民経済計算では、当該処理は東京都のみ行う。

#### (6) 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(発主義で記録される企業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額であり、制度部門別所得勘定で、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度(公的年金制度)に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

ここで、「年金受給権の変動調整」を制度部門別所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から以下に示す。

まず、年金制度に係る負担や給付の受払は、企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては、可処分所得に影響を与えるものである。つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担-給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で、超過負担額は、金融面から見れば、「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積(超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少)、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の蓄積(同上)として記録されなければならない。こうした、金融面との整合性を確保する観点から、制度部門別所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を「年金受給権の変動調整」として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

なお、こうした所得支出勘定上の取扱いは、1993SNAに準拠した1995年(平成7年)基準以降行っており、2005年(平成17年)基準以前では「年金基金年金準備金の変動」という名称で記録していたが、2011年(平成23年)基準以降、2008SNAへの対応として名称変更が行われた。

(7) 最終消費及び貯蓄

地方政府、地方社会保障基金、対家計民間非営利団体及び家計の支払項目には、支出系列で推計された「最終消費支出」が記録され、さらに受取合計から支払合計を差し引いて、最終的に残った手元の所得は「貯蓄」として記録する。

3. 県民可処分所得と使用勘定

「県民可処分所得と使用勘定」は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものであり、雇用者報酬（県外からの受取（純）を含む）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得の受取（純）、生産・輸入品に課される税（地方政府）及び（控除）補助金（地方政府）、域外からの経常移転の受取（純）で構成される「県民可処分所得」が受取側に、支払側にはその使用として最終消費支出と貯蓄が記録される。この貯蓄を県民可処分所得で除した比率は県民経済全体の貯蓄率を意味する。また平均消費性向（消費/可処分所得）も算出することができ、マクロ経済分析上重要な勘定となっている。

なお、この勘定は、所得支出勘定と同様に、当該県の居住者主体についての分配及び再分配を記録する勘定であるから、域外との所得の受払も含まれている。

このうち再分配の項目については、県内部門間のものは受取計＝支払計であるから、すべて相殺され、域外との受払の分だけが記録される。また、域外との受払は、すべて受取額と支払額の差額（受取（純））として記録されている。

財産所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）の受け払い後に県内制度部門が受け取った所得の合計額は、県民所得の第1次所得バランスとして表される。

県民可処分所得と使用勘定の表章形式を図表1-10に示す。

図表1-10 県民可処分所得と使用勘定の表章形式

1. 民間最終消費支出 2. 地方政府等最終消費支出 3. 県民貯蓄	4. 雇用者報酬（県内活動による） 5. 県外からの雇用者報酬の受取（純） 6. 営業余剰・混合所得 7. 域外からの財産所得の受取（純） 8. 生産・輸入品に課される税（地方政府） 9. (控除)補助金（地方政府） 10. 域外からの経常移転の受取（純）
県民可処分所得の使用	県民可処分所得

## 4. 県民所得及び県民可処分所得の表章

主要系列表 - 3 「県民所得及び県民可処分所得の分配」は、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって得られる。図表1-11に県民所得及び県民可処分所得の分配の表章形式を示す。

以下主要系列表 - 3 の表章に基づいて説明する。

### (1) 県民所得（要素費用表示）

「県民所得（要素費用表示）」とは「要素費用表示の県民純所得」の意味であり、要素所得（＝県内ベースの雇用者報酬＋営業余剰・混合所得）＋域外からの要素所得の受取（純）と等しくなる。通常、県民所得という場合はこれを指す。

なお、主要系列表 - 3 では県民所得（要素費用表示）を雇用者報酬（所得支出勘定より）、財産所得（非企業部門）及び企業所得を内訳として表章する。

#### 財産所得（非企業部門）

「財産所得（非企業部門）」では所得支出勘定の地方政府等、家計、対家計民間非営利団体の制度部門の財産所得を表章する。

#### 企業所得

「企業所得」は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち財産所得の受取（純）を加えたものを、a. 民間法人企業、b. 公的企業、c. 個人企業の3部門別に所得支出勘定から組替えて記録する。

なお、制度部門別所得支出勘定で家計に記録される財産所得については、個人企業に発生することが明らかなものは の企業所得に含め、個人企業と非個人企業との分割ができない受取利子などについては、 の非企業部門の財産所得として記録する。

### (2) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）

地方政府分の生産・輸入品に課される税から補助金を控除した額を記録する。

### (3) 県民所得（第1次所得バランス）

「県民所得（第1次所得バランス）」は、県民所得（要素費用表示）に生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）を加えたものである。

### (4) 経常移転の受取（純）

「経常移転」は 非金融法人企業及び金融機関、 一般政府、 家計（個人企業を含む） 対家計民間非営利団体に分けて表章し、制度部門別所得支出勘定の受払の差額を記録する。

### (5) 県民可処分所得

「県民可処分所得」は県民所得（第1次所得バランス）に経常移転（純）を加えた

ものであり、統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致する。

(6) 県民総所得(市場価格表示)

「県民総所得(市場価格表示)」は、県民所得(要素費用表示)に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税(控除)補助金(中央政府、地方政府)を加えたものである。

図表1-11 県民所得及び県民可処分所得の分配の表章形式

項 目
1. 雇用者報酬
(1) 賃金・俸給
(2) 雇主の社会負担
a. 雇主の現実社会負担
b. 雇主の帰属社会負担
2. 財産所得(非企業部門)
a. 受取
b. 支払
(1) 一般政府(地方政府等)
a. 受取
b. 支払
(2) 家計
利子
a. 受取
b. 支払(消費者負債利子)
配当(受取)
その他の投資所得(受取)
賃貸料(受取)
(3) 対家計民間非営利団体
a. 受取
b. 支払
3. 企業所得
(1) 民間法人企業
a. 非金融法人企業
b. 金融機関
(2) 公的企業
a. 非金融法人企業
b. 金融機関
(3) 個人企業
a. 農林水産業
b. その他の産業(非農林水産・非金融)
c. 持ち家
4. 県民所得(要素費用表示)(1 + 2 + 3)
5. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)
(1) 生産・輸入品に課される税
(2) (控除)補助金
6. 県民所得(第1次所得バランス)(4 + 5)
7. 経常移転の受取(純)
(1) 非金融法人企業及び金融機関
(2) 一般政府(地方政府等)
(3) 家計(個人企業を含む)
(4) 対家計民間非営利団体
8. 県民可処分所得(6 + 7)
(1) 非金融法人企業及び金融機関
(2) 一般政府(地方政府等)
(3) 家計(個人企業を含む)
(4) 対家計民間非営利団体
(参考) 県民総所得(市場価格表示)

- (注) 1. 県民総所得(市場価格表示) = 県民所得(要素費用表示) + 固定資本減耗  
+ 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(中央政府、地方政府)
2. 企業所得は、営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したもの。
3. 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。
4. 「市場価格表示」とは、市場で取引される価格による評価方法であり、市場における財貨・サービスの取引に係る要素全般で構成する価格構造を反映した表示である。

## 5. 県民経済計算の主な基準改定への対応

2015年（平成27年）基準改定において、分配系列に係る「中央政府等の扱い変更への対応」、「日本銀行の扱い変更への対応」、「基礎統計の変更への対応」を行った。

### （1）中央政府等の扱い変更への対応

2015年（平成27年）基準改定では、中央政府及び全国社会保障基金（以下、「中央政府等」という。）の地域事業所の扱いの見直しを行い、一般政府に係る推計方法の変更を行った。中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない。このため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない「準地域」に位置付けるものとする。この「準地域」は域外に含まれる。

分配系列では、以上の変更に伴い、中央政府等の地域事業所を制度単位として擬制しないこととなり、そのため、主に次の点を変更することとなる。

「第1次所得の発生と配分」では、「生産・輸入品に課される税」、「財産所得」（国債の利払い、FISIM消費額等）の受取・支払の扱いに変更が生じる。変更後は、域外（準地域）の中央政府等と域内にある制度部門との直接取引として記録する。また、財産所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）の受け払い後に県内制度部門が受け取った所得の合計額は、県民所得の第1次所得バランスとして表す。

「第2次所得の分配（経常移転）」では、「一般政府内の経常移転」において、中央政府等の地域事業所の貯蓄を「0」にする調整はなくなる（中央政府の扱い変更後、中央政府等の地域事業所は、域内制度単位としては存在しないこととなるから、地理的に県内の事業所として所在しても、域内において、貯蓄など所得支出勘定の計数が記録されることはない）。

例えば、国債の利払いについて見ると、2011年（平成23年）基準以前の推計方法では、中央政府の地域事業所（県内の制度単位という扱い）が支払い、県内の家計部門等が受け取ることとしていた。この場合、財産所得における利払い額が増加しても、支払額と受取額が県内の制度部門間で相殺されて、「県民所得」の増加に寄与することはなく、「県民可処分所得」及び「県民貯蓄」の増加に寄与する（これは、中央政府の地域事業所による支払額を、経常移転により、国庫が補填するという擬制を行っているからである。）。2015年（平成27年）基準では、中央政府等が域外の制度部門となるので、域外の中央政府等から域内の制度部門への利子・配当等の支払と受取の差額によって、地域の県民所得は増減する。

上記のように、中央政府等の扱い変更を行ったことにより、2011年（平成23年）基準以前の推計作業とは対応が異なる部分が生じる。具体的には、改定後は以下のようになる。

#### 一般政府の分離

県内の一般政府を中央政府等（中央政府の地域事業所、全国社会保障基金の本・支店）と地方政府等（県、市町村、地方社会保障基金）に分離する。

一般政府（地方政府等）の集計

一般政府（地方政府等）の受取、支払の集計には、中央政府等の分を含めず、地方政府等分のみを集計する。

県内制度部門と中央政府等との受取・支払の推計

県内制度部門（非金融法人企業、金融法人企業、地方政府等、家計、対家計民間非営利団体）の支払・受取の相手が中央政府等である場合には、推計が必要となる。これらについては基準改定前と同様に推計を行い、県内制度部門に記録する。

## （2）日本銀行の扱い変更への対応

日本銀行が行う金融政策サービス等は、非市場生産者が産出するサービスであり、そのメリットは外交、防衛、警察等と同様に社会全体が享受するという意味で、同サービスは集合的消費に相当する。JSNAにおいて、中央銀行は公的金融機関に属す一方、集合的消費を行うのは一般政府に限られる。そのため、JSNA及び県民経済計算の生産系列では、これまでも日本銀行の産出額のうち、非市場産出分を非市場生産者（政府）の産出額に加算している。

今回の県民経済計算の2015年（平成27年）基準改定においては、日本銀行が行う金融政策サービス等の経済活動とそれに係る取引を東京都にのみ記録することとする。

分配系列について、原則として公的金融機関である日本銀行の金融政策サービスを行っている事業所が所在する東京都にのみ記録する。ただし、日本銀行が支払う税（法人税、事業税、住民税）については、金融政策サービス（非市場、集合的）によって生じたものとそれ以外を峻別することが困難であるため、2011年（平成23年）基準同様に、公的金融機関の支払いとして、事業所が所在する県に記録する（推計方法に変更はない）。

## （3）基礎統計の変更への対応

経済センサス

『2019年（令和元年）経済センサス - 基礎調査』（総務省）は、「新たに把握した事業所」を主な調査対象としているため、従前通りに県民経済計算の推計に活用できない。

その代替方法としては以下のことが考えられる。

ア．『2016年（平成28年）経済センサス 活動調査』（総務省・経済産業省）のデータを補助系列として活用する。

イ．『2021年（令和3年）経済センサス 活動調査』（総務省・経済産業省）の公表後は、そのデータを補助系列として活用する。

ウ．産業別の従業者数については、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の産業別データを補助系列にして推計する。『毎月勤労統計調査』の計数を使用する際は、指数を補正してサンプル替えの影響を取り除いた計数を利用することが望ましい。

エ．類似性の高い基礎統計を補助系列にして推計する（例：民間非営利の教育の従業者数で『学校基本調査』（文部科学省）を活用するなど）。

#### 農業経営統計調査

令和元年調査において、調査体系等の見直しが行われた。当該調査の復元推計方法が変更されたほか、調査項目にも変更が生じている。推計方法の見直しについては、分配系列「1.1.1 賃金・俸給」「ア.農林水産業」「(ア)農業」に記述した。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

#### 賃金構造基本統計調査

2020年（令和2年）調査より、調査項目及び推計方法の見直しが行われ、それに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、2006年（平成18年）調査まで遡った集計結果が公表されている。

県民経済計算の2019年度（令和元年度）値推計に際しては、従来使用していた当該調査の変更・見直し前の系列（正式系列）を用いることとし、2020年度（令和2年度）値推計から変更・見直しによる遡及集計結果（参考系列）を用いることとする。なお、当該調査を用いた県民経済計算における推計方法については2011年（平成23年）基準から変更はない。

## 第2章 制度部門別所得支出勘定

### 第1節 第1次所得の発生と配分

第1次所得の発生と配分は、「付加価値の発生による所得」と、「資産の貸借による財産所得」からなる。

#### 1. 付加価値の発生による所得

付加価値の発生による所得は、「雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」及び、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」からなる。

##### 1.1 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への配分額を指す。

雇用者とは、県内に常時居住し、市場生産者、非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなす。3か月以上他県に就労する季節労務者については、国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなす。

雇用者報酬は、内訳として、(1)賃金・俸給、(2)雇主の社会負担に分類され、それらの構成項目は以下のとおりである。

図表2.1-1 雇用者報酬の構成

項目	項目
(1) 賃金・俸給	(2) 雇主の社会負担
現金給与	雇主の現実社会負担
ア. 雇用者給与	ア. 雇主の現実年金負担
イ. 役員報酬	イ. 雇主の現実非年金負担
ウ. 議員歳費等	雇主の帰属社会負担
現金給与以外の賃金・俸給	ア. 雇主の帰属年金負担
ア. 現物給与	イ. 雇主の帰属非年金負担
イ. 給与住宅差額家賃	

なお、上記表の(2)の「雇主現実社会負担」の内訳の「ア.雇主の現実年金負担」、「イ.雇主の現実非年金負担」は、2011年(平成23年)基準以降の概念上の区分であり、実際の推計作業では年金と非年金に分けずに推計する(2.純社会負担と社会給付、2.1推計の概要、(1)純社会負担の推計の概要を参照)。

また、2011年(平成23年)基準以降、2008SNAを踏まえ、賃金・俸給には「雇用者ストックオプション」の価値が含まれるが、金額が小さく、また地域別データが得られない

ことから、県民経済計算では推計対象外とする。

所得支出勘定は居住地主義を取るため、県内の雇用者報酬以外に、県外からの雇用者報酬（受取）、県外への雇用者報酬（支払）の推計を行い、県民ベースとする。

県民ベースの雇用者報酬は、所得支出勘定「家計」の受取と主要系列表 3「県民所得及び県民可処分所得の分配」に記録する（図表2.1-2参照）。

なお、県内ベースの雇用者報酬は生産勘定の付表「経済活動別県内総生産及び要素所得」において、県内要素所得の内訳として記録される。

図表 2.1-2 雇用者報酬の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	-	
金融機関	-	
地方政府等	-	
家計	-	
民間非営利	-	

（注）「勘定内記録箇所」の表は、それぞれの項目の計数が、制度部門別所得支出勘定のどこに記録されているかを表示したものである。図表 2.1-2 は、雇用者報酬が、制度部門別所得支出勘定では、家計部門の受取にのみ記録されていることを示している。

### 1.1.1 賃金・俸給

「賃金・俸給」は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費等も含まれる。

#### （1）現金給与

現金給与は、雇用者給与、役員報酬、議員歳費等からなる。

雇用者給与

雇用者給与は、農林水産業と農林水産業以外の産業に分けて推計する。

#### ア．農林水産業

農林水産業は、農業、林業、水産業について推計するとともに、これら産業の有給家族従業者の現金給与を加算する。

#### （ア）農業

##### a．農家

農家の雇用者報酬は、販売農家1戸当たり農業雇人費に販売農家戸数を乗じて推計する。

農家雇用者報酬 = 販売農家1戸当たり農業雇人費 × 販売農家戸数

ここで、

- ・ 農業雇人費 : 『農業経営統計調査』(農林水産省)
- ・ 販売農家戸数 : 『農業構造動態調査』(農林水産省)及び『農林業センサス』(農林水産省)

『農業経営統計調査』では2019年(令和元年)調査において、復元推計方法や調査項目の変更など調査体系等の見直しが行われた。

上記によらない場合は、所管課等へ照会する、従来使用している系列を全国値の伸び率を補助系列として延長推計する。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

b. その他(農業企業など)

農業法人事業体の雇用者報酬は、県主管課資料等により推計する。

これによらない場合は、

農業法人事業体の雇用者報酬 = 1人当たり雇用者報酬(全国平均)  
× 1人当たり現金給与の自県分の対全国比  
× 都道府県別農業法人雇用者数

ここで、

- ・ 1人当たり雇用者報酬(全国平均)  
: 『法人企業統計』(財務省)の「農業・林業」の役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人数で除したもの(全国平均)。  
なお、『法人企業統計』の集計業種区分が2009年度(平成21年度)以降、農業と林業が統合され「農業・林業」となったことから、このデータを用いることとする。
- ・ 1人当たり現金給与の自県分の対全国比  
: 『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人当たり平均月間現金給与総額(調査産業計)の自県分の対全国比を用いる。  
なお、サンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、数か年移動平均を用いる。
- ・ 都道府県別農業法人雇用者数  
: 『経済センサス 基礎調査』(総務省)の農業(園芸サービスを除く)のうち法人の県別従業者数。

## (イ) 林業

事業所に直接照会することによって賃金・俸給支払額を推計する。

これによらない場合は、以下のとおりとする。

## a. 林家

林家の雇用者報酬は、林業の県内純生産に林野面積の県別個人分割合、雇用労賃率を乗じて推計する。

$$\text{林家雇用者報酬} = \text{林業の県内純生産} \times \text{林野面積の県別個人分割合} \\ \times \text{雇用労賃率}$$

ここで、

- ・ 林業の県内純生産：生産勘定の「林業」の県内純生産（生産者価格表示）
- ・ 林野面積の県別個人分割合：
  - 『農林業センサス』（農林水産省）より民有林のうちの「私有」の割合を求める。
- ・ 雇用労賃率：『林業経営統計調査』（農林水産省）の雇用労賃／純付加価値による（なお、当該調査は、2018年（平成30年）調査から地域別の値の公表がされなくなったため、全国値で代替することが考えられる。）
  - 純付加価値 = 粗収益 - （経営費 - 雇用労賃 - 負債利子 - 物件税・公課諸負担）とする。

上記林業の純付加価値は、『林業経営統計調査』（農林水産省）の林業経営収支（1経営体当たり）に記録された項目のデータを用いて県内純生産（生産者価格表示）に相当する計数（産出額（生産者価格表示） - 中間投入 - 固定資本減耗）を算出している。

## b. その他

地方公共団体・財産区（林業）及び林業法人事業体における雇用者報酬は県主管課資料等により推計する。

これによらない場合、法人事業体については、

$$\text{林業法人事業体の雇用者報酬} = 1 \text{人あたり雇用者報酬（全国平均）} \\ \times 1 \text{人あたり現金給与の自県分の対全国比} \\ \times \text{都道府県別林業法人雇用者数}$$

ここで、

- ・ 1人あたり雇用者報酬（全国平均）：
  - 『法人企業統計』（財務省）の「農業・林業」の役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人数で除したものの（全国平均）。
  - なお、『法人企業統計』の集計業種区分が

## 第2章 制度部門別所得支出勘定

### 第1節 第1次所得の発生と配分

#### 1. 付加価値の発生による所得

2009年度(平成21年度)以降、農業と林業が統合され「農業・林業」となったことから、このデータを用いることとする。2008年度(平成20年度)以前についても農業と林業を合算した数値を用いる。

#### ・1人当たり現金給与の自県分の対全国比：

『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人当たり平均月間現金給与総額(調査産業計)の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、数か年移動平均を用いる。

#### ・都道府県別林業法人雇用者数：

『経済センサス 基礎調査』(総務省)の林業のうち法人の県別従業者数

### (ウ) 水産業

水産業の雇用者報酬は、水産業の県内純生産に雇用労賃率を乗じて推計する。

水産業の雇用者報酬 = 水産業の県内純生産(生産者価格表示) × 雇用労賃率

ここで、

#### ・雇用労賃率：『漁業経営統計調査』(農林水産省)より以下の式により経営体別、海区別に求める。

雇用労賃率 = 雇用労賃 / 純付加価値

純付加価値 = 漁労収入 - (漁労支出 - 雇用労賃 - 負債利子 - 租税公課諸負担)

『漁業経営統計調査』(農林水産省)より。

なお、内水面漁業、内水面養殖業の雇用労賃率は、漁船漁業(3t未満)、海面養殖業など、県の実態に即して準用する。

上記水産業の純付加価値は、『漁業経営統計調査』(農林水産省)の収入及び支出に記録された項目のデータを用いて県内純生産(生産者価格表示)に相当する計数(産出額(生産者価格表示) - 中間投入 - 固定資本減耗)を算出している。

### (I) 有給家族従業者の現金給与の加算

上記(ア)、(イ)、(ウ)の「雇用労賃」には有給家族従業者の労賃分が含まれていないことから、有給家族従業者分の現金給与を次式により推計し、上記(ア)、(イ)、(ウ)の合計額に加算する。

$$\text{有給家族従業者の現金給与} = \text{有給家族従業者1人当たり年間平均給与} \\ \times \text{有給家族従業者数}$$

ここで、

- ・有給家族従業者1人当たり年間平均給与：

上記(ア)～(ウ)で推計した農業、林業、水産業の各現金給与総額を各雇用者数で除した1人当たり単価を用いる。

なお、雇用者数については、『国勢調査』(総務省)から直線補間・補外して推計した数値に、二重雇用比率を乗じて推計する。

- ・有給家族従業者数 : 家族従業者数 × 全国の家族従業者総数に占める有給の割合
- ・家族従業者数 : 『国勢調査』(総務省)の家族従業者数を農林水産業以外の産業の常用雇用者数の補外方法に準じて補間・補外する。

#### イ. 農林水産業以外の産業

農林水産業以外の産業は、「教職員、公務を除いた雇用者」と「教職員、公務の雇用者」に分けて推計する。

これは、サービス業(教育)のうちの教職員については、財務諸表等のデータが直接照会等から得られることから、下記で推計に使用する『毎月勤労統計』(厚生労働省)のサンプル調査の結果を使用せずに別途推計加算する。また、非市場生産者(政府)のうち公務についても、『毎月勤労統計』の調査対象外であることから別途推計加算する。

雇用形態は、常用雇用者と臨時・日雇従業者に分けて推計する。なお、農林水産業以外の家族従業者(『国勢調査』ベース)は無給とみなしているため、推計しない。

#### (ア) 常用雇用者(サービス業(教育)のうちの教職員・非市場生産者(政府)のうち公務を除く)

経済活動別常用雇用者の賃金・俸給は、常用雇用者数 × 常用雇用者1人当たり賃金・俸給によって求める。

##### a. 常用雇用者数

常用雇用者数は、以下の式で求める。

$$\text{常用雇用者数} = (\text{雇用者数} \times \text{二重雇用比率}) - \text{臨時・日雇従業者数}$$

ここで、

- ・雇用者数 : 『国勢調査』(総務省)の雇用者数をベンチマークとして、『就業構造基本調査』(総務省)の産業別雇用者数、『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者数等によって補

## 第2章 制度部門別所得支出勘定

### 第1節 第1次所得の発生と配分

#### 1. 付加価値の発生による所得

間・補外推計し、各年次別雇用者数を推計する。

#### ・二重雇用比率

: 全国の比率を準用する。

なお、『国勢調査』では、1人の仕事を主なものの1つに限っているが、SNAでは、2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ1人と数える。そのため、副業者分を加算するために上記のように二重雇用比率を乗じ推計している。

#### ・臨時・日雇従業者数：後述「(ウ)臨時・日雇」より

なお、臨時・日雇分を控除するのは、雇用者数に乘じる「1人当たり現金給与総額」の推計(次項)に使用する『毎月勤労統計』(厚生労働省)の調査対象が常用雇用者であり、臨時・日雇従業者は調査対象外であるためである。

### b. 1人当たり現金給与総額

『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省) - 30人以上 - により経済活動別に求める。

なお、『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の産業中分類「K70物品賃貸業」は経済活動別の「専門・科学技術、業務支援サービス業」に含み、産業大分類「N生活関連サービス、娯楽業」、「Q複合サービス事業」は「その他のサービス」に含む。また産業大分類「P医療・福祉」は「保健衛生・社会事業」に該当する。

経済活動別全規模1人当たり現金給与額

$$\begin{aligned} &= (30人以上の1人当たり現金給与額 \\ &\quad \times 30人以上の常用雇用者数 \\ &\quad + 29人以下の1人当たり現金給与額 \\ &\quad \times 29人以下の常用雇用者数) \\ &\quad / (30人以上の常用雇用者数 + 29人以下の常用雇用者数) \end{aligned}$$

ここで、

・30人以上の1人当たり現金給与額：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の事業所規模30人以上の1人当たり現金給与総額による。

・29人以下の1人当たり現金給与額：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の結果を基礎に、『民間給与実態統計調査』(国税庁)などから、30人以上と29人以下

第2章 制度部門別所得支出勘定  
第1節 第1次所得の発生と配分  
1. 付加価値の発生による所得  
の給料手当の格差を用いて推計  
する。

・30人以上と29人以下の雇用者数：『経済センサス - 基礎調査』（総務省）から求める。

なお、国民経済計算は、『毎月勤労統計』（厚生労働省）の「常用雇用者5人以上」データを使用していることから、データの安定性等を勘案しつつ、30人以上と29人以下ではなく、5人以上と4人以下の区分で1人当たり現金給与額を算出してもよい。その際に使用するデータは、30人以上と29人以下の計数を求める場合と同じである。

(イ) 教育のうち教職員、非市場生産者（政府）のうち公務の常用雇用者

a. 教育のうち教職員

教職員のうち公立分は県教育委員会資料、国立、私立は直接照会によって得た所得額又は『学校基本調査報告書』（文部科学省）などにより推計する。

b. 非市場生産者（政府）

国家公務員、自衛隊員及び国有林野は直接照会、地方公務員は県人事委員会、その他の所管課に直接照会する。

なお、ここで推計した一般政府関連（公務、国公立の教職員）の推計値は、生産系列では使用しない。

(ウ) 臨時・日雇

臨時・日雇の賃金は、まず『国勢調査』ベースの「臨時・日雇者数」と『毎月勤労統計（地方調査）』ベースの「臨時・日雇の1人当たり年間現金総額」を推計して、次にこれら両者を乗じて求める。以下すべて経済活動別に推計する。

$$\begin{aligned} \text{臨時・日雇の賃金} &= \text{臨時・日雇の産業別雇用者数（『国勢調査』ベース）} \\ &\quad \times \text{臨時・日雇の産業別1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）} \end{aligned}$$

a. 臨時・日雇の雇用者数（『国勢調査』ベース）

臨時・日雇の雇用者数（『国勢調査』ベース）は、まず『経済センサス - 基礎調査』（総務省）より臨時・日雇の人数割合（対常用雇用者数）を求め、これを『国勢調査』（総務省）の雇用者数（二重雇用比率調整済み）に乗じて推計する。具体的には次のように推計する。

$$\begin{aligned} \text{臨時・日雇者数（『国勢調査』ベース）} \\ &= \text{臨時・日雇人数割合} \times \text{『国勢調査』の雇用者数} \\ &\quad \times \text{二重雇用比率} \end{aligned}$$

臨時・日雇人数割合 = 臨時雇用者数 / (常用雇用者 + 臨時雇用者数)

ここで、

- ・臨時雇用者数、常用雇用者数：『経済センサス - 基礎調査』  
(総務省)

b. 臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額(『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

『賃金構造基本統計調査』(厚生労働省)より臨時・日雇の賃金比率(対常用労働者の賃金、全国平均)を求め、これを『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)より上記(ア) b. で推計している常用雇用者の1人当たり年間現金給与額に乗じて求める。

臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額

(『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

= 常用雇用者の1人当たり現金給与総額(『毎月勤労統計(地方調査)』ベース) × 臨時・日雇賃金比率

具体的には、次のように推計する。

(a) 臨時・日雇賃金比率

臨時・日雇賃金比率 = 臨時労働者1人当たり年間現金給与総額  
/ 常用労働者1人当たり年間現金給与総額

(i) 臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

= 実労働日数 × 1日当たり所定内労働時間数  
× 1時間当たりきまって支給する現金給与額  
× 12か月

ここで、

- ・各データ：『賃金構造基本統計調査報告』(厚生労働省)の民間の全国平均を使用する。

( ) 常用労働者1人当たり年間現金給与総額

『賃金構造基本統計調査』(厚生労働省)より一般労働者と短時間労働者の1人当たり年間現金給与総額を求め、労働者数で加重平均して常用労働者(一般労働者 + 短時間労働者)の「1人当たり年間現金給与総額」(経済活動別、民間、全国平均)を求める。具体的には、以下を経済活動別に行う。

常用労働者1人当たり年間現金給与総額

= (一般労働者1人当たり年間現金給与総額  
× 一般労働者数 + 短時間労働者1人当たり年間

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

1. 付加価値の発生による所得

現金給与総額 × 短時間労働者数)

/(一般労働者数 + 短時間労働者数)

一般労働者1人当たり年間現金給与総額

= 一般労働者の「きまって支給する現金給与額」×12か月  
+ 一般労働者の「年間賞与その他特別給与額」

短時間労働者1人当たり年間現金給与総額

= 短時間労働者の(「実労働日数」  
× 1日当たり所定内実労働時間  
× 1時間当たり所定内給与額) × 12か月  
+ 短時間労働者の「年間賞与その他特別給与額」

ここで、

・各データ：『賃金構造基本統計調査報告』(厚生労働省)の民営  
の全国平均を使用する。

(b) 常用雇用者の1人当たり年間現金給与額(『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

前述「1. 賃金・俸給」のイの「(ア)常用雇用者(教育のうち教職員、非市場生産者(政府)のうち公務を除く)」で推計した「常用雇用者の賃金」を常用雇用者数で除して求める。

常用雇用者の1人当たり年間現金給与額(『毎月勤労統計(地方調査)』

ベース) = 常用雇用者の賃金 ÷ 常用雇用者数(二重雇用比率調整済み)

いずれの常用雇用者も農林水産業以外の経済活動で、教育のうち教職員・非市場生産者(政府)のうち公務を除く。

役員報酬(給与・賞与)

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与及び賞与である。

推計方法は以下のとおり。

役員報酬 = 1人当たり役員給与・賞与 × 役員数

上記中の計数は以下のように推計する。

ア. 1人当たりの役員給与・賞与

1人当たりの役員給与・賞与 = 1人当たり現金給与

× 全国の1人当たり平均賃金の格差

ここで、

・1人当たり現金給与：前述((1)現金給与イ. 農林水産業以外の産業  
(ア)b. の「常用雇用者の1人当たり現金給与総額」  
による。

・役員と従業員の報酬格差(全国の1人当たり平均賃金の格差)：  
全国の「役員/従業員」を準用する。

## イ. 役員数

『国勢調査』をベースに推計した役員数（常勤及びその他の役員）に二重雇用比率を乗じて推計する。二重雇用比率は全国の比率を準用する。

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、役員給与手当分を含んでいるためここでは除いて推計する。

## 議員歳費等

県市町村議員の報酬、地方公共団体の委員手当のほか、国会議員のうち、県内に主たる生活の根拠を有し、県の居住者とみなされる議員の歳費を含む。

直接照会及び県・市町村の決算書により推計する。

なお、全国の委員手当は、前述（イ. (1)）の非市場生産者（政府）の公務に含む。

## (2) 現金給与以外の賃金・俸給

現金給与以外の賃金・俸給は、現物給与、給与住宅差額家賃からなる。

## 現物給与

自社製品などの通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当（通貨による支払いを除く）、消費物資の廉価販売等に要した費用である。

現物給与の評価は原則として支給に要した費用（原価）によることとし、雇用者の負担分は除く。

推計方法は以下のとおり。

現物給与 = 現金給与所得 × 現物給与比率

ここで、

・現金給与所得：前述（(1) 現金給与 イ. の「農林水産業以外の産業」の現金給与所得（賃金・俸給）の総額。

・現物給与比率：全国の比率を準用する。

（上記は何れも臨時・日雇を含む）

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、現物給与分を含んでいるためここでは除いて推計する。

## 給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を、入居者が受取った現物給与とみなして扱い、雇用者報酬に含める。

推計方法は、以下のとおり。

$$\text{給与住宅差額家賃} = \{ 1 \text{ か月 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり市中平均家賃 ( 民営借家 ) - 1 \text{ か月 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり給与住宅家賃} \} \times ( \text{給与住宅数} \times \text{給与住宅の } 1 \text{ 住宅当たり延べ床面積} ) \times 12 \text{ か月}$$

各データは、『住宅・土地統計調査』よりとる。補間・補外年については年率で推計する。

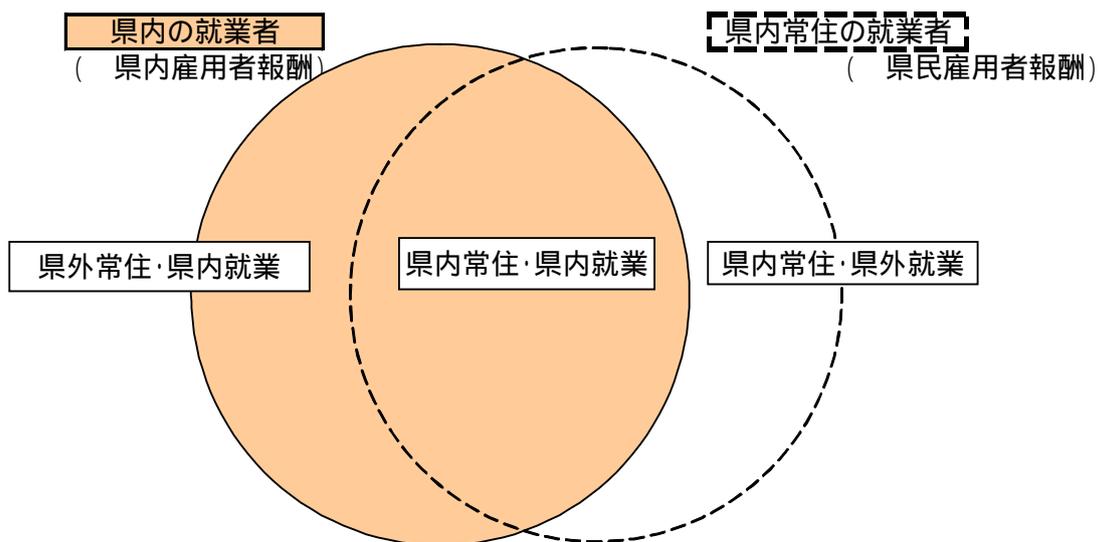
なお、経済活動別分割は前述(1)で推計した経済活動別の現金給与額に「経済活動別給与住宅差額家賃/現金給与の比率」を乗じたものの構成比で分割する。

(付) 賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について

県民経済計算では、雇用者報酬について、生産勘定に記録する県内ベース(以下、「内ベース」という)と所得支出勘定に記録する県民ベース(以下、「民ベース」という)の両方の推計を行う。その際に、県内と県外の賃金格差を考慮して推計することが望ましい。

雇用者報酬のうち賃金・俸給について、賃金格差を考慮した県内・県民の両ベースの推計方法の一事例を提示する。実際の推計にあたっては、各県の隣接県との経済規模や産業構造の違いなどを考慮して推計することとし、参考程度とする。

図表付-1 県内雇用者報酬と県民雇用者報酬の概念



(推計上の仮定)

経済活動別にみた従業上の地位  
 就業者数に占める雇用者数、役員数などの地位別の割合は、すべて県民就業者の地位別割合に等しいとする。  
 県内常住・県内就業者での地位別割合 = 県民就業者の地位別割合  
 県内常住・県外就業者の地位別割合 = 同上  
 県外常住・県内就業者の地位別割合 = 同上  
 産業別にみた賃金格差について  
 県外常住・県内就業者の賃金 = 県内常住・県内就業者の賃金(格差なしと仮定)  
 県内常住・県外就業者の賃金 = 県内就業者の賃金(格差ありと仮定)  
 なお、賃金・俸給は、従業上の地位(雇用者、役員、臨時・日雇など)別に推計する。

(資料上の制約)

『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)について

- ・内ベースの統計である。
- ・産業分類上の区分は、大分類。(前述(1)・イ・(ア)・b.「1人当たり現金給与総額」)の分類に組替え。

『国勢調査』(総務省)について

図表付-2を参照。

図表付-2 就業者数等の集計有無(印:有、×印:無)

	就業者数	雇用者数	従業上の地位
常住地別集計(民ベース)			
従業地別集計(内ベース)		(役員含む)	×
常住地×従業地の集計		×	×

(注) 印はいずれも産業分類別

(備考) 就業者の従業上の地位の区分は、以下のとおり

- ・雇用者(正規職員・従業員、派遣社員、パート・アルバイト・その他)
- ・役員
- ・業主
- ・家族従業者
- ・家庭内職者

(県内賃金・俸給の推計)

内ベースの賃金・俸給(経済活動別)

内ベースの賃金・俸給 = 内ベースの(雇用者給与 + 役員報酬 + 議員歳費等  
+ 現物給与 + 給与住宅差額家賃)

内ベースの現金給与(経済活動別)

内ベースの現金給与 = 農林水産業の現金給与 + 農林水産業以外の現金給与  
農林水産業以外の現金給与(経済活動別に推計)

= 常用雇用者数 × 1人当たり現金給与  
+ 臨時日雇の現金給与

なお、教育のうち教職員と非市場生産者(政府)のうち公務は、業務資料から推計を行う。そのため、上式から一度控除し、別途、業務資料による推計結果を加算する。

(県民賃金・俸給の推計)

民ベースの賃金・俸給(経済活動別)

民ベースの賃金・俸給 = 県内賃金・俸給 - 県外常住・県内賃金・俸給  
+ 県内常住・県外賃金・俸給

県外常住・県内賃金・俸給

県外常住・県内賃金・俸給 = 県内賃金・俸給 × (県外常住・県内就業者数  
/ 県内就業者数)

なお、自県内従業者の1人当たり賃金は、常住地の自県、他県に関係なく同一と仮定。また従業上の地位の割合も同一と仮定。

県内常住・県外賃金・俸給

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

1. 付加価値の発生による所得

$$\text{県内常住・県外賃金・俸給} = \text{県内賃金・俸給} \times (\text{県内常住・県外就業者数} / \text{県内就業者数}) \times \text{賃金格差係数}$$

なお、経済活動別に計算するが、賃金格差は全経済活動平均。賃金格差は各経済活動同じと仮定。従業上の地位の割合は同一と仮定。

図表付-3 賃金格差係数 ( )

県内常住者の従業地		賃金 (全経済活動平均)	県内常住の 県外就業者数
他県	他県の主要勤務県ないし隣接県 (j=1・・j)	Wj	Lj
	上記以外の他県の勤務地合計(t=1)	Wt	Lt
自県	当該県(o=1)	Wo	

$$\text{賃金格差係数} = [ \{ (W_j \times L_j) + (W_t \times L_t) \} / (L_j + L_t) ] / W_o$$

ここで、WtはWjの加重平均、すなわち、

$$W_t = (W_j \times L_j) / L_j$$

なお、Wjに大都市の県を含む場合、大都市の県を除いた加重平均、あるいは自県と同じWt = Woとする。

( 転換比率の計算 )

社会保障雇主負担(現実社会負担、帰属社会負担)等の内民転換などに使用する“転換比率”の計算

- ・内から民のベースに転換する比率 内民転換比率 = 県民賃金・俸給 / 県内賃金・俸給
- ・民から内のベースに転換する比率 民内転換比率 = 県内賃金・俸給 / 県民賃金・俸給

### 1.1.2 雇主の社会負担

第1章の「分配系列の概要」で述べたように、雇主の社会負担は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。ここでは、それぞれの負担の内容と推計の概要のみを説明し、具体的な推計方法は、「第2節 第2次所得の分配（経常移転） 2. 純社会負担と社会給付 2.2 純社会負担」で説明する。

#### (1) 雇主の現実社会負担

「雇主の現実社会負担」は、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。まず、雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付型企业年金、確定拠出型企业年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療保険や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

「雇主の現実社会負担」の推計に当たっては便宜上、社会保障基金に係る雇主の現実社会負担とその他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担とに分けて行う。

雇主の現実社会負担は、次の2項目に分けて推計する。

社会保障基金に係る雇主の現実社会負担

その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担

は一般政府に格付けされる社会保障基金への雇主の負担であり、具体的には、年金に係る厚生年金、共済組合等の基金への負担と、年金以外の健康保険、労働保険等に係る全国健康保険協会管掌健康保険、労働保険、国民健康保険、共済組合、介護保険等の基金への負担である。これらを年金負担と年金以外の負担に区分せずに、基金ごとに雇主の負担を推計する。

は金融機関に格付けされる年金基金への雇主の負担であり、確定給付型企业年金と確定拠出型企业年金の基金への負担である。なお、年金基金への雇主の負担には、受給権を発生主義で記録する退職一時金（民間分等）の実際の支給額も含む。これらを年金基金への負担と退職一時金（民間分等）支給額に分けて推計する。

推計対象範囲は図表2.1-3,4のとおりで、「第2節 第2次所得の分配（経常移転）の2.2.1現実社会負担（家計、雇主）」の項を参考にして推計する。

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

1. 付加価値の発生による所得

図表2.1-3 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担の推計対象範囲  
(社会保障基金に格付けされる勘定・会計等)

特別会計	
ア．年金（除児童手当及び子ども手当）	(ア)全国健康保険協会管掌健康保険 （旧政府管掌健康保険） (イ)厚生年金
イ．労働保険	(ア)労働者災害補償保険 (イ)雇用保険（旧失業保険）
共済組合	
ア．国家公務員共済組合・同連合会	
イ．地方公務員共済組合・同連合会 地方職員共済組合（団体共済部）公立 学校共済組合及び警察共済組合を含む	
ウ．その他	(ア)私立学校振興・共済事業団 (イ)地方議会議員共済会 (ウ)農林漁業団体職員共済組合 (エ)日本製鐵八幡共済組合（雇主負担なし）
組合管掌健康保険	
ア．政府関係健康保険組合 （＝地方公共団体設立分）	
イ．民間健康保険組合（＝民間設立分）	
児童手当及び子ども手当	
ア．民間分	
イ．公務員分	
社会保障基金	
ア．地方公務員災害補償基金	
イ．消防団員等公務災害補償等共済基金	
ウ．石炭鉱業年金基金（雇主負担なし）	
介護保険	

図表2.1-4 その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担の推計対象範囲

確定給付型企業年金と発生主義により記録する退職一時金	
ア．確定給付型企業年金	(ア)厚生年金基金、企業年金連合会 (イ)適格退職年金（2012年（平成24年） 3月まで） (ウ)確定給付企業年金
イ．退職一時金（民間分等）	
確定拠出型企業年金	
ア．勤労者退職金共済機構	
イ．中小企業基盤整備機構 小規模企業 共済勘定	
ウ．国家公務員共済組合 退職等年金経理 （2015年（平成27年）10月以降）	
エ．地方公務員共済組合（警察共済組合、 公立学校共済組合を含む） 退職等年金 給付調整経理（2015年（平成27年）10 月以降）	
オ．日本私立学校振興・共済事業団 退職 等年金給付勘定（2015年（平成27年） 10月以降）	
カ．確定拠出年金（企業型）	

## (2) 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、雇主の帰属年金負担、雇主の帰属非年金負担の2項目からなる。

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関するのみ記録される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものと定義される。

$$\text{雇主の帰属年金負担} = \text{現在勤務増分} + \text{年金制度の手数料} - \text{雇主の現実年金負担}$$

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の企業年金や退職一時金に係る記録については、2008SNAを踏まえ、2011年（平成23年）基準以降、発生主義による記録がより徹底される形となった。

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

推計対象範囲は、雇主の帰属年金負担、雇主の帰属非年金負担（ア．退職一時金（政府分等）、イ．公務災害補償費、ウ．その他）であり、「第2節 第2次所得の分配（経常移転）の2.2.2帰属社会負担（雇主）」の項を参考にして推計する。

1.2 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の3部門にのみ発生する。

1.2.1 営業余剰・混合所得の推計手順

生産系列において推計された経済活動別営業余剰・混合所得を3制度部門別に分割し、制度部門別営業余剰・混合所得を求める。この場合、各制度部門と経済活動部門の推計単位が一致している部分については各経済活動別営業余剰・混合所得を直接各制度部門の営業余剰・混合所得に記録する。しかし、その他直接制度部門に分類できない部分については、関連資料から制度部門別営業余剰・混合所得を求める。

推計は、以下の順で行う。

- 「(1) 県内純生産（要素費用表示）の推計」
- 「(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」
- 「(3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計」

(1) 県内純生産（要素費用表示）の推計

$$\text{県内純生産（要素費用表示）} = \text{産出額} - \text{中間投入} - \text{固定資本減耗} \\ - \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金}$$

ここで、

- ・全ての計数：生産系列の計数を適用する（図表2.1-5参照）。

図表2.1-5 県内純生産（要素費用表示）の推計図

〔経済活動別分類〕



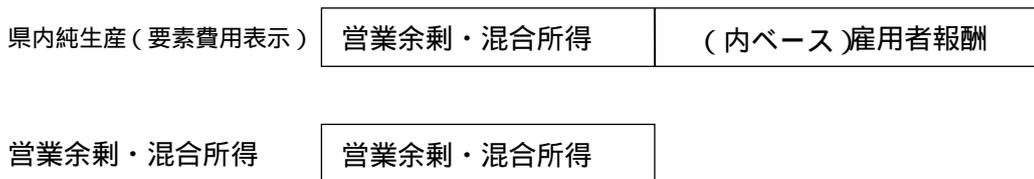
(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計

「(1) 県内純生産(要素費用表示)の推計」で求めた県内純生産(要素費用表示)より以下の式により経済活動別営業余剰・混合所得を求める(図表2.1-6参照)。

経済活動別営業余剰・混合所得 = 県内純生産 - (内ベース)雇用者報酬

(内ベース)雇用者報酬: 「第1節 1.1 雇用者報酬」の計数を適用

図表2.1-6 経済活動別営業余剰・混合所得の推計図  
〔経済活動別分類〕



(3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。なお、家計のうち持ち家分については、労働報酬的要素は存在しないことから、国民経済計算体系の慣例上、同じ個人企業分であっても「混合所得」には記録せず、「営業余剰」に記録する。

推計は次のように行う。

「(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた、経済活動別営業余剰・混合所得を制度部門別営業余剰・混合所得に転換する(図表2.1-7参照)。

図表2.1-7 制度部門別営業余剰・混合所得の推計図

営業余剰・ 混合所得	金融・保険業(民間、公的)		経済活動別県内総生産 からの直接推計
	非金融法人企業 ( - - )	- 1 民間非金融法人企業	残差( - ( - 2 ))
		- 2 公的非金融法人企業	関連資料からの推計
	家計(個人企業)	- 1 住宅賃貸業(持ち家)	経済活動別県内総生産 からの直接推計
		- 2 農林水産業	関連資料からの推計
		- 3 その他の産業	関連資料からの推計

以下の説明で( )内の番号( ~ -3 )は、上記図表2.1-7内の番号である。

- ・営業余剰・混合所得( ):「( 2 )経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた  
経済活動別営業余剰・混合所得をとる。
- ・金融・保険業(民間、公的)( ):経済活動別県内総生産で直接推計される金融・  
保険業の営業余剰をとる。
- ・非金融法人企業( ) = 営業余剰・混合所得( )  
- 金融・保険業(民間、公的)( )  
- 家計(個人企業)( )
- ・民間非金融法人業( -1 ) = 非金融法人企業( )  
- 公的非金融法人業( -2 )
- ・公的非金融法人業( -2 ): 関連資料から推計( 1 . 2 . 2 ( 3 ) 参照)。
- ・家計(個人企業)( ) = 住宅賃貸業(持ち家)( -1 )  
+ 農林水産業( -2 )  
+ その他産業( -3 )
- ・住宅賃貸業(持ち家)( -1 ): 経済活動別県内総生産で直接推計される住宅賃貸業  
から持ち家の営業余剰を推計する( 1 . 2 . 2 ( 2 )  
参照)。
- ・農林水産業( -2 ): 関連資料から推計( 1 . 2 . 2 ( 2 ) ア . 参照)。
- ・その他産業( -3 ): 関連資料から推計( 1 . 2 . 2 ( 2 ) イ . 参照)。

1.2.2 営業余剰・混合所得の推計方法

営業余剰は、非金融法人、金融機関、家計（持ち家）の「受取」、混合所得は家計（個人企業）の「受取」として記録される（図表2.1-8参照）。

図表2.1-8 営業余剰・混合所得の勘定内記録箇所  
（営業余剰） （混合所得）

制度部門	支払	受取	制度部門	支払	受取
非金融法人	-		非金融法人	-	
金融機関	-		金融機関	-	
地方政府等	-		地方政府等	-	
家計（持ち家）	-		家計（農林水産業、 その他産業）	-	
民間非営利	-		民間非営利	-	

推計方法は、経済活動別総生産からの直接推計と、直接推計以外に分けられる。直接推計の部門は、金融・保険業（民間、公的）、公的非金融法人企業、住宅賃貸業（持ち家）の3部門である。これらは、経済活動別部門＝制度部門であるため、経済活動別営業余剰をそのまま制度部門の営業余剰とする。

直接推計以外の部門については、推計手順の1.2.1(2)で求めた「経済活動別営業余剰・混合所得（図表2.1-7の）」から直接推計で求めた「経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰（）」を控除した残差を、家計（個人企業）と民間非金融法人企業の営業余剰・混合所得に分割する。

まず、家計（個人企業）の営業余剰・混合所得を関連資料から推計して、残りを民間非金融法人企業の営業余剰とする。

(1) 金融機関（金融・保険業）

金融・保険業（公的＋民間）の営業余剰をもって金融機関の営業余剰とする。

なお、公的・民間の分割は、以下の方法が考えられる。公的金融機関を積上げ推計して、残差を民間金融機関とする、生産系列の比率（総生産や純生産）で按分する。

(2) 家計

家計（個人企業）の営業余剰・混合所得は、農林水産業、その他の産業、住宅賃貸業のうち持ち家の3つに分けられる。

営業余剰（住宅賃貸業（持ち家））

不動産業のうちの住宅賃貸業の営業余剰から持ち家を分離して持ち家の営業余剰とする。

家計（持ち家）の営業余剰＝持ち家帰属家賃×全国の営業余剰率

ここで、

・持ち家帰属家賃：支出系列で推計した持ち家の帰属家賃額を用いる。

- ・ 全国の営業余剰率：全国の家計（持ち家）の営業余剰 / 全国の持ち家帰属家賃。

なお、2015年（平成27年）基準改定を機に、いわゆる民泊の計測が行われたことに伴い、持ち家帰属家賃の推計方法を変更している。詳細は生産系列「11.不動産業」「(1)71住宅賃貸業」に記述した。

#### 混合所得

##### ア．農林水産業

農林水産業混合所得 = 同業純生産（要素費用表示）

- 同業（内ベース）雇用者報酬
- 同業民間法人企業営業余剰

ここで、

- ・ 同業純生産（要素費用表示）：生産系列の計数を用いる。
- ・ 同業（内ベース）雇用者報酬：「第1節 1.1雇用者報酬」の計数を内ベースに転換して用いる。

同業民間法人企業営業余剰 = 民間法人企業所得 × 農林水産業割合 × 営業余剰への転換比率

民間法人企業所得 = 営業余剰・混合所得 × 民間法人企業所得比率

ここで、

- ・ 営業余剰・混合所得：生産系列の全経済活動の営業余剰・混合所得の金額
- ・ 民間法人企業所得比率：『国民経済計算年次推計』（付表「民間・公的企業の所得支出勘定」）から次式で計算する。

民間法人企業所得比率

= 民間法人企業の（営業余剰+財産所得（純））  
/ （全経済活動の営業余剰・混合所得）

- ・ 農林水産業割合：「法人事業税に関する調べ」（県税務課）より、全業種に対する農林水産業の比率を用いる。
- ・ 営業余剰への転換比率：「全国の農林水産業個人企業の混合所得 / 全国の農林水産業個人企業の企業所得」を準用。

##### イ．その他の産業

その他の産業混合所得 = 各経済活動（(ア)一企業当たり本業混合所得 × 個人企業数） + (イ)内職混合所得 + (ウ)兼業混合所得

(ア) 一企業当たり本業混合所得

$$\text{一企業当たり本業混合所得} = \text{全国の経済活動別個人企業の一企業当たり本業混合所得} \times \text{所得格差}$$

ここで、

- ・所得格差 : 『国税庁統計年報』(国税庁)より、申告所得税における営業所得の1人当たり所得金額の全国値との比率とする。
- ・個人企業数 : 個人企業数は、『国勢調査』(総務省)の“業主数”を基礎として、中間年は『県労働力調査』(県主管課)の産業計(非農林業)によるが、これがないときは『就業構造基本調査報告』(総務省)及び『経済センサス-基礎調査』(総務省)により補間・補外推計する。

なお、内職混合所得は別途推計するため、内職者数をここから控除する。

(イ) 内職混合所得

製造業、サービス業別に以下により求める。

$$\text{内職混合所得} = \text{一企業当たり本業混合所得} (ア) \times \text{内職所得比率} \times \text{内職者数}$$

ここで、

- ・内職所得比率 : 全国の比率を準用。
- ・内職者数 : 『国勢調査』(総務省)より家庭内職者数をとる。

なお、中間年は同資料の「家庭内職者数/業主数」の比率を各年の個人企業数に乗じて求める。

(ウ) 兼業混合所得

以下により求める。

$$\text{兼業混合所得} = \text{一企業当たり本業混合所得} (ア) \times \text{兼業比率} \times \text{個人企業数}$$

ここで、

- ・兼業比率 : 全国の比率を準用。

(3) 非金融法人企業

非金融法人企業は、公的と民間に分けて推計する。公的、民間に分けて推計するのは、主要系列表の企業所得を民間・公的別に表章することが必要となるためである。

$$\text{非金融法人企業} = \text{民間非金融法人企業} + \text{公的非金融法人企業}$$

公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の決算書等により直接に推計した営業余剰の合計から中間投入としてのFISIM消費額(2.1投資所得 2.1.1利子 (3)利子の制度部門別推計 非金融法人企業 ウ.FISIM消費額で推計する額)を控除することにより推計する。

なお、公的非金融法人企業のFISIM消費額の推計に当たっては、まず「(3)利子の制度部門別推計」における「支払利子」及び「受取利子」の公的非金融法人企業分(図

表2.1-16)を公的非金融法人企業の営業余剰(FISIM消費額控除前)ないしは従業者数の自県分の対全国比によって推計し、次にこれらを用いて、公的非金融法人企業のFISIM消費額を推計する((3)利子の制度部門別推計 非金融法人企業 ウ.FISIM消費額)。

#### 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の営業余剰 = ( 経済活動別営業余剰・混合所得  
- 経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰 )  
- 家計(個人企業)の営業余剰・混合所得  
- 公的非金融法人企業の営業余剰・混合所得

ここで、

- ・ 経済活動別営業余剰・混合所得 : 「 1 . 2 . 1 推計手順の ( 2 ) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計 」 で推計した額を用いる。
- ・ 経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰 :  
「 1 . 2 . 2 ( 1 ) 金融機関 」 で推計した額を用いる。
- ・ 家計 ( 個人企業 ) の営業余剰・混合所得 :  
「 1 . 2 . 2 ( 2 ) 家計 」 で推計した額を用いる。
- ・ 公的非金融法人企業の営業余剰・混合所得 :  
「 1 . 2 . 2 ( 3 ) 非金融法人企業 公的非金融法人企業 」 で推計した額を用いる。

## 1.3 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。「一般政府」の受取としてのみ記録される。

分配系列においては生産系列で対象とした税・補助金のうち、地方政府分のみが記録の対象となる。中央政府は準地域にあり、県内制度部門ではないためである。

なお、原則として県内経済活動により発生する生産・輸入品に課される税を、地方政府が受取る生産・輸入品に課される税とみなすこととする。また、補助金も同様の取扱とする。生産系列の推計方法を参照のこと。

図表2.1-9 税・補助金の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	-	
金融機関	-	
地方政府等	-	
家計	-	
民間非営利	-	

（補助金は控除項目）

## (1) 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税の推計方法は、生産系列で記載されている。以下に、その内容を再掲する。また、生産系列で掲載されている経済活動別格付け一覧表も再掲する。

（推計方法）（生産系列 第6章 「1. 生産・輸入品に課される税 1.1 範囲と推計方法 (2) 推計方法」の再掲）

生産・輸入品に課される税は原則として納税した経済活動に記録することとし、[積上げによる方法]又は[按分による方法]により推計する。

積上げによる場合は、(1)全ての経済活動(産業)が納税していると考えられる場合には、全ての経済活動に格付ける(不動産関係税等)。(2)特定の経済活動(産業)が納税していることが明確である場合には、当該経済活動(産業)に格付ける(酒税等)。

按分による場合は、全国値(経済活動別)を総生産の自県分の対全国比により分割する。

図表2.1-10 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付け一覧表(1/2)  
(生産系列 図表6-2の再掲)

区分		税目	作業分類		
中央	国税	一般会計	消費税		
		関税			
		酒税	*	飲料製造業	
		たばこ税	*	たばこ製造業	
		揮発油税	*	石油製品製造業	
		石油ガス税	*	小売業	
		航空機燃料税	*	航空運輸業	
		石油石炭税	*	石油・原油・天然ガス 鉱業	
		自動車重量税の1/2			
		とん税	*	水運業	
		印紙収入			
		電源開発促進税	*	電気業	
		国際観光旅客税のうち 居住者企業負担分			
		揮発油税(譲与分)	*	石油製品製造業	
		特別会計	地方揮発油税	*	石油製品製造業
		たばこ特別税	*	たばこ製造業	
		石油ガス税(譲与分)	*	小売業	
		航空機燃料税(譲与分)	*	航空運輸業	
		自動車重量税の1/2(譲与分)			
		特別とん税	*	水運業	
	税以外	公納付金	日本中央競馬会納付金	*	娯楽業
			預金保険機構納付金	*	金融業
			環境再生保全機構賦課金収益		
			エネルギー対策特別会計納付金	*	石油・原油・天然ガス 鉱業
			特定アルコール譲渡者納付金	*	卸売業

(注) 1. 表の「\*」の税については、納税義務者が明らかであることから、該当経済活動に配分している。

2. 「 」(空白)は、当該年の県内総生産比率等を用い、全経済活動に配分する。ただし非課税の経済活動は除く。

3. 以下の印紙収入は「生産・輸入品に課される税」に該当しない。

・「自動車特別会計 自動車検査登録勘定」の「検査登録印紙収入」

当該勘定は公的非金融企業に格付けされ、この印紙収入は「租税」ではなく、「検査登録手数料収入」として分類され、サービスの対価として公的非金融のサービスの産出額に記録される。

図表2.1-10 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付け一覧表(2/2)

区分			税目	作業分類	
地方	都道府県税	普通税	地方消費税(清算処理後)		
			不動産取得税		
			固定資産税(特例分)		
			自動車取得税の1/2	2019年9月30日まで	
			軽油引取税	* 卸売業	
			自動車税(種別割、環境性能割)の1/2		
			鉱区税	* 石油・原油・天然ガス 鉱業、その他の鉱業	
			道府県たばこ税	* たばこ製造業	
			ゴルフ場利用税	* 娯楽業	
			道府県法定外普通税	* 分類不明	
		目的税	道府県法定外目的税		
		旧法による税	旧法による税	* 分類不明	
	市町村税	普通税	固定資産税		
			軽自動車税(種別割、環境性能割)の1/2		
			鉱産税	* 石油・原油・天然ガス 鉱業、その他の鉱業	
			特別土地保有税		
			市町村たばこ税	* たばこ製造業	
			市町村法定外普通税	* 分類不明	
			目的税	都市計画税	
				事業所税	
			入湯税	* 旅館・その他の宿泊所	
			市町村法定外目的税		
	旧法による税	旧法による税	* 分類不明		
税以外	その他	収益事業収入	* 娯楽業		
		発電水利使用料	* 電気業		
		法定外目的税	* 当該産業(目的税に応じて格付ける)		

区分			税目	作業分類
地方	税外	交付金	国有資産等所在市町村交付金等	公的活動の活動分類格付けに応じる。

(注) 1. 前頁の注を参照。なお、上記表内の自動車関係の税は、2019年10月1日から新制度となった。「自動車税」は「自動車税(種別割)」、「軽自動車税」は「軽自動車税(種別割)」に名称変更になり、「自動車取得税」は廃止され、「自動車税環境性能割」が導入された。

2. 国有資産等所在市町村交付金等は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含む。

(2)(控除)補助金

(控除)補助金の推計方法は、生産系列で記載されている。以下に、その内容を再掲する。

(生産系列 第6章「2.(控除)補助金 (1)推計の概要」の再掲)

(1)推計の概要

概念・定義・範囲

補助金は、一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、地方政府の受取(控除項目)としてのみ記録される。

なお、非市場生産者が経常補助金を受け取ることはない。

非市場生産者(非営利)の経済活動や家計への経常的交付金は補助金ではなく経常移転として扱われる。また、市場生産者に対して、設備投資等を促進するために行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

食料安定供給特別会計の一般会計からの繰入は、経常補助金とみなす。

経済活動格付け

補助金の経済活動への格付けについては、補助金の内容や交付先を考慮して行う。

(2)推計方法

[積上げによる方法]又は[按分による方法]により推計する。

積上げによる方法

ア.中央政府から市場生産者への補助金、イ.地方政府経由の補助金、ウ.地方公営企業への補助金別に推計する。

按分による方法

全国値(経済活動別補助金)を総生産の自県分の対全国比により分割する。

(3)一般政府の分割

中央政府の扱い変更に伴い、国値按分で本項目を推計する場合、一般政府内の受取制度部門の分割推計が必要となる。その分割は、以下の方法で行う。

中央政府と地方政府の按分

国民経済計算年次推計付表6(1)「生産・輸入品に課される税」、「補助金」の比率を準用する。なお、付表6における社会保障基金の「生産・輸入品に課される税」、「補助金」は0となっている。

地方政府内(県・市町村)の按分

生産・輸入品に課される税は、関係する税目等を積上げ、按分比率とする。積上げる項目は図表2.1-10の地方税を参照する。推計資料は決算書または地方財政統計年報を利用する。

補助金については、生産系列で[積上げによる方法]で推計している場合は、その値を使う。[按分による方法]で推計している場合は、地方財政統計年報の性質別歳出の「補助費等」のうち「補助交付金」の計数を用いて県と市町村の比率を算出して按分する。

「参考」地方財政統計年報における地方公共団体区分別の掲載表番号

自治体区分	資料名	地方財政統計年報			決算書
		歳入	歳出		
			目的別	性質別	
都道府県全自治体	なし	なし	なし	なし	
都道府県	2-4-1	2-4-2	2-4-3	都道府県決算書	
市町村(下記の計)	2-4-7	2-4-8	2-4-9	なし	
政令市	2-4-10	2-4-11	2-4-12	政令市決算書	
中核市	2-4-13	2-4-14	2-4-15	中核市決算書	
特例市	2-4-16	2-4-17	2-4-18	特例市決算書	
市	2-4-19	2-4-20	2-4-21	(各)市決算書	
町村	2-4-22	2-4-23	2-4-24	(各)町村決算書	
一部事務組合	2-4-25	2-4-26	2-4-27	一部事務組合決算書	

(4) 中央政府に格付けされている独立行政法人等が支払う税の扱い

中央政府に格付けされている独立行政法人等の中には、科学技術振興機構、理化学研究所等のように、財務諸表において「法人税、住民税及び事業税」が計上されているものがある<sup>1</sup>。

県民経済計算では、一般政府に格付けされている法人が支払った税は、一般政府の支払としては記録せず、他の制度部門(非金融企業)の支払として記録する。

<sup>1</sup> 財務省告示607号により、収益事業から生じた所得のほかの所得には法人税を課さない法人が指定されている。独立行政法人等の中には、収益事業からの所得があり、収益事業に対する法人税を支払っている場合がある。

「参考」財務省告示第607号

財務省告示第607号平成15年9月30日

「法人税法別表第2独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件」

別表

(国立研究開発法人)

- ・宇宙航空研究開発機構
- ・海洋研究開発機構
- ・科学技術振興機構
- ・情報通信研究機構
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・日本原子力研究開発機構
- ・農業・食品産業技術総合研究機構

・理化学研究所

(独立行政法人)

- ・勤労者退職金共済機構
- ・自動車事故対策機構
- ・情報処理推進機構
- ・中小企業基盤整備機構
- ・農業者年金機構
- ・農林漁業信用基金

## 2. 資産の貸借による財産所得

財産所得とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。また、投資所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分類される。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、配当についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなくその支払の義務発生時点で記録している。

図表2.1-11に財産所得の内訳項目を、2.1-12に制度部門別推計項目を示す。

図表2.1-11 財産所得の内訳項目

財産所得
1. 投資所得
(1) 利子
(2) 法人企業の分配所得
配当
株式・出資金配当等
準法人企業所得からの引出し
公的準法人所得引出し
海外支店収益
海外直接投資に関する再投資収益
(3) その他の投資所得
保険契約者に帰属する投資所得
年金受給権に係る投資所得
投資信託投資者に帰属する投資所得
2. 賃貸料

(注) 「海外直接投資に関する再投資収益」については、『国民経済計算年次推計』では法人企業の分配所得に含まず、独立の一項目である。

図表2.1-12 制度部門別推計項目

項目	制度部門別分類									
	支払					受取				
	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体
利子										
法人企業の分配所得			-	-	-					
その他の投資所得	-		-	-	-					
賃料										

（注） 印は推計される。 - 印は推計されない。

## 2.1 投資所得

前述したように、投資所得は、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分類される。

### 2.1.1 利子<sup>2</sup>

利子の推計については、最初に（1）利子の推計手順と（2）利子の推計方法の概要を説明し、次にそれに沿った（3）制度部門別の推計方法を記載する。

利子の支払と受取は、全ての制度部門に記録される。

図表2.1-13 利子の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

<sup>2</sup> SNAにおける財産所得の利子額は、会計上での利子額と異なり、支払利子額 = 会計上の支払利子額 - FISIM借り手側消費額、受取利子額 = 会計上の受取利子額 + 貸し手側FISIM消費額である。ここで会計上の利子額を「FISIM調整前利子額」といい、SNA上の利子額を「FISIM調整後利子額」という。

(1) 利子の推計手順

推計の手順は以下のとおり。FISIMについては、「制度部門別FISIM消費額推計」の項で記載する。

市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子を推計する（「FISIM調整前の受取・支払利子」）。

制度部門別にFISIM調整前の受取・支払利子を集計する。

制度部門別FISIM消費額を推計する（金融機関についてはFISIM産出額も生産系列推計から転記）。

制度部門別単位で「FISIM調整前の受取・支払利子」から「FISIM消費額」を加算又は減算して「FISIM調整後の受取・支払利子」を推計する。なお、「金融機関のFISIM調整後の受取・支払利子」については、FISIM消費額だけでなくFISIM産出額も加算又は減算して求める（「FISIM産出額」は生産系列で推計）。

財産所得としての利子推計の表章は、「FISIM調整後の受取・支払利子」を単に「受取利子」及び「支払利子」として表章する。

参考として、制度部門別所得支出勘定の下段に

（参考）支払利子（FISIM調整前）

受取利子（FISIM調整前）を記載する。

なお、推計手順は基本的には上記の通り、最初の で「FISIM調整前の受取・支払利子」を機関別等に積上げ推計するか、全国値を県別に分割して推計するが、全国値分割での全国値データが「FISIM調整前」でなく、「FISIM調整後」である場合には、 で「FISIM調整後の受取・支払利子」を推計し、次に で「FISIM消費額」を推計し、 で「FISIM調整前の受取・支払利子」を推計する手順とする。

(2) 利子の推計方法の概要

利子の推計方法について、 FISIM調整前利子、 FISIM調整前（後）の受取・支払利子の制度部門別統合、 制度部門別FISIM消費額、 FISIM調整後の受取・支払利子（FISIM額の加算及び減算）の概要を示す。

FISIM調整前利子の推計

FISIM調整前利子（以下、単に「利子」という）の推計方法について記す。なお、全国値の関係からFISIM調整後利子の推計となる場合がある。

本節での利子の推計の範囲は、生産系列金融業の推計対象となるFISIMの対象商品以外に、有価証券等の利子をも含んだ、預貯金、手形、債券、その他の貸出金や借入金及び消費者債務等に関して発生した実際の利子のすべての受払を対象とする。

利子の推計は、ア．非金融法人企業、イ．金融機関、ウ．地方政府等、エ．家計（個人企業を含む）、オ．対家計民間非営利団体の5つの制度部門に分け、受取・支払別に行われる。

なお、非金融法人企業と金融機関は、さらに民間部門と公的部門に分割される。

また、家計は支払については消費者負債利子、持ち家、農林水産業、非農林水産業の4つの推計単位に分割されるが、受取については分割されない。これは、利子の受取において、個人企業の多くは、純粋な家計の勘定と企業の勘定を区別できないためである。

図表2.1-14 利子推計の制度部門等

ア．非金融法人企業	民間企業 公的企業	
イ．金融機関	民間金融機関 公的金融機関	
ウ．地方政府等		
エ．家計	(支払) 消費者負債利子 持ち家 農林水産業 非農林水産業	(受取) 受取の家計部門は 分割されない。
オ．対家計民間非営利団		

FISIM調整前(後)の受取・支払利子の制度部門別統合

で推計した利子(FISIM調整前の受取・支払利子)を制度部門毎に統合計算する。

制度部門:「非金融法人企業」、「金融機関」、「地方政府等」、「家計」、「対家計民間非営利団体」

なお、でFISIM調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次ので推計するFISIM消費額を用いて、でFISIM調整前の受取・支払利子を推計した後に、制度部門ごとに統合計算する。

制度部門別FISIM消費額

「FISIM(Financial Intermediation Services Indirectly Measured):間接的に計測される金融仲介サービス」は仲介型金融機関が産出するサービスである。FISIMは他の財貨・サービスと同様に生産系列において金融業が産出するサービスの一つとして推計される。産出されたFISIMは各制度単位(又は制度部門)が消費する。そのFISIM消費額推計においては、金融仲介サービスの持つ性質から制度部門別に推計される。

FISIM調整前受取・支払利子(市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子)から、財貨・サービスの取引となるFISIM分(貸し手側・借り手側)を加算あるいは減算して、FISIM調整後受取・支払利子を推計する。

以下、制度部門別FISIM消費額の推計方法を記す。

(県別制度部門別FISIM消費額の推計方法)

- ・FISIM消費額の推計は、全国値を分割する。
- ・FISIM消費額の推計は、借り手側FISIM・貸し手側FISIM別に推計する。
- ・制度部門は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「地方政府等」、「家計(個人企業を含む)」及び「対家計民間非営利団体」である。

- ・「非金融法人企業」のFISIM消費額は、経済活動別FISIM消費額の合計と他部門FISIM消費額（家計は個人企業分のみ）の残差として推計する。

FISIM調整後の受取・支払利子（FISIM額の加算及び減算）

FISIMの調整はア．金融機関以外、イ．金融機関で異なる。以下推計方法を示す。

ア．金融機関以外の制度部門

FISIM調整後受取利子 = FISIM調整前の受取利子 + FISIM貸し手側消費額

FISIM調整後支払利子 = FISIM調整前の支払利子 - FISIM借り手側消費額

なお、でFISIM調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の計算でFISIM調整前の受取・支払利子を推計する。

FISIM調整前受取利子 = FISIM調整後の受取利子 - FISIM貸し手側消費額

FISIM調整前支払利子 = FISIM調整後の支払利子 + FISIM借り手側消費額

イ．金融機関

FISIM調整後受取利子 = FISIM調整前の受取利子 + FISIM貸し手側消費額  
- FISIM借り手側産出額

FISIM調整後支払利子 = FISIM調整前の支払利子 - FISIM借り手側消費額  
+ FISIM貸し手側産出額

なお、FISIM産出額の推計方法は、第一部 生産系列 第2章「第2節10(1)69 金融業」による。

(参考) FISIM 産出額 (第一部生産系列 第2章「第2節10(1)69 金融業」より)

< FISIM 産出額 > (第一部生産系列 第2章「第2節10(1)69 金融業」)

- ・ FISIM 産出額の推計は、全国値を按分する。なお、全国値にはフィナンシャルリースの FISIM 産出額が含まれている。
- ・ FISIM 産出額の推計は、県民経済計算では、預金取扱機関を民間・公的機関別、かつ、資金の借り手側 FISIM・資金の貸し手側 FISIM 別に推計する。

FISIM 産出額 = 民間金融機関の ( 借り手側 FISIM 産出額 + 貸し手側 FISIM 産出額 )  
+ 公的金融機関の ( 借り手側 FISIM 産出額 + 貸し手側 FISIM 産出額 )

(付) 「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について

「経済活動別 FISIM 消費額」は全国値の産出額に対する FISIM 消費額の比率を援用する。また、公民別に推計する場合でも、この全国の比率 ( 公的機関と民間企業とで同一の比率 ) を準用する。

経済活動別の借り手側 FISIM 消費額 = 経済活動別産出額  
× 全国値の借り手側 FISIM 消費比率

経済活動別の貸し手側 FISIM 消費額 = 経済活動別産出額

$\times \text{全国値の貸し手側 FISIM 消費比率}$
$\text{全国値の借り手側 FISIM 消費比率} = \frac{\text{全国値の借り手側 FISIM 消費額}}{\text{全国値の経済活動別産出額}}$
$\text{全国値の貸し手側 FISIM 消費比率} = \frac{\text{全国値の貸し手側 FISIM 消費額}}{\text{全国値の経済活動別産出額}}$
<p>なお、経済活動別中間投入額を推計する場合に、全国値の中間投入比率を準用している場合は、全国値の中間投入比率には既に各経済活動の FISIM 消費額が含まれているため、別途加算する必要はない。</p>

(3) 利子の制度部門別推計

制度部門別にア．FISIM調整前（後）利子、イ．部門統合、ウ．FISIM消費額、エ．FISIM調整後（前）利子の順序で推計する。

非金融法人企業

ア．FISIM調整前（後）利子

FISIM調整前（後）利子の推計方法は、「支払」と「受取」の区分は異なるが、基本的な方法は、同じである。

(ア) 民間企業

図表2.1-15に民間企業の支払・受取別のFISIM調整後利子の推計方法を示す。

図表2.1-15 支払・受取別のFISIM調整後利子（民間企業）

支払	受取
全国値（FISIM 調整後）× 分割比率	全国値（FISIM 調整後）× 分割比率
ここで、	ここで、
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM消費控除後）の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM消費控除後）の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による。</li> </ul> </li> </ul>

(イ) 公的企業

図表2.1-16に公的企業の支払・受取別のFISIM調整前（後）利子の推計方法を示す。

図表2.1-16 支払・受取別のFISIM調整前（後）利子（公的企業）

支払	受取
<p>財政収支調査<sup>(注)</sup>の機関別決算額の積上げ（FISIM調整前）による。</p> <p>これによらない場合は、全国値の分割による。</p> <p>全国値（FISIM調整後）×分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM消費控除前）の自県分の対全国比による。</li> <li>・公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・県の営業余剰：「1.2 営業余剰・混合所得 1.2.2（3）非金融法人企業」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」（FISIM消費控除前）。</li> <li>・全国の営業余剰：機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。</li> </ul> <p>なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。</p>	<p>財政収支調査の機関別決算額の積上げ（FISIM調整前）による。</p> <p>これによらない場合は、全国値の分割による。</p> <p>全国値（FISIM調整後）×分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割比率：下記の「営業余剰（FISIM消費控除前）」の自県分の対全国比による。</li> <li>・公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・県の営業余剰：「1.2 営業余剰・混合所得 1.2.2（3）非金融法人企業」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」（FISIM消費控除前）。</li> <li>・全国の営業余剰：機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。</li> </ul> <p>なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。</p>

(注)「財政収支調査」は、各地方公共団体が県内に所在する機関に対して、県民経済計算を推計するために必要な財政収支等のデータを収集するために行っている調査である。

イ. 部門統合

採用した方法によって、部門統合の手順が異なる。

(ア) 全国値の分割の場合（FISIM調整後）

ウ. のFISIM消費額の推計結果を控除してFISIM調整前利子を推計する。

(イ) 財政収支調査を使用した場合は、FISIM調整前のためそのまま使用する。

支払・受取別に、民間企業と公的企業の統合計算（FISIM調整前の合計）をする。

非金融法人企業の支払利子 = 同部門民間企業の支払利子  
+ 同部門公的企業の支払利子

非金融法人企業の受取利子 = 同部門民間企業の受取利子  
+ 同部門公的企業の受取利子

ウ．FISIM消費額

非金融法人企業のFISIM消費額は、(ア)「経済活動別FISIM消費額」あるいは、(イ)「全国値の分割」によって推計する。なお、これらによらない場合は、(ウ)「公民別FISIM消費額の加算」によって推計する。

(ア) 経済活動別FISIM消費額による推計

借り手側FISIM消費額 = 経済活動別の借り手側FISIM消費額の合計  
- 他部門の借り手側FISIM消費額の合計

貸し手側FISIM消費額 = 経済活動別の貸し手側FISIM消費額の合計  
- 他部門の貸し手側FISIM消費額の合計

ここで、

- ・経済活動別の借り手側及び貸し手側FISIM消費額：

前述の「(付)「経済活動別FISIM消費額」の推計について」により推計し、市場生産者分を合計する。

- ・他部門の借り手側及び貸し手側のFISIM消費額：

下記の方法（全国値の分割）により各部門のFISIM消費額を推計して、「金融機関」及び「個人企業（消費者家計は除く）」の額を合計する。

(イ) 全国値の分割による推計

上記によらない場合は、全国値を営業余剰で分割して求める。

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

ここで、いずれも

分割比率 = 県の非金融法人企業の営業余剰  
/ 全国非金融法人企業の営業余剰  
(『国民経済計算年次推計』)

なお、(ア)、(イ)の方法ともに、公的非金融法人企業と民間非金融法人企業との分割は、以下のとおり。

a. 借り手側FISIM消費額の公的企業と民間企業の分割

(a) 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

2. 資産の貸借による財産所得

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後(前)の支払利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後(前)の支払利子額

：上記ア. の支払利子の推計結果。

なお、上記ア. の支払利子の公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整前の支払利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整後の支払利子額}) \\ / \text{全国のFISIM調整後(前)の支払利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数(民間企業+公的企業)をとる。

(b) 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

$$= \text{非金融法人企業の借り手側FISIM消費額(上記)} \\ - \text{公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額}$$

b. 貸し手側FISIM消費額の公的企業と民間企業の分割

(a) 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後(前)の受取利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後(前)の受取利子額：

上記ア. の受取利子の推計結果

なお、上記ア. の受取利子の公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額}) \\ / \text{全国のFISIM調整後(前)の受取利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数(民間企業+公的企業)

をとる。

(b) 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額（上記）} \\ - \text{公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額}$$

以上の(ア)、(イ)によらない場合は、以下の(ウ)で推計する。

(ウ) 「公民別FISIM消費額の加算」による推計

非金融法人企業の民間と公的のそれぞれのFISIM消費額をまず推計し、民間と公的の結果を合算して、非金融法人企業のFISIM消費額とする。

a. 民間非金融法人企業

(a) 借り手側FISIM消費額

民間非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

$$= \text{民間非金融法人企業のFISIM調整後の支払利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・民間非金融法人企業のFISIM調整後の支払利子額：

上記ア.の支払利子の推計結果。

$$\text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整前の支払利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整後の支払利子額}) \\ / \text{全国のFISIM調整後の支払利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

(b) 貸し手側FISIM消費額

民間非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{民間非金融法人企業のFISIM調整後の受取利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・民間非金融法人企業のFISIM調整後の受取利子額：

上記ア.の受取利子の推計結果。

$$\text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額}) \\ / \text{全国のFISIM調整後の受取利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

b. 公的非金融法人企業

(a) 借り手側FISIM消費額

$$\begin{aligned} & \text{公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額} \\ & = \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の支払利子額} \\ & \quad \times \text{FISIM消費率} \end{aligned}$$

ここで、

・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の支払利子額

： 上記ア. の支払利子の推計結果

なお、上記ア. の支払利子の公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\begin{aligned} \text{FISIM消費率} = & \left( \text{全国値のFISIM調整前の支払利子額} \right. \\ & \left. - \text{全国値のFISIM調整後の支払利子額} \right) \\ & / \text{全国値のFISIM調整後（前）の支払利子額} \end{aligned}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

(b) 貸し手側FISIM消費額

$$\begin{aligned} & \text{公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額} \\ & = \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額} \\ & \quad \times \text{FISIM消費率} \end{aligned}$$

ここで、

・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額

： 上記ア. の受取利子の推計結果

なお、上記ア. の受取利子の公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\begin{aligned} \text{FISIM消費率} = & \left( \text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \right. \\ & \left. - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額} \right) \\ & / \text{全国のFISIM調整後（前）の受取利子額} \end{aligned}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

エ．FISIM調整後利子

非金融法人企業のFISIM調整後受取利子 = 同部門のFISIM調整前受取利子  
+ 同部門のFISIM貸し手側消費額

非金融法人企業のFISIM調整後支払利子 = 同部門のFISIM調整前支払利子  
- 同部門のFISIM借り手側消費額

なお、アでFISIM調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の計算でFISIM調整前の受取・支払利子を推計する。

非金融法人企業のFISIM調整前受取利子 = 同部門のFISIM調整後受取利子  
- 同部門のFISIM貸し手側消費額

非金融法人企業のFISIM調整前支払利子 = 同部門のFISIM調整後支払利子  
+ 同部門のFISIM借り手側消費額

金融機関

ア．FISIM調整前利子

非金融法人企業の場合と同様に、金融機関の「支払」と「受取」は、同じ推計方法である。

(ア) 民間金融機関

図表2.1-17に民間金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-17 民間金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
<p>a . 金融機関</p> <p>支払利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。</p> <p>(a) 〔分割による方法〕</p> <p>支払利子 = 全国値（FISIM 調整前） ×（自県預金残高 / 全国預金残高）</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金残高：日本銀行の統計（都道府県別国内銀行預金残高）による。</li> </ul> <p>(b) 〔財務諸表による積上方法〕</p> <p>金融機関別に推計し、合算する。 金融機関別は、次式により求める。 支払利子</p>	<p>a . 金融機関</p> <p>受取利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。</p> <p>(a) 〔分割による方法〕</p> <p>受取利子 = 全国値（FISIM 調整前） ×（自県貸出金残高 / 全国貸出金残高）</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出金残高：日本銀行の統計（都道府県別貸出金残高）による。</li> </ul> <p>(b) 〔財務諸表による積上方法〕</p> <p>金融機関別に推計し、合算する。 金融機関別は次式により求める。 受取利子</p>

<p>= 当該機関支払利子 (FISIM 調整前) × (当該機関県内預金残高 / 当該機関預金残高)</p> <p>b. 生命保険 機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。</p> <p>c. 非生命保険 (a) 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 全国値 (FISIM 調整前) × 分割比率 ここで ・ 分割比率: 火災保険 + 自動車保険 + 自賠責保険の「保険料収入 - 支払保険金」の自県分の対全国比を求める。</p> <p>火災保険は、『火災保険統計』(損害保険料率算定会編)、自動車保険は『自動車保険統計』(自動車保険料率算定会編)、自賠責保険は『自動車損害賠償責任保険統計』(自動車保険料率算定会編)による。</p> <p>(b) その他の非生命保険 (定型保証を除く) 該当機関への直接照会により、支払利息 (FISIM 調整前) をとる。</p>	<p>= 当該機関受取利子 (FISIM 調整前) × (当該機関県内貸出残高 / 当該機関貸出残高)</p> <p>b. 生命保険 機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。</p> <p>c. 非生命保険 (a) 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 全国値 (FISIM 調整前) × 分割比率 ここで、 ・ 分割比率: 火災保険 + 自動車保険 + 自賠責保険の「保険料収入 - 支払保険金」の自県分の対全国比を求める。</p> <p>火災保険は、『火災保険統計』(損害保険料率算定会編)、自動車保険は『自動車保険統計』(自動車保険料率算定会編)、自賠責保険は『自動車損害賠償責任保険統計』(自動車保険料率算定会編)による。</p> <p>(b) その他の非生命保険 該当機関への直接照会により、受取利息 (FISIM 調整前) をとる。</p>
---	--

(1) 公的金融機関

図表2.1-18に公的金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-18 公的金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
<p>a. 金融機関 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。</p> <p>b. 生命保険 全国値を分割して求める。</p> <p>c. 非生命保険</p>	<p>a. 金融機関 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。</p> <p>b. 生命保険 全国値を分割して求める。</p> <p>c. 非生命保険</p>

生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京都に金額（FISIM 調整前）を一括記録する。	生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京に全額（FISIM 調整前）を一括記録する。
--	---

## イ．部門統合

金融機関の支払利子 = 民間金融機関の支払利子 + 公的金融機関の支払利子

金融機関の受取利子 = 民間金融機関の受取利子 + 公的金融機関の受取利子

## ウ．FISIM消費額

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

ここで、いずれも

分割比率 = 県の金融・保険業産出額 / 全国の金融・保険業産出額

なお、公的金融機関と民間金融機関との分割は、金融機関におけるFISIM調整前の支払利子額、受取利子額の公的、民間の割合で行う。

計算式は以下のとおり。

## (ア) 借り手側

## a．民間金融機関

民間金融機関の借り手側FISIM消費額

= 借り手側FISIM消費額（上記）× 借り手側の公民分割比率

ここで、

・ 借り手側の公民分割比率 : FISIM調整前支払利子額の民間、公的割合

= 民間金融機関の支払利子額

/ ( 民間金融機関の支払利子額

+ 公的金融機関の支払利子額 )

支払利子額は、いずれも分配系列で推計するFISIM調整前の金額である。

## b．公的金融機関

公的金融機関の借り手側FISIM消費額

= 借り手側FISIM消費額(上記) × ( 1 - 借り手側の公民分割比率 )

## (イ) 貸し手側

## a．民間金融機関

民間金融機関の貸し手側FISIM消費額

= 貸し手側FISIM消費額（上記）× 貸し手側の公民分割比率

ここで、

$$\begin{aligned} &\cdot \text{貸し手側の公民分割比率} : \text{FISIM調整前受取利子額の民間、公的割合} \\ &= \text{民間金融機関の受取利子額} \\ &\quad / (\text{民間金融機関の受取利子額} \\ &\quad + \text{公的金融機関の受取利子額}) \\ &\text{受取利子額は、いずれも分配系列で推計} \\ &\text{するFISIM調整前の金額である。} \end{aligned}$$

b. 公的金融機関

公的金融機関の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{貸し手側FISIM消費額(上記)} \times (1 - \text{貸し手側の公民分割比率})$$

エ. FISIM調整後利子

$$\begin{aligned} \text{金融機関のFISIM調整後受取利子} &= \text{同部門のFISIM調整前受取利子} \\ &+ \text{同部門のFISIM貸し手側消費額} \\ &- \text{同部門のFISIM借り手側産出額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{金融機関のFISIM調整後支払利子} &= \text{同部門のFISIM調整前支払利子} \\ &- \text{同部門のFISIM借り手側消費額} \\ &+ \text{同部門FISIM貸し手側産出額} \end{aligned}$$

なお、FISIM産出額の推計方法は、第一部生産系列 第2章「第2節10(1)69 金融業」による。

地方政府等

ア. FISIM調整前利子

地方政府等のFISIM調整前利子の推計方法も、「支払」と「受取」は、同じ方法である。図表2.1-19に地方政府等の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-19 地方政府等の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
<p>「県・市町村」、「地方社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。</p> <p>「中央政府等の扱い変更」により、中央政府等の地域事業所については、域内の制度単位ではないため、記録しない。</p>	<p>「県・市町村」、「地方社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。</p> <p>「中央政府等の扱い変更」により、中央政府等の地域事業所については、域内の制度単位ではないため、記録しない。</p>

(注) 1. 中央政府は、「国の一般会計歳入・歳出区分(出典:一般会計予算)」、地方政府は、「地方政府の一般会計歳入・歳出区分(出典:地方財政統計年報)」、社会保障基金は、各機関の「決算書」、「国家公務員共済事業統計年報」、「地方公務員共済組合等事業年報」等より利子に該当する項目を検討する。

2. 中央政府等の地域事業所には、中央政府の地域事業所だけでなく、全国社会保障基金の地域事業所も含む。

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第1節 第1次所得の発生と配分  
 2. 資産の貸借による財産所得

「参考」社会保障基金の本部・支部の所在地

全国社会保障基金	本部所在	支部所在
年金特別会計		
労働保険特別会計		
日本私立学校振興・共済事業団	東京都	北海道、宮城、愛知、京都、大阪、広島、福岡
日本年金機構	東京都	全都道府県（年金事務所）
年金積立金管理運用(GPIF)	東京都	-
農業者年金基金	東京都	-（農協等へ業務委託しており支部なし）
エヌ・ティ・ティ企業年金基金	東京都	-
（消防団員等公務災害補償等共済基金）	東京都	各市町村（市町村と消防が公務災害締結）
石炭鉱業年金基金	東京都	北海道
社会保険診療報酬支払基金	東京都	全都道府県
国家公務員共済組合・同連合会	東京都	全都道府県（各省所管の出先や国立大学が支部）
日本たばこ産業共済組合	東京都	-
日本鉄道共済組合	神奈川県（横浜市）	-
日本製鐵八幡共済組合	福岡県	-
農林漁業団体職員共済組合	東京都	-（支部なし、構成は農林関係の各種組織）
健康保険組合・同連合会	東京都	全都道府県（各道府県に連合会がある）
全国健康保険協会	東京都	全都道府県

地方社会保障基金	本部所在	支部所在
国民健康保険事業		
後期高齢者医療事業		
介護保険事業		
地方公務員災害補償基金	東京都	全都道府県・政令市
地方公務員共済組合・同連合会	東京都	全都道府県・政令市
警察共済組合	東京都	全道府県警
公立学校共済組合	東京都	全都道府県
地方議会議員共済会		
国民健康保険組合・同連合会	東京都	全都道府県（各道府県に連合会、市町村が組合）
消防団員等公務災害補償等共済基金	東京都	各市町村（市町村と消防が公務災害締結）

（注） 消防団員等公務災害補償等共済基金は、平成23年基準では全国、平成27年基準では地方に区分される。

イ．部門統合

地方政府等の支払利子 = (県・市町村 + 地方社会保障基金) 支払利子

地方政府等の受取利子 = (県・市町村 + 地方社会保障基金) 受取利子

なお、中央政府等の扱い変更により、所得支出勘定、可処分所得勘定における制度部門の表章には、中央政府等の地域事業所を含めない。

ウ．FISIM消費額

一般政府は、中央政府の地域事業所、地方政府、地方社会保障基金（及び全国社会保障基金分）に分けて推計する。分配系列では、「地方政府等」の額のみを記録するが、生産系列では、「中央政府等」の分も記録する。

ただし、中央政府等の扱い変更に伴い、分配系列においては、中央政府の地域事業所及び全国社会保障基金の推計額は、域内の制度部門に記録しない。概念上及び推計式から、支払利子額が支出系列における「移入」、受取利子額が「移出」に含ま

れることとなる（参照：第三部 支出系列 第2章 第4節 2. FISIMの移出入）。

（注）中央政府等の制度部門は、域外の準地域に位置することから、中央政府等の支払利子額は、域外から域内への「移入」となり、中央政府等の受取利子額は、域内から域外への「移出」となる。

(ア) 中央政府の地域事業所

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

ここで、いずれも

分割比率 = 県内従業者数 / 全国従業者数

・ 従業者数：『国家公務員給与実態調査』（人事院）による。

(イ) 地方政府

a. 全国値の分割

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

ここで、

・ 借り手側の分割比率：財政投融资特別会計、地方公共団体金融機構の地方公共団体への貸付金残高の自県分の対全国比による。

・ 貸し手側の分割比率：歳出総額の自県分の対全国比による。

貸し手側の分割比率 = 県歳出総額 / 全県歳出総額計

歳出総額 = 「県歳出総額」 + 「当該県に属する市町村歳出」

「地方財政統計年報」（総務省）による。

b. 全国のFISIM消費割合

上記のa.によらない場合は、全国のFISIM消費割合で求める。

借り手側FISIM消費額 = 全国の借り手側FISIM消費割合

× FISIM調整前の支払利子額

貸し手側FISIM消費額 = 全国の貸し手側FISIM消費割合

× FISIM調整前の受取利子額

全国の借り手（貸し手）FISIM消費割合

= 全国の借り手（貸し手）FISIM消費額

/ FISIM調整前の支払（受取）利子額

全国の借り手FISIM消費額

= FISIM調整前の支払利子額

- FISIM調整後の支払利子額

全国の貸し手FISIM消費額

= FISIM調整後の受取利子額

- FISIM調整前の受取利子額

全国のFISIM調整前、調整後の利子額は、『国民経済計算年次推計』の付表

6(1)よりとる。

(ウ) 社会保障基金（生産系列に記録するため全国社会保障基金についても推計）

次の方法で推計を行う（上記地方政府の下段の推計方法に同じ）。

各県（市）の行政区域内に全国社会保障基金の地域事業所が存在する場合は、地方社会保障基金と分けた上で、以下のとおり推計する。

a. 地方社会保障基金

FISIM消費額は、FISIM調整後の利子額とFISIM調整前の利子額との差分で求める。

$$\text{FISIM調整後の利子額} = \text{FISIM調整前の利子額} \times \text{FISIM調整率}$$

ここで、

・ FISIM調整率：全国値のFISIM調整後とFISIM調整前の利子額の比率

具体的には、以下のとおり。

FISIM調整後の受取利子額

$$= \text{FISIM調整前の受取利子額}$$

$$\times \text{全国値の受取利子のFISIM調整率}$$

FISIM調整後の支払利子額

$$= \text{FISIM調整前の支払利子額}$$

$$\times \text{全国値の支払利子のFISIM調整率}$$

貸し手側FISIM消費額

$$= \text{FISIM調整後の受取利子額} - \text{FISIM調整前の受取利子額}$$

借り手側FISIM消費額

$$= \text{FISIM調整前の支払利子額} - \text{FISIM調整後の支払利子額}$$

なお、FISIM調整前の利子額は分配系列の推計よりとる。

FISIM調整率

$$= \frac{\text{全国値のFISIM調整後の利子額} (『国民経済計算年次推計』の付表6(1))}{\text{全国値のFISIM調整前の利子額} (同上)}$$

b. 全国社会保障基金

地方社会保障基金と同様に推計する。

(I) 生産系列への記録

上記で推計した中央政府の地域事業所、地方政府、地方社会保障基金及び全国社会保障基金（行政区域に全国社会保障基金の地域事業所が存在する場合（注））の借り手側及び貸し手側の消費額の合計を、生産系列の非市場生産者（政府）における中間投入項目のうちのFISIM消費額とする。

(注) 全国社会保障基金の地域事業所は制度単位ではないが、生産単位である。

エ . FISIM 調整後利子

地方政府等のFISIM調整後受取利子

= 同部門のFISIM調整前受取利子 + 同部門のFISIM貸し手側消費額

地方政府等のFISIM調整後支払利子

= 同部門のFISIM調整前支払利子 - 同部門のFISIM借り手側消費額

家計

ア . FISIM調整前利子

家計のFISIM調整前利子の推計方法は、「支払」と「受取」は異なる方法である。「支払利子」の推計方法を図表2.1-20に、「受取利子」の推計方法を図表2.1-21に示す。

(ア) 家計の支払利子

家計（個人企業を含む）の支払利子は、a . 消費者負債利子 + b . 持ち家の支払利子（住宅支払利子）+ c . 農林水産業の支払利子 + d . 非農林水産業の支払利子 からなる。

図表2.1-20 家計の支払利子の推計方法

支払利子項目	
機関	
a . 消費者負債利子	各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、金融機関別業種別平均貸出残高（内個人の運転資金）×平均金利を求める。これによらない場合は全国値の分割による。
(a)全国銀行（銀行勘定）	<p>全国値（FISIM 調整前）×分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割比率：『全国消費実態調査』（総務省）等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。        負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）        =（一世帯当りの負債現在高        - 一世帯当たり住宅・土地のための負債額）        ×二人以上世帯の世帯数</li> <li>・一世帯当りの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。</li> <li>・二人以上世帯の世帯数：第三部 第2章 第1節「1 . 家計最終消費支出（1）世帯数の推計 ア二人以上の世帯」の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。</li> </ul>

<p>(b)生命保険会社        全国値（FISIM調整前）×分割比率        ここで、        ・分割比率：『生命保険事業概況』（生命保険協会）より保有契約高（個人保険・団体保険）の自県分の対全国比を求める。</p> <p>(c)その他        全国値（FISIM調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。</p>
<p>b. 持ち家の支払利子（住宅支払利子）        各機関の事業報告又は直接照会（FISIM調整前）により、金融機関別業種別平均貸出金残高（うち個人の設備資金）×平均金利を求める。        これによらない場合は全国値の分割による。</p>
<p>(ア)全国銀行（銀行勘定）        全国値（FISIM調整前）×分割比率        分割比率：具体的には以下のとおり。        『全国消費実態調査』（総務省）等から住宅・土地のための負債額の自県分の対全国比を求める。  <math display="block">\text{住宅・土地のための負債額} = \text{一世帯当たり住宅・土地のための負債額} \times \text{二人以上世帯の世帯数}</math>       一世帯当たり住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。        二人以上世帯の世帯数：第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出（1）世帯数の推計 ア二人以上の世帯」の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。</p> <p>(イ)その他        直接照会、若しくは全国値（FISIM調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。</p>
<p>c. 農林水産業の支払利子        全国値（FISIM調整後）×分割比率による。        ここで、        ・分割比率：『農林金融』（農林中金総合研究所）より貸付金残高の自県分対全国比をとる。</p>
<p>d. 非農林水産業の支払利子        全国値（FISIM調整後）×分割比率  <math display="block">\text{分割比率} = \text{県内個人企業数（非農林水）} / \text{全国個人企業数（非農林水）}</math>       ここで、        ・個人企業数（非農林水）：『国勢調査』（総務省）の非農林水産業の業主数をとる。</p>

(イ) 家計の受取利子

家計(個人企業を含む)の受取利子は、a. 預貯金利子、b. 有価証券利子、c. 信託利子を推計し、これらの合計額を記録する。

図表2.1-21 家計の受取利子の推計方法

受取利子項目	
機関	
a. 預貯金利子	
(a) 一般預貯金利子	
<p>一般預貯金利子には、金融機関間の預け金利子(ゆうちょ銀行以外)、海外への支払利子(全国銀行)が含まれるため、家計の受取利子推計では控除される。</p> <p>なお、金融機関の支払利子推計においては、控除は行わない。</p> <p>一般預貯金利子 = 全国の機関別一般預貯金利子 × 個人分割合 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の機関別一般預貯金利子：全国値(FISIM調整前)</li> <li>・ 個人分割合：日本銀行資料より国内銀行(銀行勘定)の(全国個人預金残高 / 金融機関預金残高を除く全国預金残高)を求める。</li> <li>・ 分割比率：日本銀行資料より国内銀行(銀行勘定)の(自県個人預金残高 / 全国個人預金残高)を求める。</li> </ul>	
(b) 社内預金利子	
<p>労働基準局等に直接照会を行うか、全国値(FISIM調整前)を社内預金の県別預貯金残高計数(直接照会)で分割する。</p> <p>なお、社内預金の県別預貯金残高計数が得られない場合は、上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。</p>	
b. 有価証券利子	
<p>家計の有価証券利子は、有価証券(国債、地方債、政府関係機関債(公社・公団・公庫債)、事業債(転換社債を含む))及び金融債の家計に対する支払利子からなる。</p> <p>有価証券利子 = 全国値(FISIM調整前) × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <p>分割比率：上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。</p>	
c. 信託利子	
<p>家計の信託利子は、「信託勘定(全国銀行)の利子の家計分(全国)」をまず推計して、これを上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。</p> <p>信託利子 = 信託勘定(全国銀行)の利子の家計分(全国) × 分割比率</p> <p>信託勘定(全国銀行)の利子の家計分(全国)(FISIM調整前)</p> <p>= 家計の受取利子総額 - 一般預貯金利子(家計分)</p> <p>- 社内預金利子 - 有価証券利子(家計分)</p> <p>なお、右辺のいずれの項目も全国分である。</p> <p>ここで、</p>	

- ・家計の受取利子総額：全国値
- ・一般預貯金利子（家計分）：上記「a. 預貯金利子」の(a)の推計方法に沿って、「一般預貯金利子」の家計分の全国値を推計する。
- ・社内預金利子：全国値
- ・有価証券利子（家計分）：全国値
- ・分割比率：上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

## イ．部門統合

家計支払利子 = 消費者負債利子 + 持ち家の支払利子（住宅支払利子）

+ 農林水産業の支払利子 + 非農林水産業の支払利子

家計受取利子 = 預貯金利子 + 有価証券利子 + 信託利子

## ウ．FISIM消費額

家計は、「消費者としての家計」、個人企業のうちの「農林水産業」、「その他の産業（非農林水産、非金融）」、「持ち家」に分けて推計する。

## (ア) 消費者としての家計

## a. 借り手側

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

ここで、

- ・分割比率：『全国消費実態調査』（総務省）<sup>3</sup>等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。

負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）

=（一世帯当りの負債現在高

- 一世帯当たりの住宅・土地のための負債額）

× 二人以上世帯の世帯数

ここで、

- ・一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：

『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。

- ・二人以上世帯の世帯数：

第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出（1）

世帯数の推計 ア二人以上の世帯」推計で用いた二人

以上世帯の世帯数を使用する。

<sup>3</sup> 「全国消費実態調査」は、令和元年調査から名称変更して「全国家計構造調査」となった。2019年（令和元年）分以降の推計においては、本ガイドライン上に「全国消費実態調査」との記載があるところを、「全国家計構造調査」と読み換えるものとする。

b. 貸し手側

貸し手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県個人預金残高 / 全国個人預金残高

ここで、

・個人預金残高：日本銀行HPの個人預金残高。

具体的には、家計の受取利子における預貯金利子の「(ア)一般預貯金利子」の全国値分割比率を用いる(図表2.1-21)。

なお、ここで推計した借り手側及び貸し手側のFISIM消費額の合計を、支出系列の家計最終消費支出額のうちFISIM消費額とする。

(イ) 個人企業・農林水産業

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県貸付金残高 / 全国貸付金残高

貸付金残高 = 農業協同組貸付金残高 + 漁業協同組合貸付金残高

具体的には、「c. 農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を用いる。

なお、この部門には貸し手側FISIM消費額は記録しない。

(ウ) 個人企業・その他の産業(非農林水産、非金融)

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県内個人企業数(非農林水) / 全国個人企業数(非農林水)

ここで、

・個人企業数(非農林水)：『国勢調査』(総務省)の非農林水産業の業主数をとる。

具体的には、家計の支払利子における「d. 非農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を用いる(図表2.1-20)。

なお、この部門には貸し手側FISIM消費額は記録しない。

(エ) 個人企業・持ち家

借り手側FISIM消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県FISIM調整前の支払利子額 / 全国FISIM調整前の支払利子額  
全国FISIM調整前の支払利子額

= 全国借り手側FISIM消費額 + 全国FISIM調整後の支払利子額

ここで、

・全国FISIM調整後の支払利子額：

『国民経済計算年次推計』の「制度部門別所得支出勘定」の「家計(個人企業を含む)部門」(1)第1次所得の配分勘定1.1財産所得(支払)(1)利子b.(C)持ち家による。

なお、この部門には貸し手側FISIM消費額は記録しない。

エ. FISIM調整後利子

家計FISIM調整後受取利子

$$= \text{家計FISIM調整前受取利子} + \text{家計FISIM貸し手側消費額}$$

家計FISIM調整後支払利子

$$= \text{家計FISIM調整前支払利子} - \text{家計FISIM借り手側消費額}$$

対家計民間非営利団体

ア. FISIM調整前利子

対家計民間非営利団体のFISIM調整前利子の推計方法も、「支払」と「受取」は、同じ方法である。図表2.1-22に対家計民間非営利団体の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-22 対家計民間非営利団体の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
全国値（FISIM調整前）×分割比率 ここで、 ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章 第2節 18 非市場生産者 ア. 産出額）。	全国値（FISIM調整前）×分割比率 ここで、 ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章 第2節 18 非市場生産者 ア. 産出額）。

イ. 部門統合

部門内訳はない。

ウ. FISIM消費額

$$\text{借り手側FISIM消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\text{貸し手側FISIM消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\text{分割比率} = \text{県内従業者数} / \text{全国従業者数}$$

ここで、

・従業者数：『経済センサス 基礎調査』（総務省）による。

具体的には、家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数を取り、対家計民間非営利団体の支払利子、受取利子の全国値分割比率を用いる（図表2.1-22）。

工. FISIM調整後利子

対家計民間非営利団体FISIM調整後受取利子

= 同部門FISIM調整前受取利子 + 同部門FISIM貸し手側消費額

対家計民間非営利団体FISIM調整後支払利子

= 同部門FISIM調整前支払利子 - 同部門FISIM借り手側消費額

## 2.1.2 法人企業の分配所得（「海外直接投資に関する再投資収益」を含む）

「法人企業の分配所得」は、非金融法人企業及び金融機関に支払を記録し、全制度部門に受取を記録する。推計は制度部門ごとに行う。

法人企業の分配所得は、「配当」、「準法人企業所得からの引き出し」及び「海外直接投資に関する再投資収益」からなる。なお、「国民経済計算」では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、「県民経済計算」では、法人企業の分配所得に含む。

このうち、「配当」は資本参加権に関して生じた所得の受払としての株式・出資金配当であり、「準法人企業所得からの引き出し」は、海外部門との受払である海外支店収益、公的企業が政府に支払う公的準法人企業からの引出しの受払の合計である。「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外子会社・関連会社の配当として分配しない収益（内部留保）のうち直接投資家の取り分（株式による資本参加の比率に対応する分）のことであり、実際には直接投資家には分配されないものであるが、国民経済計算の体系では直接投資家の取り分として取り扱う。図表2.1-23に分配所得の種類別の受取・支払制度部門を示す。

なお、保険契約者配当は「配当」扱いでなく、「2.1.3 その他の投資所得」に記録する。

図表2.1-23 分配所得の種類別の受取・支払制度部門

分配所得の種類		支払制度部門	受取制度部門
配当		民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 公的非金融法人企業 民間金融機関 公的金融機関 地方政府等 家計 対家計民間非営利団体
準法人企業所得からの引き出し	公的準法人所得引き出し	公的非金融法人企業 公的金融機関	地方政府等
	海外支店収益	民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関
海外直接投資に関する再投資収益		民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関

法人企業の分配所得の支払は、非金融法人と金融機関に記録される、受取は、公的準法人所得の引出しに関しては地方政府等、海外支店収益と海外直接投資に関する再投資収益は、非金融法人と金融機関に記録される。図表2.1-24に法人企業の分配所得の勘定内記録箇所を示す。

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第1節 第1次所得の発生と配分  
 2. 資産の貸借による財産所得

図表2.1-24 法人企業の分配所得の勘定内記録箇所

(配当)			(引出し)			(海外支店)		
制度部門	支払	受取	制度部門	支払	受取	制度部門	支払	受取
非金融法人			非金融法人			非金融法人		
金融機関			金融機関			金融機関		
地方政府等			地方政府等			地方政府等		
家計			家計			家計		
民間非営利			民間非営利			民間非営利		
(再投資)								
制度部門	支払	受取						
非金融法人								
金融機関								
地方政府等								
家計								
民間非営利								

なお、「引出し」の支払は「公的」のみ、海外支店と再投資の受払いは「民間」のみである。

(1) 非金融法人企業

非金融法人企業における支払の推計方法と受取の推計方法とは、基本的に同じである。図表2.1-25に非金融法人の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-25 非金融法人の分配所得の推計方法

	支払	受取
民間企業	<p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰： 「1.2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業」による。</li> </ul>	<p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰： 「1.2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業」による。</li> </ul>
公的企業	<p>財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。</p> <p>これによらない場合は、全国値の分割による。</p> <p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰： 「1.2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業」による。なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。</li> </ul>	<p>財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。</p> <p>これによらない場合は、全国値の分割による。</p> <p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰： 「1.2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業」による。なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。</li> </ul>

(2) 金融機関

金融機関における支払の推計方法と受取の推計方法も、基本的に同じである。図表2.1-26に金融機関の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-26 金融機関の分配所得の推計方法

	支払	受取
民間企業	<p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。</li> </ul>	<p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。</li> </ul>
公的企業	<p>財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。</p> <p>これによらない場合は、全国値の分割による。</p> <p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国値：東京都以外の県は、日本銀行の支払配当金が、現在のところ微小であるため、県民経済計算では推計対象としない。</li> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。</li> </ul> <p>なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数(財政収支調査による)の自県分の対全国比による。</p>	<p>財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。</p> <p>これによらない場合は、全国値の分割による。</p> <p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国値：東京都以外の県は、全国値から日本銀行の受取配当金を控除する。</li> <li>・ 分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。</li> <li>・ 公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比</li> <li>・ 県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。</li> </ul> <p>なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数(財政収支調査による)の自県分の対全国比による。</p>

(3) 地方政府等

地方政府等は、「配当」と「準法人企業からの引出し(公営住宅使用料)」の受取のみを推計する。図表2.1-27に地方政府等の分配所得の推計方法を示す。「中央政府等の扱い変更」により、中央政府と全国社会保障基金の地域事業所分は記録しない。

図表2.1-27 地方政府等の分配所得の推計方法

	支払	受取
県、市町村	-	公営住宅貸付収入に係るものを記録する。
地方社会保障基金	-	<p>宿舍貸付料に係るものを記録する。</p> <p>直接照会調査及びそれぞれの決算書により積上げ推計する。</p> <p>決算書で全国値をとる場合は、各機関の決算書、「国家公務員共済事業統計年報」、「地方公務員共済組合等事業年報」等より、分配所得に該当する項目を検討した上で、直接照会を行う。直接照会による推計を行う事を基本とするが、照会によって回答が得られない場合は全国値を加入者数、教員数等により按分する。</p>

(4) 家計

家計は、「配当」の受取のみを推計する。図表2.1-28に家計の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-28 家計の分配所得の推計方法

	支払	受取
家計	-	<p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割比率：『国税庁統計年報』(国税庁HP)の「調査結果」の「2 直接税-申告所得税」の「3 所得種類別人員、所得金額」の「(3)都道府県別の人員、所得金額」より配当所得の自県分の対全国比を求める。</li> </ul>

(5) 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体も、「配当」の受取のみを推計する。図表2.1-29に対家計民間非営利団体の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-29 対家計民間非営利の分配所得の推計方法

	支払	受取
対家計民間非営利団体	-	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の当該従業者数の自県分の対全国比による（第一部生産系列 第2章第2節 18 非市場生産者ア．産出額）。

2.1.3 その他の投資所得

その他の投資所得は、（1）保険契約者に帰属する投資所得、（2）年金受給権に係る投資所得、（3）投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

支払は金融機関、受取は全部門に記録される。その他の投資所得の勘定内記録箇所を図表2.1-30に、推計項目別の記録箇所を図表2.1-31に示す。

図表2.1-30 その他の投資所得の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

図表2.1-31 その他の投資所得の推計項目別の記録箇所

			支払		受取				
			金融機関	非金融	金融	地方政府等	家計	非営利	
(1) 保険契約者に帰属する投資所得	a. 生命保険の帰属収益	民間生命保険 公的生命保険							
	b. 非生命保険の帰属収益	民間機関	本邦損害保険会社 その他						
		公的企業							
	c. 定型保証の帰属収益								
d. 保険契約者配当	生命保険契約者配当								
	非生命保険契約者配当								
(2) 年金受給権に係る投資所得	確定給付型制度での過去勤務増分								
	他の年金基金での財産運用純益		合算額（全国値）						
	保険配当								
(3) 投資信託投資者に帰属する投資所得									

(1) 保険契約者に帰属する投資所得

保険契約者に帰属する投資所得は、ア．生命保険の帰属収益、イ．非生命保険の帰属収益、ウ．定型保証の帰属収益、エ．保険契約者配当からなる。これらの支払は、制度部門別所得支出勘定では金融機関のみに記録される。

非金融法人企業（受取）

保険帰属収益には生命保険、非生命保険、定型保証からのものがあるが、民間非金融法人企業の受け取るものは非生命保険、定型保証のうちの以下の機関からの帰属収益のみである。非金融法人企業は受取のみである。図表2.1-32に非金融法人企業の推計方法を示す。

図表2.1-32 非金融法人企業の推計方法

	支払	受取
ア．生命保険の帰属収益	-	
(ア)民間生命保険	-	-
(イ)公的生命保険	-	-
イ．非生命保険の帰属収益		
(ア)民間非生命保険	-	本邦損害保険会社（漁船保険中央会を含む）、外国損害保険会社、船主相互保険組合 各保険について支払額と同額を受取分として記録する（支払額と同額を全国値の制度部門別当該係数で分割する。本邦損害保険会社は5部門、外国損害保険会社は2部門）。
(イ)公的非生命保険	-	貿易再保険特別会計について推計する（2016年度（平成28年度）限りで廃止）。
ウ．定型保障の帰属収益	-	全国信用保証協会の定型保証についての保険契約者に帰属する投資所得支払額と同額を、民間非金融法人企業と家計（個人企業）の割合で分割し、民間非金融法人企業分を記録する（JSNAに準拠して民間非金融法人企業と家計に分割）。
エ．保険契約者配当		
(ア)生命保険契約者配当	-	-
(イ)非生命保険契約者配当	-	-

金融機関（支払、受取）

金融機関は、支払と受取を推計する。図表2.1-33に金融機関の推計方法を示す。

図表2.1-33 金融機関の推計方法

ア．生命保険の帰属収益		
帰属収益とは、保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得である。生命保険については財産運用純益の全額が保険帰属収益となる。		
	支払	受取

(ア)民間生命保険	生命保険帰属収益を家計の持分として帰属させるため、「保険契約者に帰属する投資所得」に記録する。	-
(イ)公的生命保険	全国値を分割して推計する。	-
イ. 非生命保険の帰属収益 非生命保険帰属収益とは、財産運用純益のうち、非生命保険法人積立分である。		
	支払	受取
(ア)民間非生命保険	<p>a. 本邦損害保険会社(漁船保険中央会を含む)及び外国損害保険会社          全国値×分割比率          ここで、          ・分割比率:火災保険+自動車保険+自賠責保険の(保険料収入-支払保険金)の自県分の対全国比による。</p> <p>b. その他の非生命保険          機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。</p>	本邦損害保険会社の各保険について支払額と同額を全国値の制度部門別当該計数(「非生命保険の制度部門別分割比率 保険料」)で分割し、受取分として記録する(支払額と同額を国の制度部門別当該係数で分割する)。
(イ)公的非生命保険	機関別に積上げ推計するか、全国値を分割して推計する。	<p>日本政策金融公庫(中小企業信用保険勘定)、農林漁業信用基金(農業信用保険業務、漁業信用保険業務)の各支払額(東京に記録)を各県に分割して記録する。</p> <p>なお、公的金融機関には保険帰属収益の受取はないので、推計は行わない。</p>
ウ. 定型保障の帰属収益	定型保証機関の運用資産の財産運用純益が保険帰属収益となる。	-
エ. 保険契約者配当 保険契約者配当は、(ア)生命保険契約者配当、(イ)非生命保険契約者配当からなる。		
	支払	受取
(ア)生命保険契約者配当	生命保険機関別に、当該機関の資料よりとる。あるいは全国値を分割する。	-
(イ)非生命保	非生命保険機関別に、当該機関の	-

保険契約者配当	資料よりとる。あるいは全国値を分割する。	
---------	----------------------	--

地方政府等（受取）

地方政府等は、非生命保険の帰属収益のうち民間非生命保険からの受取のみを推計する。図表2.1-34に一般政府の推計方法を示す。

図表2.1-34 地方政府等の推計方法

	支払	受取
ア．生命保険の帰属収益		
(ア)民間生命保険	-	-
(イ)公的生命保険	-	-
イ．非生命保険の帰属収益		
(ア)民間非生命保険	-	地方政府等の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を制度部門別全国値(「非生命保険の制度部門別分割比率 保険料」)で分割し、受取分として記録する(支払額と同額を制度部門別全国値で分割する。)
(イ)公的非生命保険	-	-
ウ．定型保障の帰属収益	-	-
エ．保険契約者配当		
(ア)生命保険契約者配当	-	-
(イ)非生命保険契約者配当	-	-

家計（受取）

保険帰属収益のうち、生命保険からの帰属収益の全額及び非生命保険のうち以下の機関からの帰属収益を記録する。また、金融機関 エ．保険契約者配当の支払の全額を記録する(2-84)。図表2.1-35に家計の推計方法を示す。

図表2.1-35 家計の推計方法

	支払	受取
ア．生命保険の帰属収益	-	生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払の全額を記録する。
(ア)民間生命保険		
(イ)公的生命保険		
イ．非生命保険の帰属収益		

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第1節 第1次所得の発生と配分  
 2. 資産の貸借による財産所得

(ア)民間非生命保険	-	<p>本邦損害保険会社(漁船中央会を含む)、外国損害保険会社、火災共済協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会</p> <p>非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払と同額を、各保険につき全国値の制度部門別当該計数(「非生命保険の制度部門別分割比率 保険料」)で分割し、家計分として加算記録する(支払額と同額を国の制度部門別当該係数で分割する。本邦損害保険会社は5部門、外国損害保険会社は2部門)。</p>
(イ)公的非生命保険	-	<p>地震再保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計(2014年度(平成26年度)まで)、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、自動車安全特別会計、森林総合研究所(森林保険業務勘定、2015年度(平成27年度)以降)、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計の各支払額を各県に分割して記録する。</p>
ウ. 定型保障の帰属収益	-	<p>全国信用保証協会、農林漁業信用基金(林業信用保証制度)、住宅ローン保証を提供する機関</p> <p>全国信用保証協会については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額(図表2.1-32)と同額を、民間非金融法人企業と家計(個人企業)の割合で分割し、家計分を記録する(国に準拠して民間非金融法人企業と家計に分割)。</p> <p>住宅ローン保証を提供する機関については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額(図表2.1-33)と同額を記録する。</p> <p>農林漁業信用基金(林業信用保証制度)については、支払は全額を東京都に記録しているが、受取は各都道府県に記録する。当該機関の「定型保証の帰属収益」の全国値を林業産出額の自県分の対全国比で分割し、記録する。</p>
エ. 保険契約者配当	-	<p>金融機関 エ. 保険契約者配当の支払の全額を記録する(図表2.1-33)。</p>
(ア)生命保険契約者配当		
(イ)非生命保険契約者配当		

対家計民間非営利団体（受取）

対家計民間非営利団体は、非生命保険の帰属収益のうち民間非生命保険からの受取のみを推計する。図表2.1-36に対家計民間非営利団体の推計方法を示す。

図表2.1-36 対家計民間非営利団体の推計方法

	支払	受取
ア．生命保険の帰属収益		
(ア)民間生命保険	-	-
(イ)公的生命保険	-	-
イ．非生命保険の帰属収益		
(ア)民間非生命保険	-	対家計民間非営利団体の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を全国値の制度部門別当該計数（「非生命保険の制度部門別分割比率保険料」）で分割し、受取分として記録する（支払額と同額を国の制度部門別当該係数で分割する）。
(イ)公的非生命保険	-	-
ウ．定型保障の帰属収益	-	-
エ．保険契約者配当	-	-
(ア)生命保険契約者配当		
(イ)非生命保険契約者配当		

(2) 年金受給権に係る投資所得

年金受給権に係る投資所得の支払は金融機関、受取は家計である。その推計方法を図表2.1-37に示す。

図表2.1-37 年金受給権に係る投資所得の推計方法

	支払	受取
金融機関	年金受給権に係る投資所得は、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度での過去勤務増分 <sup>4</sup> （「退職給付に関する会計基準」での利息費用）と、他の年金基金での財産運用純益、保険配当からなる。これら合算額を、全国値の分割で、次のように推計する。	

<sup>4</sup> 過去勤務増分とは、当該期に、雇用者の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分（割引率の巻き戻し分）で、企業財務諸表の利息費用に相当する。

	<p>年金受給権に係る投資所得の支払        = 全国値 × 分割比率        × 内民転換比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割比率：『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。</li> <li>・全国値：『国民経済計算年次推計』第1部フロー編付表20「民間・公的企業の所得支出勘定（1）民間法人企業 c. 民間金融機関」の「（4）その他の投資所得のうち b. 年金受給権に係る投資所得」及び「f. 公的金融機関」の「（3）その他の投資所得のうち b. 年金受給権に係る投資所得」をとる。</li> </ul> <p>なお、全額が年金基金（金融機関）からの家計への支払となり、同額が家計から年金基金に「家計の追加年金負担」として再投資される。</p>	
家計		受取 = 上記金融機関の支払（自県分）全額が家計の受取になる。

（3）投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託投資者に帰属する投資所得の支払は金融機関、受取は家計又は民間金融機関になる。家計分と民間金融機関分の推計は投資信託受益証券残高の制度部門別割合をもって分割推計する。その推計方法を図表2.1-38に示す。

図表2.1-38 投資信託投資者に帰属する投資所得の推計方法

	支払	受取
金融機関	<p>投資信託の内部留保を帰属収益（投資信託投資者に帰属する投資所得）として、金融機関が支払い、投資者（家計又は民間金融機関）に帰属するものとして扱う。推計は以</p>	<p>民間金融機関の受取        = 左記の支払（自県分） - 下記推計の家計の受取</p>

	<p>下のとおり。</p> <p>投資信託投資者に帰属する投資所得の支払        = 全国値 × ( 自県預金残高 / 全国預金残高 )</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国値：『国民経済計算年次推計』第1部フロー編『 . 制度部門別所得支出勘定』の「1. 一          国経済(2)第1次所得の配分勘定」の「1. 1 財産所得(支払)の(4)その他の投資所得のうちc. 投資信託投資者に帰属する投資所得」をとる。</li> <li>・預金残高：日本銀行の統計(都道府県別預金残高)による。</li> </ul>	
<p>家計</p>		<p>家計の受取        = 上記金融機関の支払(自県分) × 家計分の割合</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計分の割合：全国値          『国民経済計算年次推計』第2部ストック編付表6『金融資産・負債残高(1)総括表』の金融資産残高の表項目「5. 持分・投資信託受益証券のうち(2)投資信託受益証券」の計数について、家計/(民間金融機関+家計)により算出。</li> </ul>

## 2.2 賃貸料

賃貸料は、土地の所有から生じた純所得であって、土地の賃貸に関する総賃貸料から土地税や維持費等の経費を控除したものである。

ここでいう土地とは、農地、林地、工業用地、事務所・店舗の用地、住宅の敷地（持ち家を含む）など、経済活動の用に供されているものを指す。

土地税とは、土地の所有に伴う税（固定資産税の土地分、特別土地保有税の保有分、目的税のうち都市計画税の土地分、国有資産等所在市町村交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「基地交付金」という）を含む）の貸付資産の土地分）をいう。土地税は生産・輸入品に課される税であるため、財産所得には該当しない。なお、基地交付金は国有地に係るものであるため、対象としない。

維持費等についても財産所得には該当しないが、少額と考えられることと資料の制約から県民経済計算では推計しないこととする。

土地の賃貸料 = 制度部門別土地の総賃貸料 - 制度部門別土地税

以下、制度部門別に 土地の支払総賃貸料、 土地の受取総賃貸料、 土地税に分けて、推計する。

これによらない場合は、受払とも全国値を、下記、 の総賃貸料の推計に用いる分割比率で分割する。

### (1) 制度部門別土地の総賃貸料

土地の総賃貸料の支払は、家計（非企業部門）を除いた全部門に、受取は金融機関、家計（個人企業）を除いた全部門に記録する。図表2.1-39に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.1-39 土地の総賃貸料の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人企業		
金融機関		
地方政府等		
家計（非企業部門）		
家計（個人企業）		
対家計民間非営利		

#### 非金融法人企業

非金融法人企業の支払と受取の推計方法は、基本的に同じである。図表2.1-40に非金融法人企業の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-40 非金融法人企業の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
ア．民間企業	全国値 × 分割比率 ここで、 ・ 分割比率： 『固定資産の価格等の概要調書』	全国値 × 分割比率 ここで、 ・ 分割比率： 『固定資産の価格等の概要調書』

	- 土地 - 』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。	- 土地 - 』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」による法人決定価格の自県分の対全国比による。
イ．公的企業	財政収支調査などによる。	財政収支調査などによる。

金融機関

金融機関は、民間企業の支払のみの推計である。図表2.1-41に金融機関の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-41 金融機関の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
ア．民間企業	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率： 『固定資産の価格等の概要調書 - 土地 - 』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。	金融機関には受取賃貸料はないものとして推計しない。
イ．公的企業	支払が少額のため、県民経済計算では推計しないこととする。	

地方政府等

地方政府等の支払と受取は異なる推計方法である。図表2.1-42に地方政府等の土地の総賃貸料の推計方法を示す。「中央政府等の扱い変更」により、中央政府と全国社会保障基金の地域事業所分は記録しない。

図表2.1-42 地方政府等の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
ア．県、市町村	『歳入歳出決算書』、『地方財政状況調査』（総務省）、「決算書附属明細書」及び県主管課等資料により、土地（・建物の）賃借料を記録する。  （注）地方財政状況調査では、賃貸料の受取は「財産運用収入」の内数であり、支払は決算書付属書「使用料及び手数料」の内数である。財政主管課に確認し、記録する。	決算付属（明細）書の「財産運用収入」の細項目による土地、建物貸付料によるか、あるいは県主管課資料より土地貸付料をとる。
イ．地方社会保障基金	各決算書、事業報告書等から土地賃借料に係るものをとる。	各決算書、事業報告書等から土地賃借料に係るものをとる。

	(注)直接照会による推計を行う事を基本とする。その際、照会によって当該機関の地方事務所の単独計数ではなく、全国値しか把握することが出来ない場合は、例えば、当該機関の全人員に占める地方事務所に属する人員の比率等の情報をもとに按分する。
--	--

なお、地方政府等の賃貸料推計を全国値の按分で行う場合は、一般政府内の制度部門はJSNAフロー編付表6(1)を参考に中央政府、地方政府、社会保障基金に按分する。また、地方政府内(都道府県・市町村)の分割は、支払については地方財政統計年報の「物件費」のうち「その他」、受取については地方財政統計年報の「財産収入」のうち「財産運用収入」のウェイトを用いる。社会保障基金を全国と地方に分割する場合は財産所得の利子推計値(FISIM調整前)のウェイトで按分する。

### 家計

家計の支払と受取は異なる推計方法である。家計の支払土地賃貸料は全額個人企業の支払とし、農林水産業分、非農林水産業分、持ち家分に分けて推計する。

農業は借入耕地の面積、農業以外は敷地が借地になっている店舗・その他の併用住宅、同専用住宅の戸数から推計する。図表2.1-43に家計の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-43 家計の土地の総賃貸料の推計方法

	支払(個人企業)	受取
ア. 農林水産業	<p>農業分だけを田畑賃貸料として推計し、林業、水産業の借地は推計しない。</p> <p>田畑賃貸料</p> $=(田の10アール当たり賃貸料 \times 田の県別借入耕地面積) + (畑の10アール当たり賃貸料 \times 畑の県別借入耕地面積)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10アール当たり賃貸料：『田畑価格及び賃貸料調』(日本不動産研究所)による。</li> <li>・借入耕地面積：『世界農林業センサス』(農林水産省)、『農林業センサス』における「借入耕地面積」の借入耕地の「田」、及び「畑(樹園地を除く)」と「樹園地」の合計の面積にする。</li> </ul>	<p>家計の支払総賃貸料に、全国の受取・支払総賃貸料の比率を乗じて推計する。</p>
イ. 非農林水産業	<p>持ち家の店舗・その他の併用住宅にかかわる土地賃貸料をとる。</p> <p>土地賃貸料</p>	

	<p>= 持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数 × 1世帯当たり地代 × 修正倍率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数：『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、店舗その他の併用住宅の借地戸数 = 1戸建・長屋建の持ち家総数の借地戸数 - 専用住宅の借地戸数による。</li> <li>・一世帯当たり地代：『家計調査』（総務省）〈家計収支編（二人以上の世帯）〉による。</li> <li>・修正倍率：『家計調査』による全世帯での1世帯当たり地代を『全国消費実態調査』（総務省）を用いて、地代支払のある世帯での1世帯当たり地代に修正する。</li> </ul> <p>修正倍率 = 『全国消費実態調査』（9.10.11月）の地代支払のある世帯の1か月平均値 / 『家計調査』（9.10.11月）の二人以上全世帯1世帯当たり1か月平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『全国消費実態調査』： 品目編の全国二人以上全世帯による。</li> </ul>	
<p>ウ．持ち家</p>	<p>県専用住宅（持ち家）にかかわる土地賃貸料をとる。</p> <p>土地賃貸料</p> <p>= 持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数 × 1世帯当たり地代 × 修正倍率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数：『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、専用住宅の借地戸数をとる。</li> <li>・一世帯当たり地代、修正倍率： 非農林水産業推計に用いる計数を代用する。</li> </ul>	

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の支払と受取の推計方法は、基本的に同じである。図表2.1-44に対家計民間非営利団体の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-44 対家計民間非営利団体の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
対家計民間 非営利団体	全国値 × 分割比率 ここで、 ・ 分割比率： 『経済センサス - 基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章第2節 18 非市場生産者 ア・産出額）。	全国値 × 分割比率 ここで、 ・ 分割比率： 『経済センサス - 基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章第2節 18 非市場生産者 ア・産出額）。

(2) 制度部門別土地税

土地税は、ア．土地の所有に伴う税（交付金を除く）（固定資産税（土地分）・特別土地保有税（保有分）・都市計画税（土地分））イ．国有資産等所在市町村交付金（土地分）からなる（ア、イとも借地分）。なお、ア．土地の所有に伴う税（交付金を除く）における土地税の受取、支払の総額は、資料の制約により同額とみなす。

土地税の支払は、全部門に、受取は金融機関以外の全部門に記録する。図表2.1-45に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.1-45 土地税の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人企業		
金融機関		
地方政府等		
家計		
対家計民間非営利		

土地税総額（国有資産等所在市町村交付金を除く）

ア．土地の所有に伴う税（交付金を除く）

土地の所有に伴う税（交付金を除く）については、土地税 × 借地割合による。

土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 = 土地税 × 借地割合

ここで、

・ 土地税：『地方財政統計年報』（総務省）による。

・ 借地割合：『住宅・土地統計調査』（総務省）より（1戸建・長屋建持ち家のうち敷地が借地の戸数 / 1戸建・長屋建持ち家の戸数）を求める。

イ．国有資産等所在市町村交付金（土地分）

国有資産等所在市町村交付金（土地分）は、県主管課等に直接照会する。

制度部門分割

制度部門別分割の方法を図表2.1-46に示す。

図表2.1-46 土地税の制度部門別分割方法

	総賃貸料の支払から差引く土地税	総賃貸料の受取から差引く土地税
ア. 非金融法人企業	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 <sup>1</sup> ×（非金融法人企業（民間）支払土地賃貸料 / 5部門 <sup>2</sup> 支払土地賃貸料合計） （公的は推計しない）	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（非金融法人企業（民間）受取土地賃貸料 / 3部門 <sup>3</sup> 受取土地賃貸料合計） （公的は推計しない）
イ. 金融機関	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（金融機関（民間）支払土地賃貸料 / 5部門支払土地賃貸料合計） （公的は推計しない）	推計しない。
ウ. 地方政府等	国有資産等所在市町村交付金のうち地方公共団体交付分に以下を加算する。 土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（地方政府等支払土地賃貸料 / 5部門支払土地賃貸料合計）	国有資産等所在市町村交付金のうち地方公共団体交付分をとる。
エ. 家計	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（家計支払土地賃貸料 / 5部門支払土地賃貸料合計）	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（家計受取土地賃貸料 / 3部門受取土地賃貸料合計）
オ. 対家計民間非営利団体	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（民間非営利支払土地賃貸料 / 5部門支払土地賃貸料合計）	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ×（民間非営利受取土地賃貸料 / 3部門受取土地賃貸料合計）

- （注）1. 土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 = ア. で推計した税額  
 2. 5部門 = 非金融法人企業（民間）、金融機関（民間）、地方政府等、家計、民間非営利  
 5部門支払土地賃貸料合計 = 5部門の支払土地賃貸料の合計  
 3. 3部門 = 非金融法人企業（民間）、家計、民間非営利  
 3部門受取土地賃貸料合計 = 3部門の受取土地賃貸料の合計

## 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）

経常移転は、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担と社会給付」、「その他の経常移転」に分類される（第1章 図表1-8 経常移転の階層構造を参照）。

経常移転における推計項目別の制度部門別の「支払」と「受取」の推計対象を図表2.2-1に示す。

図表2.2-1 制度部門別推計項目

分類  項目	制度部門別分類									
	支払					受取				
	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体
所得・富等に課される経常税			-		-	-	-		-	-
現実社会負担	-	-	-		-	-	-		-	-
帰属社会負担	-	-	-		-				-	
追加社会負担	-	-	-		-			-	-	-
（控除）年金制度の手数料	-	-	-		-	-	-		-	-
現金による社会保障給付	-	-		-	-	-	-		-	-
その他の社会保険年金給付	-		-	-	-	-	-		-	-
その他の社会保険非年金給付				-	-	-	-		-	-
社会扶助給付	-	-		-		-	-		-	-
その他の経常移転										

### 1. 所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税は、「所得に課される税」と「その他の経常税」に分類される。

#### 1.1 推計の概要

##### （1）範囲

所得・富等に課される経常税は、所得に課される税及びその他の経常税からなり、所得に課される税は労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等）であり、その他の経常税は、事業税、自動車重量税、

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 1. 所得・富等に課される経常税

自動車税、都道府県民税(均等割)、国際観光旅客税のうち居住者家計負担分等である。また、一般的には税として扱われていないが、日本銀行納付金もに含まれる。

県民経済計算の2015年(平成27年)基準改定では、日本銀行の金融政策サービスを行っている事業所が所在する東京都にのみ記録する。そのため、日本銀行納付金は東京都にのみ記録する。

ただし、日本銀行が支払う税(法人税、事業税、住民税)については、金融政策サービス(非市場、集会的)によって生じたものとそれ以外を峻別することが困難であるため、2011年基準同様に、公的金融機関の支払いとして、事業所が所在する県に記録する(推計方法に変更はない)。

(2) 推計方法

『国税庁統計年報』(国税庁)、『地方財政統計年報』(総務省)、決算書及び全国の計数等を用いて、図表2.2-3「所得・富等に課される経常税一覧表」にそって推計する。原則として、支払は県居住者である非金融法人企業、金融機関、家計の各々に記録し、受取は地方税のみの県内徴収税額を地方政府等に記録する。図表2.2-2に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.2-2 所得・富等に課される経常税の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 1. 所得・富等に課される経常税

図表2.2-3 所得・富等に課される経常税一覧表

税目		非金融	金融	家計	備考
〔所得に課される税〕					
所得税	国 税				
源泉所得税					
・ 利子所得		-	-		
・ 配当所得		-	-		
・ 上場株式等の譲渡所得等		-	-		
・ 給与所得		-	-		
・ 退職所得		-	-		
・ 報酬・料金等所得		-	-		
・ 非居住者等所得		-	-	-	政府の受取
申告所得税		-	-		
法人税	国 税			-	
法人特別税	国 税			-	
地方法人税	国 税			-	
道府県民税（所得割）	道府県税	-	-		
市町村民税（所得割）	市町村税	-	-		
道府県民税（配当割）	道府県税	-	-		
道府県民税（株式等譲渡所得割）	道府県税	-	-		
道府県民税（法人税割）	道府県税			-	
市町村民税（法人税割）	市町村税			-	
道府県民税（利子割）	道府県税				H28.1.1 から法人は廃止になり、家計のみ東京都のみ記録
日本銀行納付金		-		-	
〔その他の経常税〕					
特別法人事業税（注2）	国 税			-	
事業税（個人）	道府県税	-	-		
事業税（法人）	道府県税			-	
自動車重量税の1/2	国 税	-	-		
国際観光旅客税のうち	国 税	-	-		
居住者家計負担分					
自動車税（種別割、環境性能割）の1/2（注3）	道府県税	-	-		
自動車取得税の1/2（注3）	道府県税	-	-		2019年9月30日まで
軽自動車税（種別割、環境性能割）の1/2（注3）	市町村税	-	-		
狩猟税	道府県税	-	-		
道府県民税（均等割、個人）	道府県税	-	-		
市町村民税（均等割、個人）	市町村税	-	-		
道府県民税（均等割、法人）	道府県税			-	
市町村民税（均等割、法人）	市町村税			-	
法定外目的税（注4）					県で判断

（注1）非金融、金融、家計は支払制度部門であり、「」は全額を記録、「」は分割して記録、「-」は未記録とする。

（注2）地方法人特別税は、2019年（令和元年）9月末で廃止され、同年10月1日より特別法人事業税が創設された。特別法人事業税は、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として譲与される。

（注3）2019年（令和元年）10月1日から自動車の税が新制度となった。「自動車税」は「自動車税（種別割）」、「軽自動車税」は「軽自動車税（種別割）」に名称変更になった。「自動車取得税」は廃止され、「自動車税環境性能割」が導入された。

（注4）法定外目的税のうち「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して記録する（図表2.2-7参照）。

1.2 所得に課される税

所得に課される税は、所得税、法人税、住民税、日本銀行納付金別に推計する。これらの税を、国税と地方税（道府県税、市町村税）に区分し、それぞれの税目に関して総額の推計と総額を制度部門に分割する方法に分けた表で推計方法を説明する。なお、県民経済計算の2015年（平成27年）基準改定では、日本銀行納付金は東京都のみ記録する。国税の受取主体となる中央政府は県内制度部門ではないが、支払主体である家計等の制度部門は、支払が存在するため推計を行う必要がある。

(1) 国税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-4に国税の総額推計と部門分割の推計方法を示す。税の総額は、この表における制度部門別の列に記載された制度部門で支払われる。

なお、所得税は還付金を控除して計算する。

$$\text{所得税} = \text{徴収額} - \text{還付金}$$

図表2.2-4 国税の総額推計と制度部門分割

所得税		
ア. 源泉所得税	(ア) 利子所得、(イ) 配当所得、(ウ) 上場株式等の譲渡所得等、(エ) 給与所得、(オ) 退職所得、(カ) 報酬・料金等所得別に推計する。	
	総額推計方法	支払・制度部門
(ア) 利子所得	全国徴収税額×分割比率 ここで、 ・分割比率：財産所得より家計の受取利子（FISIM調整前）の自県分の対全国比を求める。	全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。
(イ) 配当所得	県徴収税額を記録する。配当の県民ベースによる把握は資料的に困難であり、源泉徴収義務者の大部分が企業部門であると考えられるため、県内＝県民とみなす。	全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。
(ウ) 上場株式等の譲渡所得等	県徴収税額を記録する。	「(イ) 配当所得」の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。
(エ) 給与所得	県徴収税額×内民転換比率	家計に記録する。
(オ) 退職所得	県徴収税額×内民転換比率	家計に記録する。
(カ) 報酬・料金等所得	県徴収税額×内民転換比率	家計に記録する。
イ. 申告所得税	県税徴収額を記録する。	個人企業が大部分と考えられ

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 1. 所得・富等に課される経常税

		るため、家計に記録する。
ウ. 所得税還付金	ア.及びイ.で推計したそれぞれの所得税から還付金を控除する。	
	総額推計方法	支払・制度部門
(ア) 源泉所得税還付金	<p>源泉所得税の還付金額          = 全国還付金額 × 分割比率 × 内民転換比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国還付金額：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の還付金をとる。</li> <li>・分割比率：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。</li> </ul>	(ア)で得た県別の「源泉所得税の還付金」を、ア.で得た県別の源泉所得税の制度部門別支払額の構成比で各制度部門別還付金額を推計する。
(イ) 申告所得税還付金	<p>申告所得税の還付金額          = 全国還付金額 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国還付金額：『国税庁統計年報』より、申告所得税の還付金をとる。</li> <li>・分割比率：『国税庁統計年報』より、申告所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。</li> </ul>	全額を家計に記録する。
法人税	総額推計方法	支払・制度部門
ア. 法人税	<p>全国値 × 分割比率</p> <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。</li> </ul>	非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
イ. 法人特別税	同上	同上
ウ. 地方法人税	同上	同上
日本銀行納付金	日本銀行の納付金は、剰余金から準備金や出資者への配当に充当されるものを控除し、国庫に納付されるものである。東京都にのみ記録する。	金融機関に記録する。

(2) 道府県税・市町村税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-5に道府県税・市町村税の総額推計と部門分割の推計方法を示す。

図表2.2-5 道府県税・市町村税の総額推計と制度部門分割

	総額推計方法	支払・制度部門
住民税		
ア. 所得割		
道府県税	道府県民税(所得割)市町村民税(所得割)の県徴収税額をとる。	家計に記録する。
市町村税		
イ. 配当割		
道府県税	道府県民税(配当割)の県徴収税額をとる。	家計に記録する。
ウ. 株式等譲渡所得割		
道府県税	道府県民税(株式等譲渡所得割)の県徴収税額をとる。	家計に記録する。
エ. 法人税割		
道府県税	道府県民税(法人税割)の県徴収税額をとる。	非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
市町村税	市町村民税(法人税割)の県徴収税額をとる。	同上
オ. 利子割		
道府県税	道府県民税(利子割)の県徴収税額をとる。	「源泉所得税、利子所得等」の比率を準用して、各制度部門に分割する。平成28年1月1日から法人は廃止になり、以降は家計のみに記録する。

1.3 その他の経常税

その他の経常税は、事業税、自動車関係税、狩猟税、住民税、その他別に推計する。ただし、国税、道府県税・市町村税別に推計する。

(1) 国税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-6にその他の経常税（国税）の総額推計と部門分割の推計方法を示す。

図表2.2-6 その他の経常税（国税）の総額推計と制度部門分割

	総額推計方法	支払・制度部門
特別法人事業税 （2019年（令和元年）9月までは地方法人特別税だった）	<p>地方法人特別税は次式により推計する。</p> $\text{地方法人特別税} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比を求める。</li> </ul>	<p>地方法人特別税の非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。</p>
自動車重量税の1/2	<p>県徴収税額をとる。</p>	<p>家計に記録する。</p>
国際観光旅客税のうち居住者家計負担分	<p>生産系列「特定の経済活動に格付けされる生産・輸入品に課される税」で記載した国際観光旅客税のうち「家計負担分」を求める。</p> $\begin{aligned} \text{国際観光旅客税（日本人負担分）} &= \text{出国者数（日本人）} \\ &\quad / \text{出国者数（日本人 + 外国人）} \\ &\quad \times \text{国際観光旅客税（総額）} \\ \text{国際観光旅客税（家計負担分）} &= \text{サービス旅行（業務外）} \\ &\quad / \text{サービス旅行（業務 + 業務外）} \\ &\quad \times \text{国際観光旅客税（日本人負担分）} \\ \text{県の国際観光旅客税（家計負担分）} &= \text{国際観光旅客税（家計負担分）} \\ &\quad \times \text{県の日本人出国者数（住所地別）} \\ &\quad / \text{日本人出国者数（住所地別）} \end{aligned}$	<p>家計に記録する。</p>

(2) 道府県・市町村税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-7にその他の経常税（道府県税・市町村税）の総額推計と部門分割の推計方法を示す。

図表2.2-7 その他の経常税（道府県税・市町村税）の総額推計と制度部門分割

		総額推計方法	支払・制度部門
事業税			
ア．個人	道府県税	個人事業税は、それぞれの県徴収額をとる。	家計に記録する。
イ．法人	道府県税	法人事業税は、それぞれの県徴収額をとる。	法人事業税の非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
自動車関係税(最後の( )内は、2019年(令和元年)9月までの種別割の名称、自動車取得税は同年9月30日まで)			
ア．自動車税(種別割、環境性能割)の1/2(自動車税)	道府県税	県徴収税額をとる。	家計に記録する。
イ．(自動車取得税)の1/2	道府県税	県徴収税額をとる。	同上
ウ．軽自動車税(種別割、環境性能割)の1/2(軽自動車税)	市町村税	県徴収税額をとる。	同上
狩猟税	道府県税	県徴収税額をとる。	同上
住民税			
ア．均等割	道府県	道府県民税(均等割・個人)	家計に記録する。

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 1. 所得・富等に課される経常税

個人	民税	の県徴収税額をとる。	
	市町村民税	市町村民税（均等割・個人） の県徴収税額をとる。	同上
イ.均等割 法人	道府県 民税	道府県民税（均等割・法人）、 の県徴収税額をとる。	非金融法人企業、金融機関 の分割は、県税務課資料より 金融保険業、その他の業種の 構成比を用いる。
	市町村 民税	市町村民税（均等割・法人） の県徴収税額をとる。	同上
その他		法定外目的税又は法定外普通税のうち、「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して記録する。ただし、JSNAでは、法定外目的税又は法定外普通税は、全て「生産・輸入品に課される税」として記録されており、「所得・富等に課される経常税」に記録されているものはない。	

なお、自動車関係税は、事業者と家計の両者が負担しているため、家計の負担を便宜的にその半分とし、税額の1/2をその他の経常税としている。残りの事業者の負担分（1/2）は生産・輸入品に課される税扱いであり、経常移転ではない。

## 2．純社会負担と社会給付

純社会負担は、「現実社会負担」、「帰属社会負担」、「家計の追加社会負担」および控除項目として「年金制度の手数料」に分類され、社会給付は、「現物社会移転以外の給付」と「現物社会移転」に分類される。

### 2．1 推計の概要

「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」の推計概要は、以下のとおりである。

#### （1）純社会負担の推計の概要

「純社会負担」は、現実社会負担、帰属社会負担、家計の追加社会負担、年金制度の手数料（控除項目）から成る。

現実社会負担は、現実年金負担と現実非年金負担に区分されるが、推計に当たっては、便宜上、この区分ではなく、「社会保障基金に係る現実社会負担」と「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」に分けて行う。前者は社会保障制度に基づく社会保障基金（一般政府）への負担であり、後者は年金基金（金融機関）への負担である。

社会保障基金に係る現実社会負担（一般政府の受取分）（2011年（平成23年）基準版2-Aに相当）

社会保障給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金（一般政府）への支払を指す。

雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払うものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書・事業報告書を使用して推計することとなる。

#### （内民転換について）

社会保障基金に対する負担額の支払は、家計であり、県民の居住地（以下、民ベース）で記録し、受取は一般政府であり、勤務地の社会保障基金が受取となり、勤務地（以下、内ベース）で記録する（後掲の「図表2.2-9 社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図」）。

社会負担額データの地域別が居住地ベースか、社会保障基金の事業所ベースかに応じて、内・民ベースの転換を行う。内民（民内）転換比率は次式による。

内民（民内）転換比率 = 民（内）ベースの賃金・俸給 / 内（民）ベースの賃金・俸給

その他の社会保険制度に係る現実社会負担（年金基金（金融機関）の受取分）（2011年（平成23年）基準版2-Bに相当）

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金（金融機関）への雇主及び雇用者が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなる。雇主から年金基金（金融機関）に直接支払われる分（受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む）については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金（金融機関）に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金（金融機関）に対して支払うものである。

国民経済計算では各年金基金別に決算書等の報告書から推計しているが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険制度に係る現実社会負担については、支払の家計、受取の金融機関ともに、県民の居住地ベースで記録する。

帰属社会負担（2011年（平成23年）基準版2-Cに相当）

帰属社会負担は、雇主による負担のみであり、「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」からなる。

#### ア．雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、受給権を発生主義で記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運用に係る費用（年金制度の手数料）の合計のうち、確定給付制度に係る雇主の現実社会負担（実際の支払額）では賄われない部分である。

国民経済計算では財務諸表等から推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

#### イ．雇主の帰属非年金負担

雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う社会保険制度に係る雇主の負担分であり、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金の負担や、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積み給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分である。

国民経済計算では各会計決算書等からの推計であるが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

家計の追加社会負担（2011年（平成23年）基準版2-Dに相当）

年金基金（金融機関）の支払、家計の受取として記録した「年金受給権に係る投資所得」と同額を、「家計の追加社会負担」として家計の支払、年金基金（金融機関）の

受取に記録する。

年金受給権に係る投資所得 = 家計の追加社会負担 である。

年金制度の手数料（控除項目）（2011年（平成23年）基準版2-Eに相当）

年金制度の手数料は、年金基金の運営に係る費用であり、各年金基金の産出額でもある。

現実社会負担（雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担）雇主の帰属社会負担、家計の追加社会負担の合計から、確定給付型及び確定拠出型の年金基金の「年金制度の手数料」（運営費用）を控除して、「純社会負担」が求められる。

## （2）現物社会移転以外の社会給付の推計の概要

「現物社会移転以外の社会給付」は、現金による社会保障給付、その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付、社会扶助給付から成る。

現金による社会保障給付（2011年（平成23年）基準版3-Aに相当）

「現金による社会保障給付」は、社会保障基金が家計に対して支払う社会給付のうち、現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。具体的には、主なものに老齢年金（国民年金、厚生年金等）、雇用保険に基づく給付金（失業給付）、児童手当等が該当する。

現金による社会保障給付については、受取の家計は居住地の民ベース、支払の地方政府は社会保障基金に係る現実社会負担に合わせて勤務地の内ベースで記録する（後掲の「図表2.2-9 社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図」）。

その他の社会保険年金給付（2011年（平成23年）基準版3-Bに相当）

年金基金（金融機関）から支払われる給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。国民経済計算では各基金別に財務諸表等から給付額を推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険年金給付は、受取の家計、支払の金融機関ともに、県民の居住地ベースで記録する。

その他の社会保険非年金給付（2011年（平成23年）基準版3-Cに相当）

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。雇主の帰属社会負担のうち「雇主の帰属非年金負担」と同額を給付額とする。

社会扶助給付（2011年（平成23年）基準版3-Dに相当）

「社会扶助給付」は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。受取を

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 2. 純社会負担と社会給付

家計、支払を一般政府、対家計民間非営利団体に記録する。

一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。なお、社会扶助給付は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区別することが困難であるため、現物給付も含む。2005年（平成17年）基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分については、2011年（平成23年）基準では現物社会移転に含めている。

図表2.2-8に純社会負担と現物社会移転以外の社会給付の推計構造を、図表2.2-9に社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図を示す。

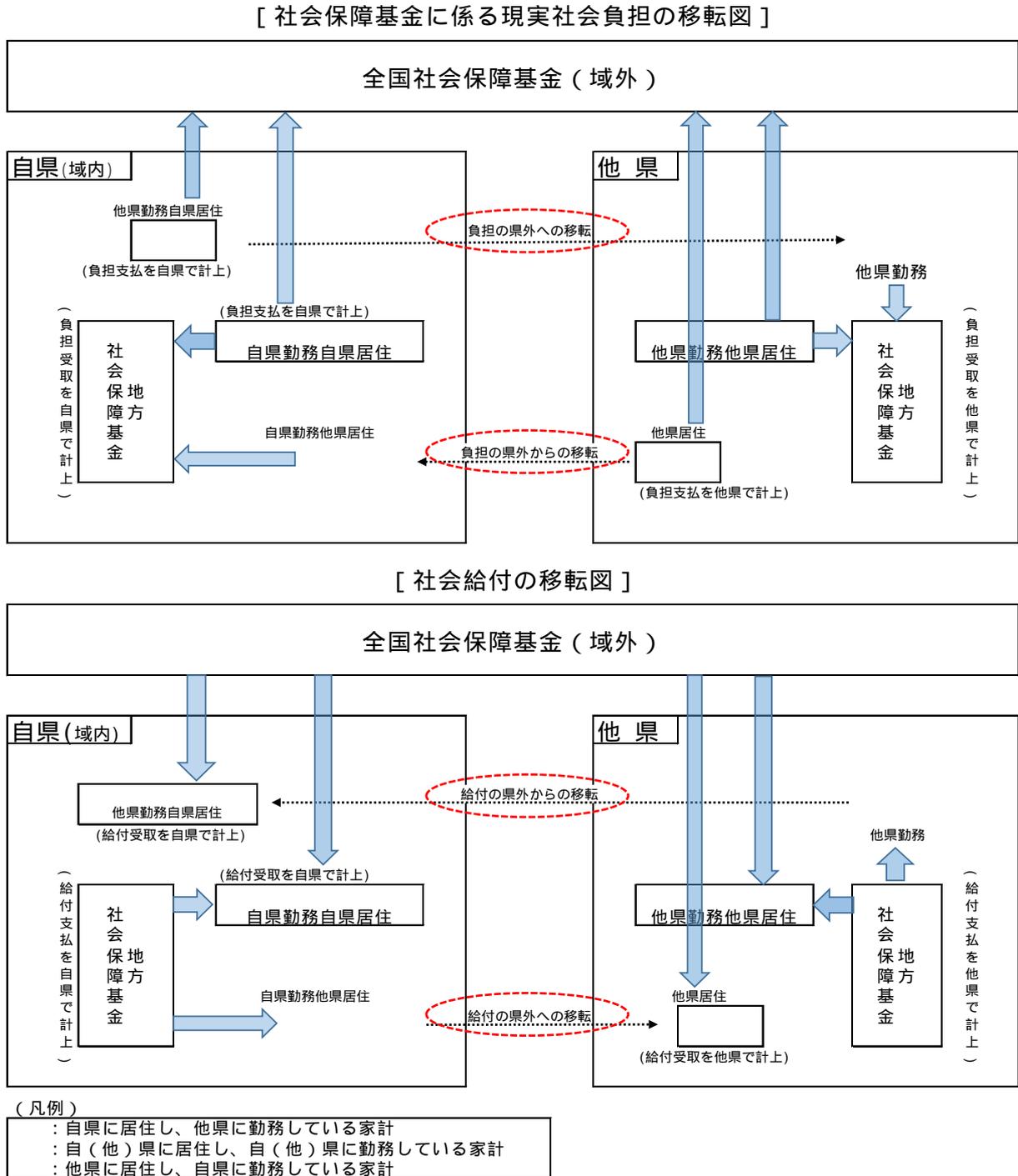
図表2.2-8 純社会負担と現物社会移転以外の社会給付の推計構造

A. 社会負担		
推計項目の構造	負担の流れ	項目の説明
A1. 現実社会負担(年金・非年金)		
A1-1. 社会保障基金に係る現実社会負担		法律等により強制的に社会保障基金に支払われるもの
A1-1-1. 雇主の現実社会負担	雇主（雇用者報酬） 家計	雇主から社会保障基金に直接支払われる分
A1-1-2. 家計の現実社会負担	（社会負担） 社会保障基金	雇用者が雇用者報酬から社会保障基金に支払う分
A1-2. その他の社会保険制度に係る現実社会負担		年金基金へ雇主及び雇用者が自発的に支払うもの
A1-2-1. 雇主の現実社会負担	雇主（雇用者報酬） 家計	雇主から年金基金に直接支払われる分
A1-2-2. 家計の現実社会負担	（社会負担） 年金基金	雇用者が雇用者報酬から年金基金に支払う分
A2. 帰属社会負担(年金・非年金)		現実社会負担では賄われない部分に対する雇主の負担
A2-1. 帰属年金負担	雇主（雇用者報酬） 家計 （社会負担） 年金基金	確定給付制度に係る雇主の現実社会負担では賄われない部分
A2-2. 帰属非年金負担	雇主（雇用者報酬） 家計 （社会負担） 年金以外の制度	雇主が無基金で行う社会保険制度に係る雇主の負担
A3. 家計の追加社会負担	家計（社会負担） 金融機関	年金受給権に係る投資所得
A4. 年金制度の手数料(控除項目)	-	年金基金の運営に係る費用(各年金基金の産出額)

備考：社会保障基金は一般政府への支払、その他の社会保険制度（年金基金）は金融機関への支払

B. 現物社会移転以外の社会給付		
区分	具体的な給付	給付内容
B 1. 現金による社会保障給付	老齢年金、失業給付、児童手当等	社会保障基金が家計に対して現金で支払う社会保障給付
B 2. その他の社会保険年金給付	年金基金給付、退職一時金	金融機関から支払われる給付、受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給
B 3. その他の社会保険非年金給付		雇主の帰属非年金負担 = A2-2
B 4. 社会扶助給付	中央政府、地方政府：生活保護費、恩給等 民間非営利：無償の奨学金等	社会保険制度の下ではなく、中央政府、地方政府または民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転

図表2.2-9 社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図  
 （2015年（平成27年）基準版）



(注) 居住地と勤務地が異なる場合の処理（点線矢印部分）

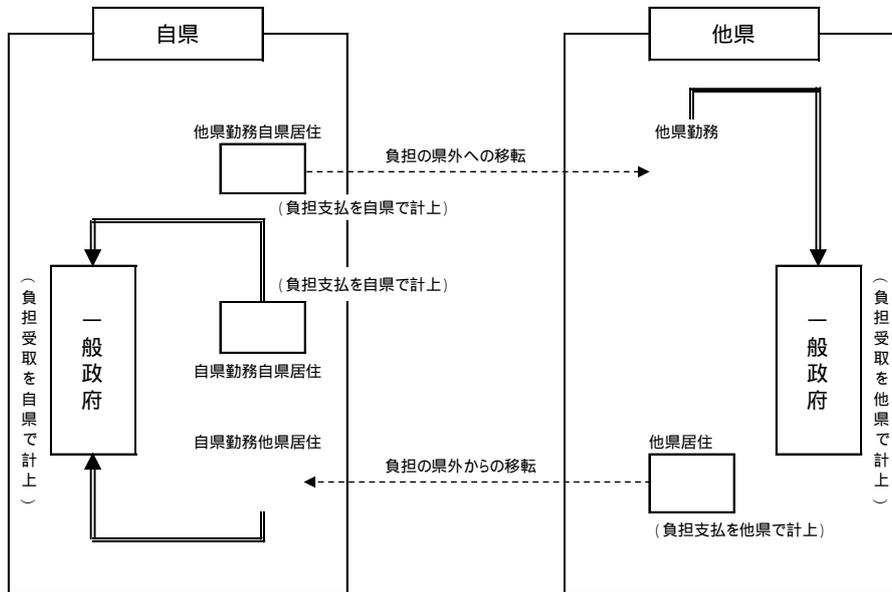
負担の場合：他県に居住し、自県に勤務している者の純社会負担は、県外に移転させ、自県の家計部門に記録しない。自県に居住し、他県に勤務している者の純社会負担は、他県から移転し、自県の家計部門に記録する。

給付の場合：自県に居住し、他県に勤務している者への社会給付は、自県に移転させ、自県の家計部門に記録する。他県に居住し、自県に勤務している者の社会給付は、他県に移転し、自県の家計部門に記録しない。

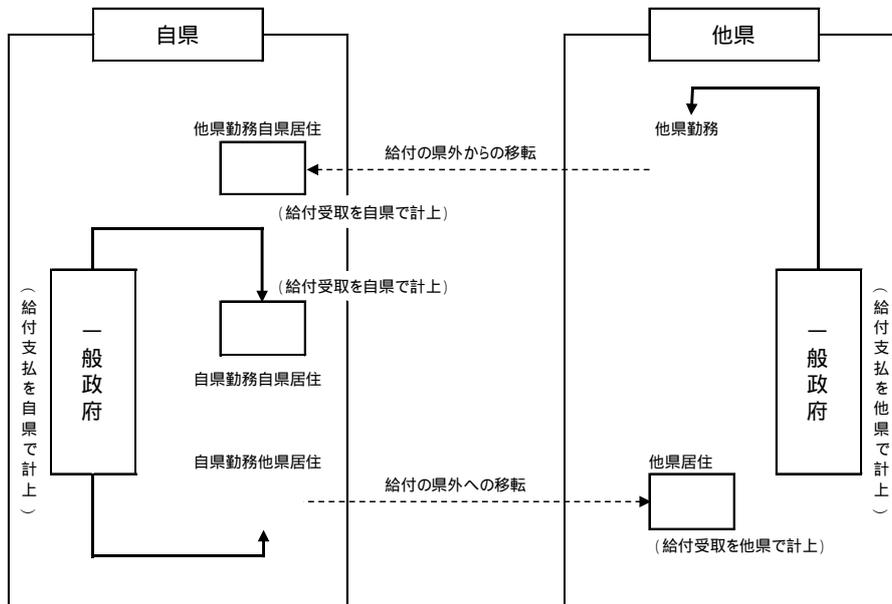
(上記の処理は、データが居住地、勤務地いずれをベースにしているかに応じて、内民（民内）転換比率を用いて処理する。)

「参考」2011年（平成23年）基準版

（社会保障基金に係る現実社会負担の移転図）



（社会給付の移転図）



(3) 「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」の説明手順

「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」は、推計対象項目が同じものがあるため、それらについては、並列で説明を行っている。図表2.2-10に並列で説明を行った項目を示す。

図表2.2-10 「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」の並列説明

2.2 純社会負担	2.3 社会給付
2.2.1 現実社会負担（家計、雇主）	2.3.1 現物社会移転以外の社会給付
(1) 社会保障基金に係る現実社会負担 （現金による社会保障給付を含む）	(1) 現金による社会保障給付
(2) その他の社会保険制度に係る現実社会負担	(2) その他の社会保険年金給付
2.2.2 帰属社会負担（雇主）	
(1) 帰属社会負担の総額	
雇主の帰属年金負担	
雇主の帰属非年金負担	(3) その他の社会保険非年金給付
(2) 帰属社会負担の制度部門分割	
	(4) 社会扶助給付
2.2.3 家計の追加社会負担	2.3.2 現物社会移転
2.2.4 年金制度の手数料(控除項目)	

(注) 網掛けの項目は、負担と給付を並列説明している。

## 2．2 純社会負担

純社会負担は、現実社会負担（家計、雇主）、帰属社会負担（雇主）、家計の追加社会負担、年金制度の手数料（控除項目）からなる。純社会負担の支払は、家計部門、受取は雇主部門（雇主部門は、雇主と雇用者の関係がある家計以外の4部門とした）である。

### 2．2．1 現実社会負担（家計、雇主）

現実社会負担は、「社会保障基金に係る現実社会負担」と「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」からなる。いずれも支払は家計に記録し、「社会保障基金に係る現実社会負担」の受取は地方政府等、「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」の受取は金融機関に記録する。

#### （1）社会保障基金に係る現実社会負担（「現金による社会給付」を含む）

特別会計、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組保管掌健康保険、全国健康保険協会、児童手当及び子ども手当、社会保障基金、介護保険別に、社会保障負担を推計する。

上記で求めた「社会保障基金に係る現実社会負担」の表章は、支払に関して雇主と家計別に記録する。そのため、家計の支払額を雇主と家計に分割する必要がある。その分割は、上記の項目別に国民経済計算年次推計の付表10「社会保障負担の明細表」から分担比率を求めて計算する。以下に分割の例を示す。

#### （雇主と家計の分割の計算例）

雇主の国民健康保険負担 = 国民健康保険負担の推計結果

× 雇主の国民健康負担分担比率

雇主の国民健康保険負担分担比率 = 全国値の「雇主の現実社会負担(国民健康保険)」  
 / 全国値の「合計(国民健康保険)」

家計の国民健康保険負担 = 国民健康負担の推計結果 × 家計の国民健康負担分担比率

家計の国民健康保険負担分担比率 = 全国値の「家計の現実社会負担(国民健康保険)」  
 / 全国値の「合計(国民健康保険)」

社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 = 各項目別の雇主の負担合計

社会保障基金に係る家計の現実社会負担 = 各項目別の家計の負担合計

「社会保障基金に係る現実社会負担」の推計対象と「2．3．1 現物社会移転以外の社会給付（1）現金による社会給付」は、推計対象がほぼ共通のため、データ収集と推計は共通で行ったほうが効率的である。したがって、2つの推計方法を並列して記述する。

社会保障基金に係る現実社会負担の支払は家計、受取は地方政府等に、現金による社会給付の支払は地方政府等、受取は家計に記録される。図表2.2-11に社会保障基金に係る現実社会負担と現金による社会保障給付の勘定内の記録箇所を示す。

なお、中央政府等の扱い変更により、中央政府等の地域事業所に係る受取分・支払分は記録しない（準地域と県内各制度部門との直接取引となる）ため、県市ごとの支

払と受取は必ずしも同額にならない。

中央政府の扱い変更に伴い、社会保障基金は、全国社会保障基金と地方社会保障基金に分けて推計する必要があり、第1章分配系列の概要（（5）第2次所得の分配（経常移転） その他の経常移転、ウ．一般政府内の経常移転）で示した図表1-9に沿って、社会保障基金を全国と地方に分けて推計する。このうち、全国社会保障基金分は地方政府等の制度部門に記録しない（タイトルの後ろに「（全国）」及び「（地方）」と記載した）。

児童手当及び子ども手当は、内閣府一般会計負担金及び事業主拠出金（民間）を、年金特別会計<sup>5</sup>に繰入れ、交付を行う。よって、図表1-9の「年金特別会計」に該当する。

また、児童手当は、民間分は各市町村を通じて、公務員分は勤務先（所属庁）から支給され、うち地方公務員分は100%地方負担となっている。JSNAでは社会保障基金（年金特別会計）から直接児童手当受給者（家計）に対して支払われたものとして整理されており、全国社会保障基金（年金特別会計）からの支払い、家計の受取と記録される。県民経済計算では、全国社会保障基金の支払いは記録せず、家計の受取を記録する<sup>6</sup>。

図表 2.2-11 「社会保障基金に係る現実社会負担」と  
 「現金による社会保障給付」の勘定内記録箇所

（社会保障基金に係る現実社会負担）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

（現金による社会保障給付）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

図表 2.2-12 に「社会保障基金に係る現実社会負担」と「現金による社会保障給付」の支払・受取別の推計項目を示す。 を付けた項目を推計する。

現金による社会保障給付は、年金給付のほかに医療保険、介護保険からの現金給付も対象として記録する。

<sup>5</sup> なお、勘定名については、2009年度（平成21年度）以前は「児童手当勘定」、2010年度（平成22年度）及び2011年度（平成23年度）は「児童手当及び子ども手当勘定」、2012年度（平成24年度）から2014年度（平成26年度）までは「子どものための金銭の給付勘定」、2015年度（平成27年度）以降は「子ども・子育て支援勘定」となり、手当制度の改正等にあわせて変更が行われている。

<sup>6</sup> 児童手当の民間分の家計の受取は、全額、全国社会保障基金の支払である。なお、推計の際は、中央政府、地方政府及び事業主の費用負担割合と、いわゆる資金の流れを混同しないように留意する。

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 2. 純社会負担と社会給付

図表2.2-12 「社会保障基金に係る現実社会負担」と「現金による社会保障給付」の  
 支払・受取別の推計項目

	2.2.1(1)社会保障基金に係る 現実社会負担		2.3.1(1)現金による社会保障 給付	
	負担		給付	
	支払う側の資 料から作成	受取る側の資 料から作成	支払う側の資 料から作成	受取る側の資 料から作成
特別会計				
ア．年金				
(ア)健康保険				
a．協会管掌				
b．法第3条収納済額				
c．法第3条印紙合計				
d．船員保険分				
(イ)厚生年金				
(ウ)国民年金				
イ．労働保険				
(ア)労災保険				
(イ)雇用保険				
ウ．船員保険				
国民健康保険				
後期高齢者医療			-	-
共済組合				
ア．国家公務員共済組合				
イ．地方公務員共済組合				
ウ．旧公共企業体共済組合	-	-		
エ．その他				
(ア)日本私立学校振興				
(イ)地方議会議員				
(ウ)農林漁業団体職員				
(エ)日本製鉄八幡	-	-		
組合管掌健康保険				
全国健康保険協会				
児童手当及び子ども手当				
ア．民間分				
イ．公務員分				
基金				
ア．農業者年金基金				
イ．災害保障基金				
(ア)地方公務員				
(イ)消防団員等				
介護保険				
ア．1号保険者				
イ．2号保険者				

特別会計

ア．年金（児童手当及び子ども手当を除く）（全国）

年金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-13に示す。

図表2.2-13 年金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(ア)健康保険	『事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険)』(全国健康保険協会、旧社会保険庁)より負担を求める。	健康保険法等の改正により、2008年(平成20年)10月の全国健康保険協会の発足を持って、特別会計による健康保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。
(イ)厚生年金	『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)より負担を求める。	全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省、旧社会保険庁)の年金決定済み額で分割して求める。
(ウ)国民年金	『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)より負担を求める。	全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省、旧社会保険庁)の年金決定済み額で分割して求める。

イ．労働保険（全国）

労働保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-14に示す。

図表2.2-14 労働保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(ア)労災保険	『労働者災害補償保険事業年報』(厚生労働省)より負担を求める。	『労働者災害補償保険事業年報』(厚生労働省)より給付を求める。
(イ)雇用保険	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会又は『雇用保険事業年報』(厚生労働省)より給付を求める。

ウ．船員保険（2009年（平成21年）12月まで）（全国）

船員保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-15に示す。

図表2.2-15 船員保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『事業年報』（旧社会保険庁）より負担を求める。	2010年（平成22年）1月の船員保険制度の改正実施により、特別会計による船員保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。

国民健康保険（地方）

国民健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-16に示す。

図表2.2-16 国民健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。	『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

後期高齢者医療（制度施行の2008年（平成20年）4月より記録）（地方）

後期高齢者医療の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-17に示す。

図表2.2-17 後期高齢者医療の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『地方財政統計年報』（総務省）より負担を求める。	『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）または『地方財政統計年報』（総務省）より給付を求める。

（注）2015年（平成27年）基準よりJSNAでは、葬祭費（地財統計では3-2-13表 広域連合の歳出に記録される2（3）その他医療給付費）を「現物社会移転（市場産出の購入）」から「現金による社会保障給付」に概念変更した。

共済組合

現金による社会保障給付の共済組合については長期経理分と短期経理分（うち現金給付）に分けて推計する。長期経理分及び短期経理分（うちの現金給付）の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。

ア．国家公務員共済組合（全国）

国家公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-18に示す。

図表2.2-18 国家公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	全国値を分割して求める。	全国値を分割して求める。

イ．地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（地方）  
 地方公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-19に示す。

図表2.2-19 地方公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。

ウ．旧公共企業体職員共済組合（全国）  
 旧公共企業体職員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-20に示す。

図表2.2-20 旧公共企業体職員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合）は、1997年（平成9年）4月に厚生年金に移行したことにより負担は発生しない。そのため、推計は不要。	3共済組合の合算給付額について、全国値を分割して求める。

エ．その他  
 その他の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-21に示す。

図表2.2-21 その他の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(ア)日本私立学校振興・共済事業団（全国）	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(イ)地方議会議員共済会（地方）	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める（2011年（平成23年）6月1日をもって廃止、以降、雇用者負担なし）。	（2011年（平成23年）6月1日をもって廃止、以降については既受給者のみの給付）直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求め

		る。
(ウ)農林漁業団体職員共済組合（全国）	2002年（平成14年）4月に厚生年金に移行したため、雇主負担（特別業務負担金）分のみを記録する。 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	2002年（平成14年）4月に厚生年金に統合され、2002年度（平成14年度）以降は特例年金（職域加算の上積み分）のみとなる。 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(I)日本製鐵八幡共済組合（全国）	負担は発生しない。	全国値を分割して求める。

組合管掌健康保険（全国）

組合管掌健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-22に示す。

図表2.2-22 組合管掌健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	全国値を分割して求める。	全国値を分割して求める。

全国健康保険協会（全国）

全国健康保険協会の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-23に示す。

図表2.2-23 全国健康保険協会の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	上記の健康保険の任意継続被保険者分の負担を、全国健康保険協会創立の2008年（平成20年）10月以降について記録する。なお、2010年（平成22年）1月以降については船員保険の全国健康保険協会による運営への移行により船員保険の任意継続被保険者分を含む。 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会）及び『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで記録する。 なお、全国健康保険協会が発足した2008年（平成20）年10月分以降について記録する。さらに2010年（平成22年）1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。 また任意継続分を含む全額を記録する。

児童手当及び子ども手当（全国）

児童手当及び子ども手当の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-24に示す。

図表2.2-24 児童手当及び子ども手当の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『児童手当事業年報』（内閣府）（2010～2011年度（平成22～23年度））は『子ども手当事業年報』（厚生労働省）より民間分と公務員分とに分けて求める。	『児童手当事業年報』（内閣府）（2010～2011年度（平成22～23年度））は『子ども手当事業年報』（厚生労働省）より民間分と公務員分とに分けて求める。

（注）「事業主（公務員以外）」、「所属庁（公務員）」分は、雇主負担に記録する。

基金

ア．農業者年金基金（旧年金勘定）（全国）

農業者年金基金（旧年金勘定）の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-25に示す。

図表2.2-25 農業者年金基金（旧年金勘定）の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	（2002年（平成14年）1月1日から任意加入となり、年金基金（金融機関）である。） 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	（2002年（平成14年）1月1日から任意加入で年金基金（金融機関）であり、旧制度では特例年金の給付のみ。） 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

イ．災害補償基金（地方）

災害補償基金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-26に示す。

図表2.2-26 災害補償基金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(ア) 地方公務員災害補償基金	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(イ) 消防団員等公務災害補償等共済基金	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

介護保険（地方）

介護保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-27に示す。

図表2.2-27 介護保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	1号被保険者の分（65歳以上、市町村が直接徴収）は、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）の都道府県別保険料収納額より求める。 2号被保険者の分（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は、それぞれの医療保険より介護掛金を県主管課への直接照会により求める。	『介護保険事業状況報告年報』により給付を求める。

（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担

「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」は、確定給付型制度と確定拠出型年金からなる。この現実社会負担の推計対象と「2.3.1 現物社会移転以外の社会給付（2）その他の社会保険年金給付」は、推計対象は共通であり、同じ推計値が記録される。

「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」の支払は家計、受取は金融機関。「その他の社会保険年金給付」の支払は金融機関、受取は家計に記録する。勘定内の記録箇所を図表2.2-28に示す。

図表2.2-28 現実社会負担と社会保険年金給付の勘定内記録箇所

（その他の社会保険制度に係る現実社会負担）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

（その他の社会保険年金給付）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

確定給付型制度

確定給付型制度の推計方法を図表2.2-29に示す。

図表2.2-29 確定給付型制度の推計方法

制度	推計方法
ア．確定給付型企业年金	全国値を分割して求める。
イ．退職一時金	受給権を発生主義で記録する退職一時金（民間等）の雇主による実際の支給額であり、同額の給付額を「その他の社会保険年金給付」として扱う。推計は、全国値を退職所得の源泉徴収税額の自県分の対全国比で分割推

	計する。
--	------

確定拠出型年金

確定拠出型年金の推計方法を図表2.2-30に示す。

図表2.2-30 確定拠出型年金の推計方法

制度	推計方法
ア. 勤労者退職金共済機構	当該機構の公表資料を用いる。
イ. 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定	全国値を分割して求める。
ウ. 国民年金基金・同連合会	全国値を分割して求める。
エ. 農業者年金基金(旧年金勘定)	直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。
オ. 国家公務員共済組合(退職等年金経理)	(2015年(平成27年)10月以降) 全国値を分割して求める。
カ. 地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む)(退職等年金給付調整経理)	(2015年(平成27年)10月以降) 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
キ. 日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)	(2015年(平成27年)10月以降) 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
ク. 確定拠出年金(企業型)	全国値を分割して求める。
ケ. 確定拠出年金(個人型)	全国値を分割して求める。

「国家公務員共済組合(退職等年金経理)」、「地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む)(退職等年金給付調整経理)」、「日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)」及び「確定拠出年金(企業型)(個人型)」については、生産系列での保険業の年金基金の産出額を推計していないが、分配系列では現実社会負担を推計対象とし、結果として雇用者報酬に加算される。現実社会負担のみが推計対象であり、その他の財産所得等は推計対象としない。なお、「確定拠出年金(個人型)」は家計の現実社会負担である。

表章するためには、家計の推計値を家計の現実社会負担と雇主の現実社会負担に分割する必要がある。分割比率は、上記項目別の全国値から求めて計算する。

2.2.2 帰属社会負担（雇主）

帰属社会負担（雇主）の推計は、最初に負担の総額を推計し、次にその総額を制度部門別に分割する。支払は家計、受取は、家計以外の4部門に記録する。図表2.2-31に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.2 - 31 帰属社会負担の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

(1) 帰属社会負担の総額

帰属社会負担は、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担からなる。

雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、次式によって推計する。

ア．支払

支払 = 現在勤務増分（年金制度の手数料を含む）

- 確定給付型年金に係る雇主の現実年金負担

現在勤務増分（年金制度の手数料を含む）

= 全国値 × 分割比率 × 内民転換比率

ここで、

・全国値：「雇主の帰属年金負担（勤務費用 + DB企業年金産出額）」をとる。

・分割比率：『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。

・確定給付型年金に係る雇主の現実年金負担

: 2.2.1 現実社会負担（家計、雇主）(2) その他の社会保障制度に係る現実社会負担の確定給付型企業年金の負担額のうち「雇主負担分」に、退職一時金（民間等）の負担額を加算した額である（図表2.2-29）。

イ．受取

受取 = 支払

雇主の帰属非年金負担

ア．退職一時金（政府等）

県内に所在する政府諸機関<sup>7</sup>の退職一時金支給に要した雇主の費用である。中央政府等の地域事業所については直接照会（財政収支調査）により、県・市町村については歳入歳出決算書又は地方財政統計年報（8.退職金>（1）退職手当）による。なお決算書と地方財政統計年報の関係は前述（1.3 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 「参考」地方財政統計年報における自治体区分別の掲載表番号）の表による。

#### イ. 公務災害補償費

公務災害に対し各機関が公務員に直接支払う給付額であり、民間雇用者に対する労災保険給付に相当するものである。公務員に対する給付額を社会保険料の雇主負担に相当するものとみて雇用者報酬に加算する。

政府及び政府関係機関以外に、公的企業並びに非営利団体のうち、退職給付会計基準を適用していない公的企業・団体の退職一時金も含めるべきであるが、データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

##### (ア) 国家公務員

- ・ 公務災害補償費
- ・ 特別弔慰金
- ・ 弔慰金

##### (イ) 地方公務員

『地方財政統計年報』（総務省）の人件費のうち災害補償の地方公務員災害補償基金負担金以外。

#### ウ. その他

上記以外の雇用者福祉のための雇主負担であり、次のものが対象となる。

労働者災害の法定補償、労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付のための賠償責任保険、労働災害に対する損害保険によらない補償（見舞金）、健康保険外の人間ドック、健康診断など疾病の予防等の医療保険のための費用負担額、交通傷害保険など雇用者を被保険者とする損害保険への負担、雇用者を被保険者とする団体生命保険などへの負担のうち他で推計されていないもの、勤労者財産形成貯蓄制度に対する奨励金・給付金が含まれる。

推計方法は、以下のとおり。

その他の雇主の帰属非年金負担

= 現金給与 × ( 国の推計における現金給与に対する“その他”の「雇主の帰属非年金負担」の比率 )

---

<sup>7</sup> 政府及び政府関係機関以外に、公的企業並びに非営利団体のうち、退職給付会計基準を適用していない公的企業・団体の退職一時金も含めるべきであるが、データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

現金給与 = 「農林水産業」 + 「公務以外の産業」

なお、使用する現金給与のデータは、JSNAに組み替える前のJSICベースの現金給与を使用する。

(2) 帰属社会負担の制度部門分割

雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担の支払は家計、受取は金融機関に記録する。

雇主の帰属非年金負担（その他の社会保険非年金給付を含む）

雇主の帰属非年金負担、その他の社会保険非年金給付の制度部門別推計は、次のとおり。給付、負担の受取、支払とも以下による。いずれも民ベースで記録する。なお、退職一時金（政府等）と公務災害補償費について、負担の受取と給付の支払は、地方政府分のみを記録する。

ア．負担

(ア) 支払

家計にのみ記録する。

(イ) 受取

家計以外の制度部門に記録する。

制度部門別の按分比は「雇用者数推計」で算出した非金融、金融、地方政府等、対家計民間非営利の従業者数（『経済センサス-基礎調査』（総務省））を使用する。なお、地方政府等内の制度分割についても同様に従業者数（従業者数が捕捉出来ない場合は、雇用者報酬）を使用する。

イ．給付

(ア) 支払

家計以外の制度部門に記録する。

制度部門別の按分比は「雇用者数推計」で算出した非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体の従業者数（『経済センサス-基礎調査』（総務省））を使用する。なお、地方政府等内の制度分割についても同様に従業者数（従業者数が捕捉できない場合は、雇用者報酬）を使用する。

(イ) 受取

家計にのみ記録する。

図表2.2-32に帰属社会負担項目と「制度部門別負担と給付」の対応関係を示す。

図表2.2-32 帰属社会負担項目と「制度部門別負担と給付」の対応関係

負担項目	制度部門	負担				給付					
		支払 家計	非金融法 人	金融機関	受取 地方政府 等	対家計民 間	非金融法 人	金融機関	受取 地方政府 等	対家計民 間	家計
(1) 雇主の帰属年金負担											
(2) 雇主の帰属非年金負担及びその 他の社会保険非年金給付											
退職一時金（政府等）											
公務災害補償費											
ア. 国家公務員											
a. 公務災害補償費											
b. 特別弔慰金											
c. 弔慰金											
イ. 地方公務員											
その他											

### 2.2.3 家計の追加社会負担

家計の追加社会負担の制度部門は、支払は家計、受取は金融機関に記録する。勘定内の記録箇所を図表2.2-33に示す。

図表2.2-33 家計の追加社会負担の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

負担額は、年金受給権に係る投資所得額と同額を記録する。

年金受給権に係る投資所得額：「2.1 投資所得、2.1.3 その他の投資所得（2）の年金受給権に係る投資所得」からとる。

### 2.2.4 年金制度の手数料（控除項目）

年金制度の手数料（控除）の制度部門は、家計の追加社会負担と同様に、支払は家計、受取は金融機関に記録する。

手数料は、年金基金の産出額と同額を記録する。

年金基金の産出額：生産系列 第2章「第2節10.(2)70保険業の「年金基金」の「ア. 産出額」で推計した年金基金の各機関の産出額の合算額をとる。

## 2.3 社会給付

社会給付は、「現物社会移転以外の社会給付」と「現物社会移転」からなる。

### 2.3.1 現物社会移転以外の社会給付

現物社会移転以外の社会給付は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」からなる。いずれも推計方法は、「2.2.1 現実社会負担」を参照。

#### (1) 現金による社会保障給付

現金による社会保障給付の支払は地方政府等、受取は家計に記録する（図表2.2-34参照）。推計方法は「2.2.1 現実社会負担（1）社会保障基金に係る現実社会負担」を参照。

図表2.2-34 現金による社会保障給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

#### (2) その他の社会保険年金給付

その他の社会保険年金給付の支払は金融機関、受取は家計に記録する（図表2.2-35参照）。推計方法は「2.2.1 現実社会負担（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担」を参照。

図表2.2-35 その他の社会保険年金給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

#### (3) その他の社会保険非年金給付

その他の社会保険非年金給付の「支払」は家計以外の4部門、受取は家計に記録する（図表2.2-36参照）。推計値は「2.2.2 帰属社会負担 雇主の帰属非年金負担」と同額を記録する。

図表2.2-36 その他の社会保障非年金給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

(4) 社会扶助給付

2015年（平成27年）基準では、社会扶助給付の支払は地方政府等と対民間非営利団体、受取は中央政府からのものを含め家計に記録する（図表2.2-37参照）。

図表2.2-37 社会扶助給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

一般政府（支払）

中央政府分については、全国値を人口で分割する。地方政府分については、「決算書」により関連項目を求める。

なお、地方政府の社会扶助給付は、地方財政統計年報の扶助費と恩給及び退職年金を加算後、控除分を控除する（ア・イ）。

ア．扶助費、恩給及び退職年金：都道府県は地方財政統計年報（2-4-3）で、市町村と一部事務組合は（2-4-9）から値をとる。

イ．控除分

(ア) 「児童保護措置費」のうち私立に対する児童保護措置費

(イ) 「児童手当（2010、2011年度（平成22、23年度）は子ども手当）」

(ウ) 「老人福祉費」（民間老人ホーム等への措置費、公立養護老人ホーム等への物件費相当額）

(I) 公的負担医療給付：生産系列の「15. 保健衛生・社会事業」の「(1) 80医療・保健」「医療業」「ア. 産出額」「(ア) 保険適用となる傷病治療費」のうち「a. 公費負担分」。そこから中央政府分を控除したもの。詳細は後掲「医療・介護保険以外の市場産出の購入」参照。

(イ) 「児童手当」は、「2.3.1(1) 現金による社会保障給付(2.2.1(1))

社会保障基金に係る現実社会負担」の推計結果のうち公費分（「図表2.2-38（参考）児童手当制度の概要」を参照）を使用する。(ア)「児童保護措置費」、(ウ)「老人福祉費」の内訳項目については、地方財政統計年報では掲載されていないため、主管課に照会を行う。

図表2.2-38（参考） 児童手当制度の概要

児童手当制度の概要			
制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで（15歳に到達後の最初の年度末まで）の児童（住基登録者：外国人含む） ※対象児童 1610万人 （うち特例給付160万人） （令和2年度予算）	受給資格者	・ 監護・生計同一（生計維持）要件を満たす父母等 ※所得制限限度額（年収ベース） 960万円（夫婦と児童2人の場合） ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額（一人当たり）	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円（特例給付）		
支払月	毎年2月、6月、10月（前月までの4か月分を支払）		
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方（都道府県・市区町村）、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額・標準賞与額を基準とし、拠出金率（3.6/1000）を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
	被用者	非被用者	公務員
0歳～	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
3歳未満 特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属 10/10
3歳～中学生	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
給付総額	令和2年度予算：2兆929億円 国負担分：1兆1,496億円、地方負担分：5,748億円 事業主負担分：1,765億円、公務員分：1,919億円		

（注）1. 「費用負担」欄にある「被用者」、「非被用者」は民間（公務員以外）のことを指す。  
 2. 「事業主（公務員以外）」、「所属庁（公務員）」分は、雇用主負担に記録する。  
 3. 「都道府県・市町村からそこに所属する職員（公務員）へ支払う分」、「市町村から公務員以外の家計へ支払う分」は、（地方財政統計の）扶助費から控除する。  
 出所：内閣府子ども・子育て本部

対家計民間非営利団体（支払）

対家計民間非営利団体分については全国値を『経済センサス-基礎調査』（総務省）の対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比により分割する。

家計（受取）

受取のうち生活保護費等は支払額をもって受取額とするが、その他恩給等は、雇業者報酬等の内民転換比率で県民ベースに補正した受取金額をもって社会扶助給付受取額とする。

2.3.2 現物社会移転

現物社会移転は、市場産出の購入と非市場産出からなり、市場産出の購入の支払は地方政府等、非市場産出の支払は、地方政府等と対民間非営利団体である。

2015年（平成27年）基準では、準地域にある中央政府と全国社会保障基金からの現物社会移転は、域外の中央政府等が最終消費することから、支出系列における「移出」として記録する。なお、家計では「（参考）現物社会移転」に記録する。

（1）市場産出の購入

市場産出の購入は、「社会保障制度の医療・介護保険の給付分」と「医療・介護保険以外の市場産出の購入」からなる。図表2-2-39に「市場産出の購入」に含まれる項目を示す。

図表2.2-39 「市場産出の購入」に含まれる項目

現物社会移転（市場産出の購入）	県内制度部門			準地域		備考欄
	都道府県	市町村	地方社会保障基金	中央政府	全国社会保障基金	
1 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分						社会保障基金はJSNAに準拠した区分
特別会計						
年金					○	
労災保険					○	
船員保険					○	
国民健康保険			○			
後期高齢者医療						
老人保健医療			○			
後期高齢者医療			○			
共済組合						
国家公務員共済組合					○	
地方公務員共済組合			○			
旧公共企業体職員共済組合					○	
その他						
日本私立学校振興・共済事業団					○	
地方議会議員共済会			○			該当値なし
農林漁業団体職員共済組合					○	該当値なし
日本製鐵八幡共済組合					○	該当値なし
組合管掌健康保険					○	
全国健康保険協会					○	
社会保障基金						
地方公務員災害補償基金			○			
消防団員等公務災害補償等共済基金			○			
介護保険			○			
2 公費負担医療給付（生産・医療業推計値）	○	○		○		主体特定は生産系列参照
3 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金						
教科書購入費				○		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第3条
戦傷病者無賃乗車船の負担金				○		戦傷病者特別援護法・第23条

市場産出の購入における一般政府の支払は、分配系列では地方政府等のみを記録するが、支出系列では中央政府等（全国社会保障基金を含む）について、「移出」として記録する必要がある。そのため、以下の推計方法では、中央政府等も含めて記載している。

社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分

医療保険と介護保険による現物の給付からなり、払い戻し分も含めて次の項目を記録する。

診療費、薬剤支給、入院時食事療養費、訪問看護療養費、療養費、看護費 等  
 払い戻し分の移送費、高額療養費

具体的な推計方法を図表2.2-40に示す。

図表2.2-40 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分の推計方法

ア．特別会計		
(ア)年金（児童手当及び子ども手当を除く）のうち健康保険（2008年（平成20年）9月まで）		健康保険法等の改正により、2008年（平成20年）10月の全国健康保険協会の発足を持って、特別会計による健康保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。
(イ)労災保険		『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より、現物の給付を求める。
(ウ)船員保険（2009年（平成21年）12月まで）		2010年（平成22年）1月の船員保険制度の改正実施により、特別会計による船員保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。
イ．国民健康保険		『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。
ウ．後期高齢者医療		
(ア)老人保健医療（2008年（平成20年）3月まで）		健康保険法等の改正により、2008年（平成20年）4月から老人保健医療は、後期高齢者医療に移行した。そのため、推計は不要。
(イ)後期高齢者医療（2008年（平成20年）4月以降）		『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）より給付を求める。同統計の第4表「都道府県別経理状況」の（4）収入状況及び支出状況（支出）から保険給付費合計をとる。
エ．共済組合		共済組合については短期経理分のうち現物の給付分をとる。短期経理分及びそのうちの現物の給付の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。
(ア)国家公務員共済組合		全国値を分割して求める。
(イ)地方公務員共済組合		直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(ウ)旧公共企業体職員共済組合		旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合）は、1997年度（平成

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 2. 純社会負担と社会給付

		9年度)に厚生年金に移行したことにより現物給付は発生しない。
(I)その他	a.日本私立学校振興・共済事業団	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
	b.地方議会議員共済会(2011年(平成23年)6月1日をもって廃止)	短期経理なし
	c.農林漁業団体職員共済組合	短期経理なし
	d.日本製鐵八幡共済組合	短期経理なし
オ.組合管掌健康保険		全国値を分割して求める。
カ.全国健康保険協会(2008年(平成20年)10月以降)		『事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険)』(全国健康保険協会)及び『船員保険事業年報』(全国健康保険協会船員保険分)より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで記録する。 なお、給付は全国健康保険協会が発足した2008年(平成20年)10月分以降について記録する。さらに2010年(平成22年)1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。 また、任意継続分を含む全額を記録する。
キ.社会保障基金(災害補償基金)		
	(ア)地方公務員災害補償基金	『常勤地方公務員災害補償統計』(地方公務員災害補償基金HP)より、現物給付を求める。
	(イ)消防団員等公務災害補償等共済基金	現物社会移転(市場産出の購入)である療養補償給付が少額であることから、推計対象外とする。
ク.介護保険		『介護保険事業状況報告年報』より給付総額を求め、先に推計した現金による社会保障給付(住宅改修費)を差し引いて求める。

医療・介護保険以外の市場産出の購入

ア.公費負担医療給付

生産系列の医療業の産出額のうち、公費負担分をとる。

公費負担分：生産系列の「15.保健衛生・社会事業」の「(1)80医療・保健」「医療業」「ア.産出額」「(ア)保険適用となる傷病治療費」のうち「a.公費負担分」。

公費負担医療給付費の地方政府等内の分割の方法は、以下のとおりである。

公費負担医療給付は中央政府、地方政府（県、市町村）のいずれかの政府が負担する。「社会保障基金」からの給付は「現物社会移転（市場産出の購入）」に含まれているためである。

(ア) 中央政府と地方政府（県＋市町村）の分割

JSNAにおいて、中央政府からの公費負担としてカウントされるのは、厚生労働省本省が支出する「原爆被爆者医療費」、「心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費」である。

これらの計数は財務省ホームページの予算書・決算書データベースから「一般会計歳入歳出決算書」（参考）Excel版よりとる。

公費負担国民医療給付分（国民医療費・第3表）を分母とし、上記2つの医療費を除す事で、「国」割合を求める。

$$\text{公費負担医療給付の中央政府割合} = \frac{\text{原爆被爆者医療費} + \text{心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費}}{\text{公的負担国民医療給付}}$$

(イ) 地方政府内の分割

主管課に対する直接照会による。または「各決算書」・「地方財政統計年報」の歳出・扶助費のウェイトで按分する。

イ．教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金

教科書購入費は、県教育委員会あるいは県教科書供給所への照会により求める。

戦傷病者無賃乗車船負担金は、全国値を分割して求める。

両者は根拠法に基づき、給付主体は中央政府である。

(2) 非市場産出

非市場産出は、地方政府等分と対家計民間非営利団体分からなる。

地方政府等分

支出系列の地方政府等最終消費支出で推計した「個別消費支出 - 現物社会移転（市場産出の購入）」をとる（第三部支出系列 第2章 第2節 地方政府等最終消費支出）。

対家計民間非営利団体分

支出系列で推計した対家計民間非営利団体最終消費支出額をとる（第三部支出系列 第2章 第1節 2．対家計民間非営利団体最終消費支出）。

### 3．その他の経常移転

その他の経常移転には、（1）非生命保険金及び非生命保険純保険料、（2）一般政府内の経常移転と（3）他に分類されない経常移転がある。

#### 3．1 非生命保険金及び非生命保険純保険料

##### 3．1．1 非生命保険料・保険金の概要

###### （1）非生命保険料・保険金の関係

経常移転に関連するものの一つに契約に基づいた非生命保険金・非生命保険純保険料がある。

火災、地震、水害等偶然発生する事故に対する危険分散を図るという観点から、事故が発生した場合、被災者にその損害を補填するというシステム、すなわち非生命保険制度（損害保険）が確立されている。

この制度を運営していくにあたっては、事故が発生した場合、被災者に支払う保険金（保険リスクコスト）と、制度を運用していくための諸経費（保険サービスチャージ）とが必要となり、それを非生命保険料として保険加入者より徴収している。この保険料のうち、被災者に支払われる保険金部分は保険加入者から集めた保険料の一部を被災者に保険金として支払うものであるから、保険加入者から被災者にただ単に所得が移転したものとみなす。

これらの非生命保険（損害保険）と同様に、定型保証においても債務者が債務不履行に陥った場合に保証人の定型保証会社から債権者である金融機関に支払われる代位弁済金（肩代わり）は、定型保証会社が債務者から集めた保証料の一部を弁済金として支払うものであり、債務者から債権者への単なる所得の移転であるとみなす。

###### （2）所得支出勘定での取扱い

所得支出勘定における非生命保険のうち民間非生命保険・公的非生命保険の損害保険に関する取扱いは、上述の保険金が加入者の各制度部門別に受取側に記録され、同じく加入者各制度部門の支払側には保険加入者が支払った保険料のうち保険リスクコストが純保険料として記録される。なお、非生命保険サービスを供給する制度部門の金融機関においては支払側に保険金、受取側に純保険料が記録され、それらは同額となる。

定型保証に関する取扱いは、保険金（代位弁済金）が支払側も受取側も金融機関（それぞれ定型保証会社、債権者）に記録され、純保険料（純保証料）の支払が債務者の各制度部門に、受取が金融機関（定型保証会社）に記録される。

(3) 中央政府等の扱い変更への対応

2015年（平成27年）基準では、中央政府等の扱い変更により、一般政府の部門分割が必要となる。部門分割によって付表1に記録する県、市町村、地方社会保障基金の計数を推計する。

3.1.2 推計方法

具体的な県別保険種類別の推計については、生産系列の推計方法を参照することとするが、所得支出勘定では、生産系列で推計された県別保険種類別の保険金額を、各制度部門別に分割することになる。

(1) 非生命保険金

非生命保険金の支払いは金融機関、受取は全ての制度部門に記録する（図表2.2-41参照）。

図表2.2-41 非生命保険金の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

支払

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、生産系列の推計で用いた保険金の合計額を金融機関に記録する。

定型保証では、全国の保険金額を定型保証サービスの産出額の自県分の対全国比で分割して、金融機関に記録する。

受取

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を「図表2.2-43 保険料・保険金の制度部門分類」等を参考に分割する。

なお、受取制度部門が特定できるものは、直接それぞれの制度部門に記録し、その他のものについては、全国の制度部門分割比率を準用するか、該当制度部門に均等に記録する。

定型保証では、上記の支払額と同額を、金融機関に記録する。

(2) 非生命保険純保険料

非生命保険純保険料の支払いは全ての制度部門、受取は金融機関に記録する（図表2.2-42参照）。

図表2.2-42 非生命保険純保険料の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

#### 支払

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を「図表2.2-43 保険料・保険金の制度部門分類」等を参考に分割する。

定型保証では、非生命保険金の支払額を制度部門別に分割する。全国信用保証協会については、民間非金融法人企業と家計の割合で分割し、農林漁業信用基金と住宅ローン保証を提供する機関については全額を家計に記録する。

定型保証の純保険料のうち全国信用保証協会の民間非金融法人企業と家計への「支払」は、全国値で按分する。

#### 受取

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）及び定型保証とも、非生命保険金の支払と同額を金融機関に記録する。

なお、地震再保険、農業共済再保険等は生産系列で東京都に一括記録することになっているので、所得支出勘定においても非生命保険金の支払及び非生命保険料の受取は東京都にのみ記録する。

#### （3）一般政府の部門分割

一般政府の部門分割は、第1段階として、国民経済計算年次推計の付表6（1）を使用して中央政府、地方政府、社会保障基金の3制度部門に分割する。

地方政府の分割は、決算書から非生命保険料を抽出して、県と市町村に按分する。社会保障基金の分割は産出額を使用して、全国と地方に按分する。

（参考）公的非生命保険特別会計保険料、保険金

（1）地震再保険特別会計

正味収入保険料 = 再保険料

正味支払保険金 = 再保険金 - 雑収入

（2）農業共済再保険特別会計

農業勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金 = 農業再保険金 - 雑収入

家畜勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金 = 家畜再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金  
- 雑収入

果樹勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料  
- 払戻金

正味支払保険金 = 果樹再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金  
- 雑収入

園芸施設勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金 = 園芸施設再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

（3）漁船再保険及漁業共済保険特別会計

漁船普通保険勘定

正味収入保険料 = 再保険料 + 前年度繰越未経過再保険料

- 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金 - 回収金

漁船特殊保険勘定

正味収入保険料 = 特殊再保険料 + 前年度繰越未経過再保険料

- 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

漁船乗組員給与保険勘定

正味収入保険料 = 給与再保険料 + 前年度繰越未経過再保険料

- 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

漁業共済保険勘定

正味収入保険料 = 一般会計より漁業共済保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過保険料 - 次年度繰越未経過保険料

正味支払保険金 = 漁業共済保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

(4) 日本貿易保険及び貿易再保険特別会計

貿易再保険特別会計

正味収入保険料 = 再保険料 + 前年度繰越未経過保険料 - 次年度繰越未経過保険料

- 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金 - 回収金

- 代位取得債権収入 - 雑収入

日本貿易保険

正味収入保険料 = 正味収入保険料

正味支払保険金 = 正味支払保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

- 代位取得債権収入

(5) 日本政策金融公庫(機械保険勘定業務、中小企業信用保険業務)

正味収入保険料 = 保険料 + 未経過保険料戻入 - 未経過保険料繰入 - 払戻金

正味支払保険金 = 保険金 - 支払備金戻入 + 支払備金繰入 - 回収金 - 雑収入

(6) 自動車安全特別会計

保障勘定

正味収入保険料 = 賦課金 + 前年度繰越未経過賦課金 - 次年度繰越未経過賦課金

- 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金及び保険金 + 保障金 - 前年度繰越支払備金

+ 次年度繰越支払備金 - 雑収入

(7) 農業共済事業(事業会計・市町村)

正味収入保険料 = 共済掛金及び交付金 + 連合会無事戻金 - 支払無事戻金

- 保険料及び技術料 + 賦課金

正味支払保険金 = 共済金 - 支払備金戻入 + 支払備金繰入 - 保険金及び診療補填金

(8) 交通災害共済事業

正味収入保険料 = 共済掛金収入 - 未経過共済掛金純増額 + 繰入金

正味支払保険金 = 共済見舞金

図表2.2-43 保険料・保険金の制度部門別分類

		合計	非金融 法人 企業	金融 機関	一般 政府	家計 (個人 企業を 含む)	対家計 民間非 営利団 体
民間 非生命 保険	損害保険 会社	火災	○				
		自動車	○				
		自賠責	○	○	○	○	○
		動物	○	○	-	-	-
		障害	○	-	-	-	-
		その他の保険	○	○	-	-	-
	外国保険 会社	火災	○	○	-	-	○
		自動車	○	○	-	-	○
		賠償	○	○	-	-	○
		その他の保険	○	○	-	-	-
	船主相互保険組合	○	○	-	-	-	-
	火災共済共同組合	○	-	-	-	○	-
	農業共済組合・同連合会	○	-	-	-	○	-
	漁業共済組合・同連合会	○	-	-	-	○	-
公的 非生命 保険	地震再保険特会	○	-	-	-	○	-
	農業共済再保険特会	○	-	-	-	○	-
	漁船再保険及び漁業共済保険特会	○	-	-	-	○	-
	貿易再保険特会	○	○	-	-	-	-
	日本政策金融公庫 (中小企業信用保険業務)	○	-	○	-	-	-
	(機械保険経過業務)	○	○	-	-	-	-
	自動車安全特会(保証勘定)	○	-	-	-	○	-
	農業共済事業(共済事業会計・市町村)	○	-	-	-	○	-
	交通災害共済事業	○	-	-	-	○	-

- (注) 1. 損害保険会社の自賠責については車種別に分類される。  
 2. 火災、自動車については保険料と保険金の制度部門別分割比が異なる(印)。火災、自動車を除き、制度部門別分割比は、保険料・保険金とも共通。  
 3. (-)は分割されないことを示す。  
 4. 非金融法人企業へ割り振られる損害保険会社の「その他」の保険には、次のものが含まれている。船舶、積荷、運送、賠償責任、労働者災害補償責任、船客傷害補償積、航空、信用、保証、ガラス、機械、原子力、建設工事、動産総合、盗難、風水害、ボイラ・ターボセット。

### 3.2 一般政府内の経常移転

一般政府内の経常移転は、地方政府（県・市町村）及び地方社会保障基金の相互間の経常移転、中央政府、全国社会保障基金との経常移転及び県外の一般政府（県・市町村、地方社会保障基金）との経常移転からなる。

この場合、中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの県にも属さない準地域に存在するものとする。準地域（域外）に存在する中央政府及び全国社会保障基金と県内一般政府（県・市町村、地方社会保障基金）との経常移転については、直接取引とする。

社会保障基金のうち、主たる活動が地域内に限定される、地方社会保障基金を表2.2-44に示す。

図表2.2-44 地方社会保障基金に位置付けられる機関

地方社会保障基金
国民健康保険事業
後期高齢者医療事業
介護保険事業
地方公務員災害補償基金
地方公務員共済組合・同連合会
警察共済組合
公立学校共済組合
地方議会議員共済会
国民健康保険組合・同連合会
消防団員等公務災害補償等共済基金

支払、受取は、いずれも地方政府等に記録する（図表2.2-45参照）。以下に、一般政府内の経常移転の主要な項目を掲げる。

図表2.2-45 一般政府内の経常移転の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

#### （1）中央政府等から県・市町村への経常移転

地方譲与税のうち特別法人事業税（2019年（令和元年）9月までは地方法人特別税だった。）地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、森林環境譲与税（2019年度（令和元年度）から譲与）等、地方交付税のうち普通交付税、特別交付税、国庫支出金のうち義務教育負担金、生活保護費負担金、児童保護費負担金、結核医療費負担金等が該当する。

#### （2）中央政府等から地方社会保障基金への経常移転

国民健康保険事業会計（事業勘定）への国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者

交付金、介護保険事業勘定への国庫支出金、支払基金交付金、後期高齢者医療事業会計への国庫支出金、支払基金交付金が該当する。

なお、2011年（平成23年）基準ガイドラインで記録していた特別高額医療共同事業交付金は、国民健康保険中央会（非金融法人）から国民健康保険事業特別会計（県・市町村）への経常移転であり、一般政府内（地方政府等）の経常移転には記録しないこととする。

（3）県・市町村から中央政府等への経常移転  
補助費等のうち国に対するもの。

（4）自県と他県（県外）間の経常移転  
利子割精算金、補助費等のうち同級団体に対するもの（資本移転（土木費等）は除く）、諸収入うち受託事業収入うち同級他団体からのもの（都道府県分）。

（5）県から市町村への経常移転  
児童保護費負担金、老人保護費負担金<sup>8</sup>、障害者自立支援給付等負担金、児童手当交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、補助費等のうち市町村に対するもの（資本移転は除く）等が該当する。

なお、「児童保護費負担金～特別地方消費税交付金」の8項目を市町村の受取データ（地方財政統計）「補助費等のうち市町村に対するもの」を県の支払データ（地方財政状況調査）から捕捉している場合、後者には前者が含まれているため、重複計上がないように留意する。

（6）県から地方社会保障基金への経常移転  
国民健康保険（事業勘定）  
2017年度（平成29年度）まで（事業勘定）への県支出金  
2018年度（平成30年度）以降 各都道府県会計の他会計繰入金  
（2018年（平成30年）国民健康保険の都道府県単位化に伴い、記録項目変更）  
介護保険（保険事業勘定）への県支出金、後期高齢者医療広域連合への県支出金に係るもの。

（7）市町村から地方社会保障基金への経常移転  
国民健康保険（事業勘定）、後期高齢者医療事業、介護保険（保険事業勘定）会計への繰入等が該当する。

---

<sup>8</sup> 老人保護費負担金は、2005年度（平成17年度）に一般財源化された。

(8) 地方社会保障基金から中央政府等への経常移転

国民健康保険事業会計(事業勘定)の後期高齢者支援金、介護給付費納付金、前期高齢者納付金が該当する。

なお、2011年(平成23年)基準ガイドラインで記録していた特別高額医療費共同事業拠出金は、国民健康保険中央会(非金融法人)との経常移転であり、一般政府内の経常移転には記録しないこととする。

(9) 市町村から県への経常移転(2015年(平成27年)基準で追加)

ア.市町村たばこ税都道府県交付金、イ.分担金及び負担金のうち市町村からのもの(資本移転は除く)、ウ.諸収入のうち受託事業収入のうち市町村からのもの、エ.諸収入のうち雑入のうち市町村からのもの、オ.補助費等のうち都道府県に対するもの(資本移転は除く)が該当する。

(10) 市町村から市町村への経常移転(2015年(平成27年)基準で追加)

ア.分担金及び負担金のうち同級他団体に対するもの(資本移転は除く)、イ.補助費等のうち同級他団体に対するもの(資本移転は除く)、ウ.補助費等のうち一部事務組合に対するもの(資本移転は除く)が該当する。

上記以外に一般政府内の相互間に経常移転があればすべて記録する。項目について前述しているものに関しても、受払両者が存在する場合はネット値を記録せず、それぞれのグロス値を記録する。

図表2.2-46に上記で例示した一般政府内相互の受払いを示す。

なお、補助費等の支出先団体については、地方財政状況調査の統計表の中にある「歳出内訳及び財源内訳」表で都道府県別に性質×目的の歳出額が把握できる。

図表2.2-46 一般政府内相互の受払い

受取		支払		域外(中央政府等)			域内(自県の地方政府等)			域外(他県の地方政府等)		
		中央政府	全国社会保障基金	中央政府	全国社会保障基金	県	市町村	地方社会保障基金	県	市町村	地方社会保障基金	
域外 (中央政府等)	中央政府			(3)			(8)					
	全国社会保障基金											
域内 (自県の 地方政府等)	県	(1)			(9)		(4)					
	市町村			(5)	(10)							
	地方社会保障基金	(2)		(6)	(7)							
域外 (他県の 地方政府等)	県			(4)								
	市町村											
	地方社会保障基金											

### 3.3 他に分類されない経常移転

他に分類されない経常移転は、他に分類されない経常移転（罰金を除く）と罰金がある。

#### 3.3.1 他に分類されない経常移転（罰金を除く）

他に分類されない経常移転（罰金を除く）には、対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、諸会費、他の負担費、家計間の仕送り金、贈与金のほか、他では表章されないあらゆる経常移転が含まれる。

他に分類されない経常移転（罰金を除く）は、「（1）対家計民間非営利団体への経常移転」と「（2）対家計民間非営利団体以外への経常移転」とに分けて推計を行う。

また、他に分類されない経常移転（罰金を除く）は受払い両面の推計となっている。

なお、贈与金、債権償却取立益、海外との経常移転の受払、経常国際協力については県民経済計算では推計対象とはしない。

2015年（平成27年）基準では、中央政府及び全国社会保障基金の支払は、県内制度部門には記録せず、これらからの受取のみを県内制度部門に記録する。

図表2.2-47に制度部門別、他に分類されない経常移転（罰金を除く）の取引内訳表を示す。

図表2.2-47 制度部門別、他に分類されない経常移転（罰金を除く）の取引内訳表

	支払					受取				
	非金融	金融	地方政府等	家計	非営利	非金融	金融	地方政府等	家計	非営利
(1) 寄付金等										
(2) 諸会費、他の負担費										
(3) 家計間の仕送り金 贈与金										
(4) 一般政府の経常移転										○
(5) 債権償却取立益										

(注) 1. : 県民経済計算では推計しない。

2. (4) 一般政府の経常移転の2段書きは以下のとおり。

上段：支払は「地方政府等」のみ記録する。他方、受取欄に がある非金融、金融、家計、非営利の受取は、「地方政府等」からのみでなく、「一般政府（中央政府等、地方政府等）」からの受取となる。

下段：支払欄に がある非金融、金融、家計、非営利の支払先は、「地方政府等」のみでなく、「一般政府（中央政府等、地方政府等）」である。他方、受取は「地方政府等」のみ記録する。

第2章 制度部門別所得支出勘定  
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）  
 3. その他の経常移転

（参考）他に分類されない経常移転（罰金を除く）の制度部門別項目

制度部門	受払	項目（県民経済計算集計項目）
非金融法人企業	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
金融機関	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
地方政府等	支払	対家計民間非営利団体への経常移転
		地方社会保障基金から対家計民間非営利団体への経常移転（その他の経常移転）
		居住者（非金融法人企業）への経常移転
		居住者（金融機関）への経常移転
	受取	居住者（家計）への経常移転
		居住者（非金融法人企業）からの経常移転
		居住者（金融機関）からの経常移転
対家計民間非営利団体	受取	居住者（家計）からの経常移転
		一般政府及び非金融法人企業からの寄付金
		金融機関からの寄付金
		一般政府からの経常移転
		社会保障基金（地方・全国）からの経常移転
家計	支払	家計からの諸会費、他の負担費
		対家計民間非営利団体への諸会費、他の負担費
		一般政府への経常移転
	受取	仕送金、贈与金（注）
		一般政府からの経常移転
		仕送金、贈与金（注）

（注）贈与金は地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

(1) 対家計民間非営利団体への経常移転

対家計民間非営利団体が受け取る寄付、補助金、会費等であり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計が支払うものである（図表2.2-48参照）。

図表2.2-48 対家計民間非営利団体が受け取る経常移転

支払部門	費目	
非金融法人	寄付金	
金融機関	寄付金	
一般政府	国	国際文化団体補助金、私立大学経常費補助金、福祉医療機構事務費補助金等
	県・市町村	補助費（一部）、児童保護措置費（私立保育所分）、老人措置費（民間老人ホーム分）
	社会保障基金（地方・全国）	身体障害者等福祉対策事業費補助金、地方公務員共済組合保健経理への操入金等
家計	諸会費、他の負担費	

受取（対家計民間非営利団体）

対家計民間非営利団体の受取 = 全国値 × 分割比率

ここで、

- ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章 第2節 18非市場生産者 ア．産出額）。

支払（非金融法人企業、金融機関、地方政府等、家計）

ア．非金融法人企業、イ．金融機関、ウ．地方政府等、エ．家計別に推計する。

ア．非金融法人企業

寄付金 = 全国値 × 分割比率

ここで、

- ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）の法人事業税の自県分の対全国比による。

イ．金融機関

寄付金 = 全国値 × 分割比率

ここで、

- ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）の法人事業税の自県分の対全国比による。

ウ．地方政府等

決算書及び財政収支調査よりとる。なお、中央政府等による支払は記録しない。

エ. 家計

(ア)二人以上の世帯、(イ)単身者世帯別に負担費を推計し、その合計を全国値で按分する。

(ア) 二人以上の世帯の負担費

二人以上の世帯の負担費 = 該当項目の支出費用 × 二人以上の世帯数

ここで、

- ・ 該当項目の支出費用： 諸会費、 他の負担費、『家計調査』(総務省)よりとる。
- ・ 二人以上の世帯数： 第三部支出系列 2章 第1節「1. 家計最終消費支出(1) 世帯数の推計 ア 二人以上の世帯」で推計したものをを用いる。

(イ) 単身者世帯の負担費

単身世帯の負担費 = 該当項目の支出費用 × 単身世帯数

ここで、

- ・ 該当項目の支出費用： 諸会費、 他の負担費、『全国消費実態調査(単身世帯編)』(総務省)よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。
- ・ 単身世帯数： 第三部支出系列 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出(1) 世帯数の推計 イ 単身世帯」で推計したものをを用いる。

(ウ) 諸会費、他の負担費

諸会費、他の負担費 = 全国値 × 分割比率

ここで、

- ・ 分割比率：(二人以上の世帯の負担費 + 単身世帯の負担費)の対全国比

(2) 対家計民間非営利団体以外への経常移転

家計間の仕送り金

ア. 支払(家計)

二人以上の世帯、単身世帯別に推計する。

(ア) 二人以上の世帯

二人以上の世帯の支払 = (遊学仕送り金 + その他の仕送り金)  
× 二人以上の世帯数

ここで、

- ・ 遊学仕送り金、その他の仕送り金：  
『全国消費実態調査』(総務省)よりとる。中間年

は『家計調査』で補間、補外する。

- ・二人以上の世帯数：第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出(1) 世帯数の推計 ア 二人以上の世帯」で推計したものをを用いる。

(イ) 単身世帯

単身世帯の支払 = (遊学仕送り金 + その他の仕送り金) × 単身世帯数

ここで、

- ・遊学仕送り金、その他の仕送り金：  
『全国消費実態調査』(総務省)よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。
- ・単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる。

イ. 受取(家計)

遊学仕送り金、その他の仕送り金別に推計する。

(ア) 遊学仕送り金

通学仕送り金の受取 = [ { 遊学仕送り金(二人以上の世帯・全国平均) × 全国二人以上の世帯数 } + { 遊学仕送り金(単身世帯・全国平均) × 全国単身世帯数 } ]  
× 分割比率

ここで、

- ・遊学仕送り金：『全国消費実態調査』(総務省)よりとる。中間年は『家計調査報告』で補間、補外する。
- ・全国二人以上世帯数、単身世帯数：  
支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる。
- ・分割比率：『学校基本調査』(文部科学省)より「学部学生数」の自県分の対全国比を求める。

(イ) その他の仕送り金

受取 = 支払とする。

一般政府

ア. 受取

(ア) 中央政府の地域事業所

金融機関、非金融法人企業等からの用途指定寄付金受入、高齢・障害・求職者雇用支援機構の納付金収入等をとる。日本銀行(金融機関)からの中央政府への経常移転分として日本銀行の非市場産出分をとる(第一部 生産系列 第2章「第2節10(1)69金融業」(ア)日本銀行の産出額)。なお、県民経済計算の2015年(平

成27年）基準では、当該処理は東京都のみ行う。

(イ) 地方政府（県・市町村）

金融機関、非金融法人企業から県・市町村への経常移転として、企業版ふるさと納税（地方創生税制に係る寄付金）の他、該当するものがあれば記録する。また、家計から県・市町村への経常移転としてふるさと納税の他、該当するものがあれば記録する。

(ウ) 地方社会保障基金

金融機関、非金融法人企業、家計から地方社会保障基金への経常移転があれば、記録する。

イ. 支払（一般政府からの支払）

(ア) 家計への支払い

a. 中央政府の地域事業所

家計への経常移転として、外国人留学生給与、文化功労者年金、日本学士院会員年金、重要無形文化財保存特別助成金等をとる。なお、この支払は県内制度部門の地方政府等には記録しない。

b. 地方政府（県・市町村）

家計への経常移転として、補助費等のその他に対するもののうち、労働費の失業対策費、教育費の社会教育費、保健体育費の体育施設費等をとる。

c. 社会保障基金（全国・地方）

地方社会保障基金及び全国社会保障基金の地域事業所から家計への「他に分類されない経常移転（罰金を除く）」があれば記録する。なお、全国社会保障基金分は、地方政府等の県内制度部門の支払には記録しない。

(イ) 非金融法人企業、金融機関への支払

非金融法人企業、金融機関の「他に分類されない経常移転（罰金を除く）」の中央政府等・地方政府等からの受取は、たとえば、非金融法人企業では労働保険特別会計（労災勘定）から労働者健康安全機構への交付金、中小企業福祉事業費補助金などがあり、金融機関では企業年金基金等給付費負担金などがある。

非金融法人企業・金融機関の受取 = 全国値 × 分割比率

ここで、

・分割比率：営業余剰の自県分の対全国比

一般政府の支払 = 非金融法人企業、金融機関の受取

ウ. 一般政府全国値の分割

一般政府の全国値を分割して推計する場合は、付表6（1）の計数による按分比

率を使用して、一般政府の全国値を、中央政府、地方政府、社会保障基金（全国・地方）に按分する。社会保障基金については地方社会保障基金分のみを表章する。

地方政府は、地方財政統計年報（2-4-3表、2-4-9表）の五補助費等のうち補助交付金を使用して、県と市町村に按分する。

全国社会保障基金と非金融法人企業・金融機関の移転項目としては、例えば、労働保険特別会計の雇用安定等給付金（支払）や公的企業と格付けされている特別会計等が負担する公経済負担（受取）が該当する。

地方社会保障基金と非金融法人企業・金融機関の移転項目としては、例えば、法人企業に格付けされる経理との繰入（支払、受取）や公的企業に格付けされる地方公営企業会計等の負担する公経済負担（受取）が該当する。

社会保障基金については、決算書及び財政収支調査よりとる。

### （3）償却債権取立益

この償却債権取立益の額は、現在のところ微小であるので、県民経済計算では推計対象としない。

なお、債権償却取立益の原因となる償却済み債権は、現状では市場性を持たないため、金融資産ではなく不確定資産として扱われ、償却後に返却された償却債権取立益は、その他の資産量変動ではなく現金による移転として扱われる。

その場合、償却を行った時点で、会計上債権に基づく請求権は消滅したとみなす（法的な請求権はあったとしても）ため、その移転は旧債務者の一方的な返済とみなされ、「経常移転」として扱われる。

### 3.3.2 罰金

罰金の支払いは、非金融法人、金融機関、家計に、受取は、地方政府等に記録する（図表2.2-49参照）。なお、中央政府等の受取は、県内制度部門へは記録されず、支払（非金融法人、金融機関、家計）のみが県内制度部門に記録される。

図表2.2-49 罰金の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		
家計		
民間非営利		

#### (1) 範囲

罰金には、次のように通常の罰金のほかに延滞金や追徴金等も含まれる。

中央政府の地域事業所  
 懲罰及び没収金  
 追徴金  
 延滞金

地方政府（県・市町村）  
 延滞金、加算金過料

地方社会保障基金  
 延滞金

#### (2) 推計方法

一般政府（受取）

ア．中央政府の地域事業所

中央政府の地域事業所の受取 = 全国値 × 分割比率

ここで、

・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の  
 自県分の対全国比とする。

イ．地方政府（県・市町村）

「決算書」による。

ウ. 地方社会保障基金

直接照会が原則であるが、全国値を分割する場合は、以下の式による。

社会保障基金の受取 = 社会保障基金全国値 × 分割比率

ここで、

分割比率：現実社会負担総額の自県分の対全国比による（第2節2.2.1 現実社会負担）。

社会保障基金の全国と地方の分割は、各県の現実社会負担における全国と地方社会保障基金の負担額のウェイトで按分する。なお、延滞金は加入者数に比例すると考えられることから、全国と地方社会保障基金の加入者数が把握できる場合は、加入者数比率で按分する。

非金融法人企業、金融機関、家計（支払）

直接支払部門の計数が明確なものはそれにより、それ以外は受取額をもって支払額とし、全国の制度部門別割合を準用して制度部門に分割する。

### 第3節 最終消費支出

支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、地方政府等最終消費支出がそれぞれの制度部門に記録される。

### 第4節 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保険制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担 + 雇主の帰属年金負担  
+ 家計の現実年金負担 + 家計の追加社会負担  
- 年金制度の手数料 - その他の社会保険年金給付

なお、ここでの現実年金負担は、確定給付型年金（退職一時金（民間等）を含む）及び確定拠出型年金に係る現実年金負担である。

なお、年金受給権の変動調整は上記のような調整項目であり、「第2次所得の分配（経常移転）」（第2節）の項目ではないことに注意を要する。その記録については、第1章の「1. 制度部門別所得支出勘定の表章形式」の金融機関並びに家計を参照。また、第3章「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳を参照のこと。

### 第5節 貯蓄

制度部門ごとに、受取合計から支払合計を差し引いたものとして求められる。

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳（表）

項目	推計方法
<p>1. 雇用者報酬</p> <p>(1) 賃金・俸給</p> <p>(2) 雇主の社会負担</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 雇主の現実社会負担</p> <p style="padding-left: 20px;">b. 雇主の帰属社会負担</p> <p>2. 財産所得(非企業部門)</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 受取</p> <p style="padding-left: 20px;">b. 支払</p> <p>(1) 一般政府(地方政府等)</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 受取</p> <p style="padding-left: 20px;">b. 支払</p> <p>(2) 家計</p> <p style="padding-left: 20px;">利子</p> <p style="padding-left: 40px;">a. 受取</p> <p style="padding-left: 40px;">b. 支払(消費者負債利子)</p> <p style="padding-left: 20px;">配当(受取)</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の投資所得(受取)</p> <p style="padding-left: 20px;">賃貸料(受取)</p> <p>(3) 対家計民間非営利団体</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 受取</p> <p style="padding-left: 20px;">b. 支払</p>	<p>「家計」の受取である県民ベースの雇用者報酬が内訳別に細分され記録される。</p> <p>「地方政府等」の財産所得(利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する投資所得・賃貸料)の受取・支払が記録される。</p> <p>「家計」の利子・配当・その他の投資所得・賃貸料の受取と、「家計」(個人企業を除く)の消費者負債利子が記録される。</p> <p>「対家計民間非営利団体」の財産所得の受取・支払が記録される。</p>
<p>3. 企業所得</p> <p>(1) 民間法人企業</p> <p>(2) 公的企業</p> <p>(3) 個人企業</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 農林水産業</p> <p style="padding-left: 20px;">b. その他の産業</p>	<p>「非金融法人企業」と「金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除し、さらに公的企業所得を控除して記録される。</p> <p>「公的非金融法人企業」と「公的金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除して記録される。</p> <p>「家計」に含まれる個人企業の中の農林水産業の混合所得から農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して記録される。</p> <p>「家計」に含まれる個人企業の中のその他の産業の混合所得から非農林水産業の支払利</p>

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳

項目	推計方法
c . 持ち家	<p>子と支払賃貸料を控除して記録される。</p> <p>「家計」に含まれる持ち家の営業余剰から持ち家の支払利子と支払賃貸料を控除して記録される。</p>
4 . 県民所得（要素費用表示）	1 + 2 + 3
<p>5 . 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）</p> <p>6 . 県民所得（第1次所得バランス）</p>	<p>4 . 県民所得に、所得支出勘定の地方政府部門の受払に記録されているものから算出する。</p> <p>「生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)」を加算して、記録する。</p>
<p>7 . 経常移転の受取（純）</p> <p>(1) 非金融法人企業及び金融機関</p> <p>(2) 一般政府（地方政府等）</p> <p>(3) 家計（個人企業を含む）</p> <p>(4) 対家計民間非営利団体</p>	<p>制度部門別に財産所得以外の移転項目（「年金受給権の変動調整」を除く）の受払の純（ネット）額を記録する。</p>
<p>8 . 県民可処分所得（6 + 7）</p> <p>(1) 非金融法人企業及び金融機関</p> <p>(2) 一般政府（地方政府等）</p> <p>(3) 家計（個人企業を含む）</p> <p>(4) 対家計民間非営利団体</p>	<p>可処分所得は、制度部門別に受取った所得から経常移転支払いを控除したものを記録する。</p> <p>消費と貯蓄の合計に等しい。</p>
(参考) 県民総所得（市場価格表示）	<p>支出系列の欄外の県民総所得を記録する。（なお、生産・輸入品に課される税（控除）補助金には中央政府分も含める。）</p>

## 参考 所得支出勘定と域外勘定の関連

### (1) 概要

制度部門別所得支出勘定は県民ベースで取引項目の受払が推計される。

そしてそれぞれの差額が域外との取引として表現される。それぞれの取引において域外からの受取、域内からの受取、域外への支払、域内への支払を明示的に推計する必要がある。

域外との取引がネットでしかとらえることができない項目については、支払か受取にネットで記録する。支払と受取がそれぞれ推計可能な項目は、それぞれ支払及び受取に記録することとする。

なお、域外勘定には、海外取引での受払も含む。

#### 雇用者報酬

推計上、県外への雇用者報酬、県外からの雇用者報酬に分けて推計されるので問題ない。

#### 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

中央政府分の生産・輸入品に課される税（控除）補助金を受取に記録する。

#### 財産所得

域内部門の受取合計が域内部門の支払合計より大きければ、その差額を域外部門の支払として記録する。その差がマイナスであれば逆に域外部門の受取として記録する。

#### 経常移転

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得、最終消費支出、貯蓄以外の項目の合計が域外勘定に記録される。これら項目についても、財産所得と同様に取り扱う。

(例示) < 財産所得の受払 >

	制度部門合計		域外からの 財産所得	域外への 財産所得
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 利子	3,562.1	2,911.2	650.9	
(2) 法人企業の分配所得	2,855.8	2,063.2	792.6	
(3) その他の投資所得	829.4	799.0	30.4	
a. 保険契約者に帰属する投資所得	608.2	577.8	30.4	
b. 年金受給権に係る投資所得	132.8	132.8		
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得	88.4	88.4		
(4) 賃貸料	280.9	338.0		57.1
合計	7,528.2	6,111.4	1,473.9	57.1

受取・支払	1,416.8
-------	---------

< 経常移転の受払 >

	制度部門合計		域外からの 経常移転	域外への 経常移転
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 所得・富等に課される経常税	3,673.2	3,673.2		
a. 所得に課される税	3,121.2	3,121.2		
b. その他の経常税	552.0	552.0		
(2) 純社会負担	4,956.8	5,369.2		412.4
a. 雇主の現実社会負担	2,464.9	2,679.2		214.3
b. 雇主の帰属社会負担	102.7	102.7		
c. 家計の現実社会負担	2,278.3	2,476.4		198.1
d. 家計の追加社会負担	132.8	132.8		
e. (控除) 年金制度の手数料	21.9	21.9		
(3) 現物社会移転以外の社会給付	5,458.2	5,084.5	373.7	
a. 現金による社会保障給付	4,000.6	3,680.6	320.0	
b. その他の社会保険年金給付	671.6	617.9	53.7	
c. その他の社会保険非年金給付	257.4	257.4		
d. 社会扶助給付	528.6	528.6		
(4) その他の経常移転	7,061.0	7,180.6		119.6
合計	21,149.2	21,307.5	373.7	532.0

受取・支払	-158.3
-------	--------

財産所得の受払と同様に集計して記録する。

< 域外勘定：域外側からの記録 >

経常取引

財貨・サービスの移出入（純）	-5,989.7	雇用者報酬	921.6
雇用者報酬	3,686.3	生産・輸入品に課される税 （中央政府）	483,903.0
財産所得の支払（純）	1,416.8	（控除）補助金（中央政府）	-33,068.0
経常移転の支払（純）	-158.3		
経常収支（域外）	452,801.5		
支 払 計	451,756.6	受 取 計	451,756.6